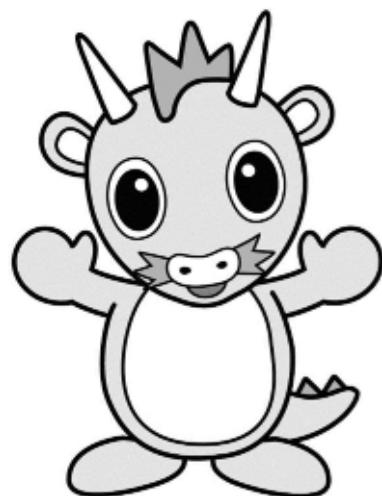


さいたま市成長加速化戦略

～市民・企業から選ばれる都市へ～

令和元(2019)年度改定版



令和元年 12 月

さいたま市

「市民・企業から選ばれる都市」の実現に向けて



市民一人ひとりがしあわせを実感できる都市を実現したい。平成21年5月の市長就任以来、この思いを胸に市政に当たってまいりました。

そして、市長の2期目においては、これから約100年を見据えた活力あるまちづくりを進める観点から、市民一人ひとりがしあわせを実感できるしあわせ実感都市、市民や企業から選ばれる都市を目指して、東日本の中枢都市構想の推進など5つの都市像を基本としたまちづくりに取り組んでまいりました。

おかげをもちまして、政令指定都市でトップレベルの財政の健全性を維持しながら、人口の増加数で3番目、この10年間の本社の転入超過企業数は3位になるなど、成長力の高い都市となりました。

しかしながら、今後、急速な少子高齢化に伴う高齢世帯の増加や核家族化、コミュニケーション力の低下、公共施設の老朽化などが進み、社会保障関連経費等の増大が見込まれるなど、本市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

私は、このような課題を克服し、東日本の中枢都市として、成長・発展していくためには、これから約5年、約10年が最も重要な時期であると考えております。

さいたま市成長戦略の策定から4年間、各取組を推進することにより、一定の成果は得られたと認識しておりますが、更なる成長軌道を描き、市民・企業から選ばれる都市を実現するため、3期目の市長選挙において公約した「さいたま市新成長戦略」に基づき、「さいたま市成長加速化戦略」を策定し、7つのプロジェクトを位置付け、民間活力を生かしながら、これまで以上に成長を加速化させてまいります。

最後に、東日本の中枢都市としての礎を築き、持続可能な成長・発展を遂げるため、現状に満足することなく、市民・企業・団体の皆様と共に、スピード感を持って、全力を尽くしてまいります。

平成29年12月

さいたま市長 清山勇人

目 次

第1章 さいたま市成長加速化戦略の策定に当たって ······ 1

1 基本的考え方 ······	2
2 位置付け ······	2
3 計画期間 ······	2
4 概念図 ······	3
5 推進体制等 ······	4
6 進行管理 ······	5

第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～ ······ 7

1 東日本の中枢都市づくりの推進・東日本広域経済圏構想 ······	9
①駅・鉄道網・広域道路網・空港とのアクセス強化など交通インフラの拡充	
1-1 大宮駅の機能高度化と交通基盤整備等の推進 ······	11
1-2 大栄橋の耐震化の推進 ······	12
1-3 新幹線大宮駅始発復活 ······	13
1-4 地下鉄7号線の延伸 ······	14
1-5 LRT（東西交通大宮ルート）の推進 ······	15
1-6 新大宮上尾道路の整備促進 ······	16
1-7 首都高速道路埼玉新都心線の延伸の推進 ······	17
1-8 空港アクセスの強化 ······	18
②2都心4副都心の都市機能の向上と、与野本町駅周辺地区まちづくりマスターplan 及び地域まちづくりの推進	
1-9 民間活力を生かした大宮駅周辺等のまちづくり ······	19
1-10 大門町2丁目中地区再開発事業の推進 ······	20
1-11 大宮区役所新庁舎の整備 ······	21
1-12 氷川参道環境整備 ······	22
1-13 大宮駅周辺の旧中山道歩道整備・無電柱化 ······	23
1-14 桜木駐車場用地活用事業 ······	24
1-15 大宮駅西口第三地区の再開発などの推進 ······	25
1-16 浦和駅西口のまちづくりの推進 ······	26
1-17 副都心としての岩槻地区の都市機能の強化 ······	27
(再掲) 地下鉄7号線の延伸(1-4) ······	28
1-18 美園地区のまちづくりの推進 ······	29

1-19-1	中央区役所周辺の公共施設再編	30
1-19-2	与野中央公園の整備	31
1-19-3	与野本町駅周辺の利便性の向上	32
1-19-4	与野本町小学校複合施設整備事業	33
1-19-5	歴史を伝える本町通りのまちづくり	34
1-19-6	芸術劇場と地域が連携したまちづくり	35
1-20	未利用地の利活用の推進	36
1-21		
1-21-1	区画整理等の推進（日進駅・西大宮駅周辺）	37
1-21-2	区画整理等の推進（浦和美園駅周辺）	38
1-21-3	区画整理等の推進（東浦和駅周辺）	39
1-21-4	区画整理等の推進（武蔵浦和駅周辺）	40
1-21-5	区画整理等の推進（与野駅・南与野駅周辺）	41
1-21-6	区画整理等の推進（岩槻駅周辺）	42
1-21-7	区画整理等の推進（組合土地区画整理事業）	43
③	ビジネス交流の推進	
1-22	東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進	44
2	日本一安全で環境に優しい「都市の強靭化」	45
2-1	さいたま市強靭化計画の推進	47
2-2	総合特区事業の推進	48
2-3	新“見沼セントラルパーク”の推進	49
2-4	防災都市づくり計画の推進	50
2-5	大規模火災から生命を守る広域避難場所の拡充	51
2-6	防災アドバイザーの活用による地域防災力の強化	52
2-7	元消防職員による消防協力体制整備	53
2-8	ハイパーエネルギーステーション等の市内拡大	54
2-9	無電柱化の推進	55
3	スポーツ No1 都市戦略	57
3-1	女子スポーツ支援事業	59
3-2	スポーツコミッショナリ化推進事業	60
3-3	さいたまクリテリウムの民間移行	61
3-4	スポーツチームと連携した地域経済活性化	62
3-5	スポーツ施設の拡充とスポーツシユーレの整備	63
3-6	スポーツ振興基金を活用した選手の競技力向上	64
4	国際観光都市 MICE 戦略・農業及び食を活用した観光産業戦略	65
4-1	次世代型スポーツ施設の誘致・整備	67
4-2	MICE施設の充実	68
4-3	MICE推進事業	69
4-4	地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進	70

4-5 地域資源や食文化を活用した観光振興	71
4-6 見沼田圃基本計画の推進と新たな活用	72
4-7 官民一体となったWi-Fi環境の整備	73
4-8 東日本連携広域周遊ルート事業	74
4-9 民間と連携したシティセールスの強化	75
5 健康産業育成・医療ものづくり都市構想	77
5-1 医療ものづくり都市構想第2期行動計画の推進	79
5-2 技術力を生かした医工連携による企業支援強化	80
6 グローバル企業の育成支援・企業誘致の拡充と国際展開支援	81
6-1 企業誘致支援の拡充とオフィス、産業用地創出	83
6-2 ドイツ・バイエルン州との経済連携の拡充	84
6-3 海外新市場への販路拡大と企業支援拡充	85
6-4 水道事業の国際協力拡大	86
7 グローバル時代の国際教育文化都市	87
7-1 グローバル人材を育成する中等教育学校の整備	89
7-2 「グローバル・スタディ」推進事業	90
7-3 未来に向けた盆栽文化の継続・発展	91
7-4 岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興	92
7-5 岩槻歴史街道事業の推進	93
7-6	
7-6-1 文化芸術を活用した福祉施策の拡充	94
7-6-2 アート・イン・スクール	95
7-6-3 文化芸術を活用した商業振興事業	96
7-7 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催	97
参考	99

第1章

さいたま市成長加速化戦略の策定に当たって

■第1章　さいたま市成長加速化戦略の策定に当たって

1 基本的考え方

さいたま市では、人口減少・少子高齢化の到来や生産年齢人口の減少に伴う、経済規模の縮小が見込まれる中、「市民・企業から選ばれる都市」を主眼において重点的に行う取組を、平成26年4月に「さいたま市成長戦略（以下、「成長戦略」といいます。）」として策定し、推進してきました。

成長戦略の策定・推進から4年間、各取組を推進することにより、一定の成果は得られたと認識していますが、更なる成長軌道を描いていくためには、残された課題に迅速かつ着実に対応し、これまで以上に成長を加速化し、市民・企業から選ばれる都市を実現していかなければなりません。

これらの状況を踏まえ、現行の成長戦略が示す大きな方向性は継承しつつ、市長公約である「さいたま市新成長戦略」に基づき、「さいたま市成長加速化戦略」を策定します。

策定に当たっては、平成25年度～平成28年度の成果を踏まえるとともに、実行性をより確実に確保するため、目標の明確化等取組内容を具体化し、事業の一層の推進を図ります。

2 位置付け

さいたま市では、市政運営の最も基本となる計画「さいたま市総合振興計画」を策定しています。

総合振興計画は、長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするもので、本市の将来都市像や行政施策の大綱を掲げる「基本構想」、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に定められた施策を展開するため、具体的な事業を定める「実施計画」の3層から構成されています。

本プランは、「実施計画」で定める事業のうち、令和2年度までに本市が重点的に取り組む、市民・企業から選ばれる都市を実現するための事業をまとめたものです。

3 計画期間

計画期間は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」といいます。）が開催される令和2年（2020年）を視野に入れながら、他計画との整合を図り、平成29年度～令和2年度とします。

■第1章 さいたま市成長加速化戦略の策定に当たって

4 概念図

成長を支える7つのエンジン（プロジェクト）を軸に、民間活力をこれまで以上に取り入れながら、成長を加速化させ、「市民・企業から選ばれる都市」を実現します。



■第1章 さいたま市成長加速化戦略の策定に当たって

5 推進体制等

(1) 推進体制

成長加速化戦略の着実な推進に当たっては、以下のような体制を構築し、スピード感を持って着実に実施します。

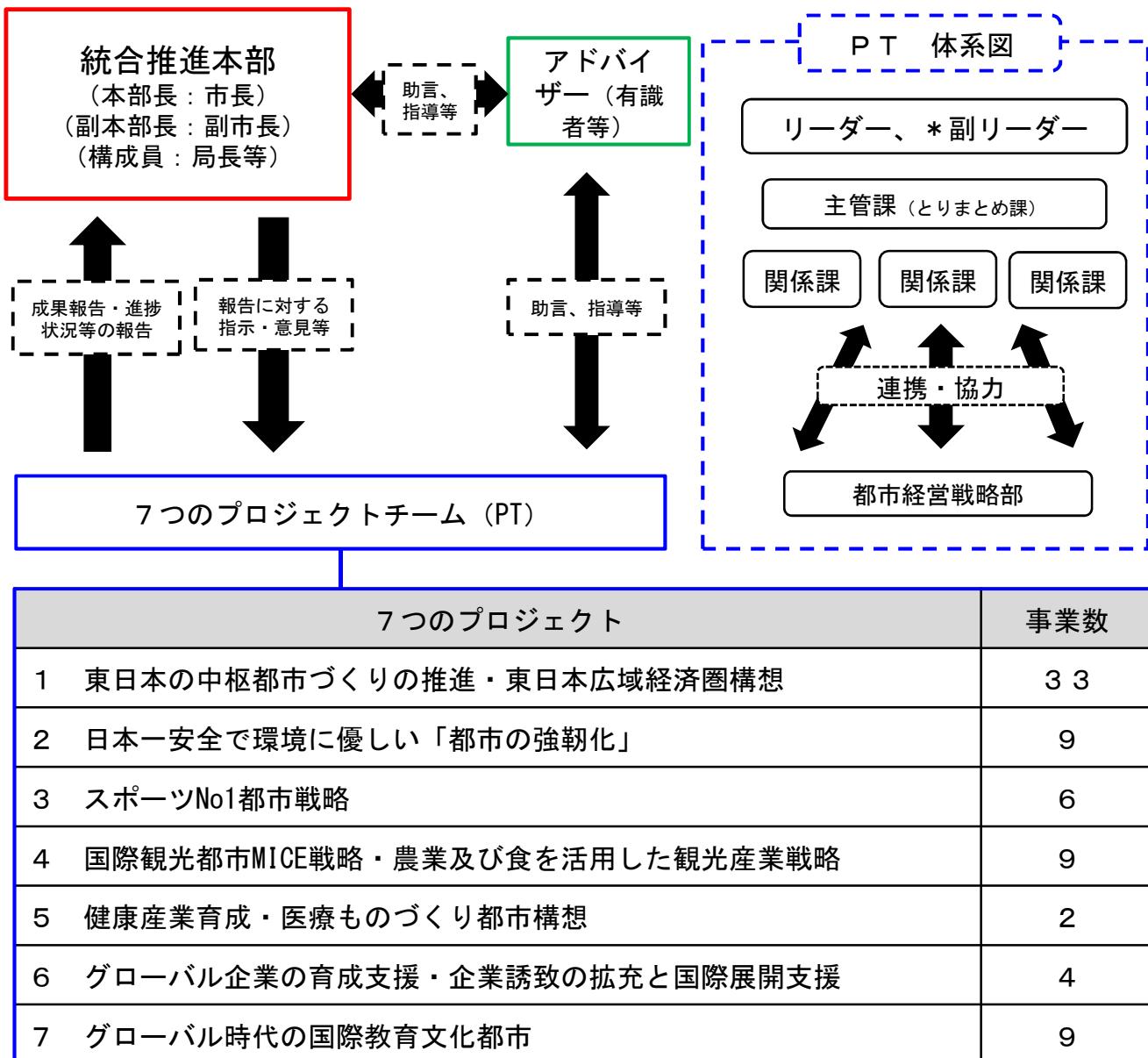
①全体の推進

既に設置している「地方創生・成長加速化戦略統合推進本部」により、成長加速化戦略を総合的・戦略的に推進していきます。

また、必要に応じて、アドバイザー（有識者等）からの助言、指導等を聴取します。

②事業の推進

PTリーダー（*必要に応じ副リーダー設置）及び関係部局による7つのプロジェクトチームを新たに設置し、各事業の着実な推進、進捗管理を実施します。



■第1章　さいたま市成長加速化戦略の策定に当たって

（2）推進に当たって

成長加速化戦略の事業は、総合振興計画の「後期基本計画」で示す各行政分野の施策を展開するための具体的な事業である、実施計画事業のうち、令和2年度までに本市が重点的に取り組む「市民・企業から選ばれる都市」を実現するための事業です。

そのため、成長加速化戦略の事業の成果は、「後期基本計画」で示す施策にかかる成果指標の数値の動向に大きく影響を及ぼします。

そこで、本書の巻末「参考」に、成長加速化戦略の事業の成果として、特に関連する「後期基本計画」の成果指標を掲載しました。

6 進行管理

（1）各年度の進行管理（内部評価）

成長加速化戦略の各年度における進行管理は、各事業に設定した目標に対する達成状況を点検し、各事業の評価を実施の上、進捗状況を確認します。

最終年度の令和2年度の評価に当たっては、これに加えて、4年間の目標にする達成状況についても評価を実施します。

（2）外部評価

成長加速化戦略の進行管理に当たっては、事業の進捗状況や成果を客観的に検証するため、有識者等による評価委員会を設置し、外部評価を実施します。

外部評価に当たっては、平成30年度及び令和元年度においては、前年度までの進捗状況に基づき評価を行い、令和2年度においては、令和元年度までの進捗状況及び令和2年度の進捗見込みに基づき評価を実施します。

なお、外部評価結果については、社会経済情勢の動向なども踏まえながら、本プラン或いは総合振興計画の実施計画などへ反映させていきます。

第2章

7つのプロジェクト ～目指すべき方向性、実施事業～

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

1 東日本の中核都市づくりの推進・東日本広域経済圏構想

■現状・課題

<現状>

- ・新大宮上尾道路の一部区間（与野～上尾南）の事業決定
- ・地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸及び東西交通大宮ルートの新設について、交通政策審議会の答申に位置付け
- ・大宮駅・浦和駅周辺等の再開発事業や美園地区等の土地区画整理事業などを始めとしたまちづくりを推進
- ・さいたま市が、東日本の対流拠点として、平成27年度に首都圏広域地方計画に位置付け

<課題>

2都心・4副都心等の都市機能の分担を始め、東日本の中核都市として連携・交流機能の集積及び強化を図るとともに、より一層のまちづくりの推進が不可欠

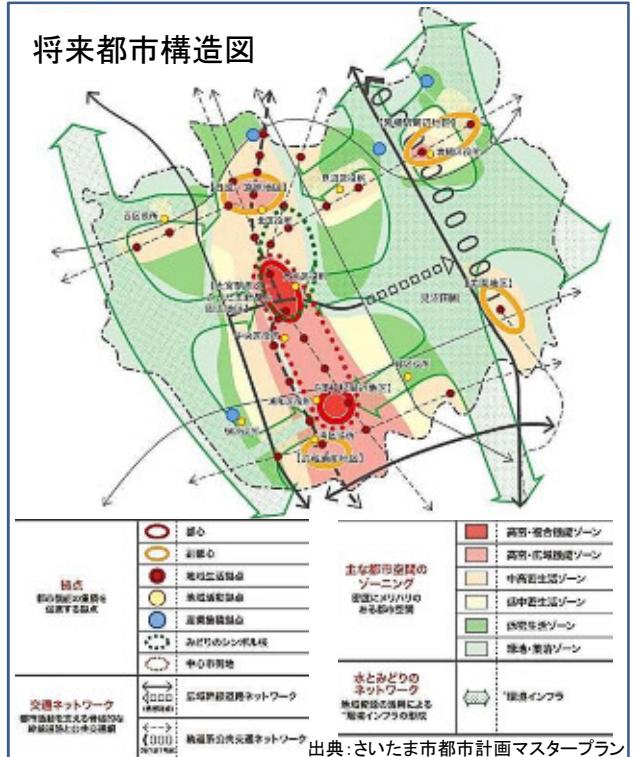
■目指すべき方向性と主な取組

2都心・4副都心等における交通インフラ及び地域資源と連動した都市機能の分担・強化を推進し、東日本の中核都市としてのプレゼンスを確立します。

<主な取組>

- ・地下鉄7号線の事業性の確保や空港アクセスの強化等の取組を推進し、東日本の玄関口として、交通利便性を一層強化します。
- ・大宮駅グランドセントラルステーション化構想や浦和駅西口の再開発事業等の推進により、都市機能を充実させ、人・モノ・情報が集積する対流拠点を創出します。
- ・「美しい園プロジェクト」として、美園地区のコンセプトを生かしたまちづくりを推進します。
- ・東日本各都市との広域連携の実施により、ビジネス交流を推進します。

将来都市構造図



■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

1 東日本の中核都市づくりの推進・東日本広域経済圏構想

①駅・鉄道網・広域道路網・空港とのアクセス強化など交通インフラの拡充

- 1-1 大宮駅の機能高度化と交通基盤整備等の推進
- 1-2 大栄橋の耐震化の推進
- 1-3 新幹線大宮駅始発復活
- 1-4 地下鉄7号線の延伸
- 1-5 LRT(東西交通大宮ルート)の推進
- 1-6 新大宮上尾道路の整備促進
- 1-7 首都高速道路埼玉新都心線の延伸の推進
- 1-8 空港アクセスの強化

②2都心4副都心の都市機能の向上と、与野本町駅周辺地区まちづくりマスターplan 及び地域まちづくりの推進

- 1-9 民間活力を生かした大宮駅周辺等のまちづくり
- 1-10 大門町2丁目中地区再開発事業の推進
- 1-11 大宮区役所新庁舎の整備
- 1-12 氷川参道環境整備
- 1-13 大宮駅周辺の旧中山道歩道整備・無電柱化
- 1-14 桜木駐車場用地活用事業
- 1-15 大宮駅西口第三地区の再開発などの推進
- 1-16 浦和駅西口のまちづくりの推進
- 1-17 副都心としての岩槻地区の都市機能の強化
- (再掲) 地下鉄7号線の延伸(1-4)
- 1-18 美園地区のまちづくりの推進
- 1-19
 - 1-19-1 中央区役所周辺の公共施設再編
 - 1-19-2 与野中央公園の整備
 - 1-19-3 与野本町駅周辺の利便性の向上
 - 1-19-4 与野本町小学校複合施設整備事業
 - 1-19-5 歴史を伝える本町通りのまちづくり
 - 1-19-6 芸術劇場と地域が連携したまちづくり
- 1-20 未利用地の利活用の推進
- 1-21
 - 1-21-1 区画整理等の推進(日進駅・西大宮駅周辺)
 - 1-21-2 区画整理等の推進(浦和美園駅周辺)
 - 1-21-3 区画整理等の推進(東浦和駅周辺)
 - 1-21-4 区画整理等の推進(武蔵浦和駅周辺)
 - 1-21-5 区画整理等の推進(与野駅・南与野駅周辺)
 - 1-21-6 区画整理等の推進(岩槻駅周辺)
 - 1-21-7 区画整理等の推進(組合土地区画整理事業)
- ③ビジネス交流の推進
- 1-22 東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進

1－1 大宮駅の機能高度化と交通基盤整備等の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

「東日本中枢都市としての競争力強化」を図るため、大宮駅グランドセントラルステーション(GCS)化構想の策定・推進を図り、大宮駅の機能高度化、駅前広場などの交通基盤整備及び駅周辺のまちづくりの事業化を目指します。

<取組方針>

- ・国等の政策や事業との連携を図ります。
- ・整備・管理区分にとらわれず三位一体で目標を実現していきます。
- ・大宮グランドセントラルステーション推進会議や両部会において積極的に議論していきます。

■ 現状・背景

- ・平成28年度に、大宮グランドセントラルステーション推進会議を設置し、3回の会議を開催しました。
- ・大宮の「強み」や「弱み」、大宮に求められる役割等について議論を行い、目指す姿と取組の方向性を示した「整備方針（案）」を整理しました。
- ・平成29年度は、推進会議の下に基盤整備推進部会とまちづくり推進部会を設置し、積極的な議論を行っており、年度内の構想案の整理を目指しています。

<大宮駅GCS化構想(イメージ図)>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■構想の策定に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・大宮GCS推進会議等開催 ・出前講座の実施 ・シンポジウムの開催 ・パブリックコメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■事業化に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・東西通路 ・駅前広場 ・周辺のまちづくり 			<ul style="list-style-type: none"> ■都市計画決定に向けた手続等 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場などの都市施設
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮駅GCS化構想案の作成 ・周知のためのシンポジウムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 ・大宮駅GCS化構想の策定 ・東西通路と駅前広場に係る概略設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・東西通路と駅前広場に係る基本設計 ・事業加速化のためのシンポジウムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・東西通路と駅前広場に係る詳細設計 ・都市計画決定に向けた図書の作成と公聴会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 駅前広場などの都市施設等の都市計画総覧・決定

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・大宮グランドセントラルステーション推進会議や基盤整備推進部会・まちづくり推進部会等を通じて、JR東日本や東武鉄道株を中心とした鉄道事業者、バス事業者などの交通事業者及び地元まちづくり団体などの関係者間の意向を調整しながら推進します。
- ・大宮駅周辺における都市再生緊急整備地域の指定を契機として、都市再生特別地区などの都市計画制度の活用や都市開発事業に関する支援措置等により、民間連携、民間活力の導入を促進します。

1 – 2 大栄橋の耐震化の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

さいたま市では、震災時の道路交通ネットワークの確保を図るため、埼玉県緊急輸送道路の橋りょうや鉄道・高速道路を跨ぐ橋りょうについて、計画的・重点的に橋脚の耐震補強や桁の落橋防止対策を実施しています。JR宇都宮線・高崎線、東武アーバンパークラインを跨ぐ大栄橋は、耐震補強工事が未実施であることから、早期の耐震化に向け、耐震補強設計や耐震補強工事を実施します。

<取組方針>

- ・大栄橋を、アーチ部^(注1)、西側スロープ部、東側スロープ部の3工区に分けて設計・工事を行います。〔アーチ部・西側スロープ部：鉄道事業者施工、東側スロープ部：市施工〕
- ・設計及び工事を円滑に行うため、工期や工法等について鉄道事業者と協議を進めています。

■ 現状・背景

- ・大栄橋は、大宮駅北側の東西を結ぶ県道さいたま春日部線に架かる重要な橋りょうです。
- ・昭和36年度に架設され、供用開始後56年が経過しています。
- ・県道さいたま春日部線は、緊急輸送道路に指定されており、耐震化が必要となっています。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	■アーチ部				
	鉄道事業者との工事期間等の調整 ※耐震補強設計は平成28年度完了			耐震補強工事(令和元～5年度)	
	■西側スロープ部				
		耐震補強設計			耐震補強工事(令和4～7年度)
目標	鉄道事業者との工事期間等の調整				
	■東側スロープ部			耐震補強設計	耐震補強工事(令和3、6～7年度)
目標	鉄道事業者との耐震補強工事の協議実施及び計画協議書の締結	西側スロープ部の耐震補強設計の完了	アーチ部工事の着手	東側スロープ部の耐震補強設計の完了	アーチ部工事の完了

■ 民間連携・加速化のポイント

工事を委託する鉄道事業者と定期的な協議を実施し、耐震補強工事推進に向け、懸案事項について情報共有を図ります。

(注1) 橋桁の上側に円弧の形状がある橋りょう

1－3 新幹線大宮駅始発復活

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

東日本の中核都市実現のため、新幹線6路線を有する大宮駅の新幹線始発を復活させます。

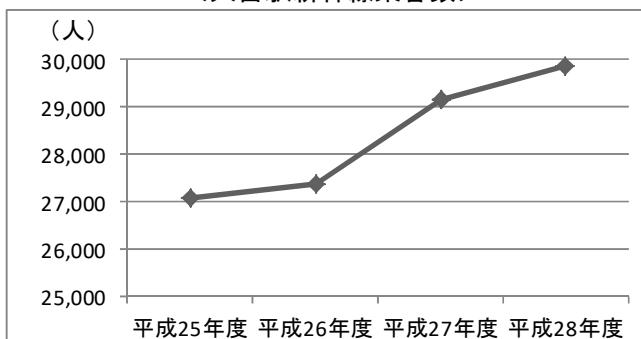
<取組方針>

鉄道事業者に要望を実施します。

■ 現状・背景

- ・新幹線開業当時は、大宮駅が始発駅となっていました。
- ・新幹線停車駅である、品川駅、横浜駅からは、東海道新幹線が始発運行しています。
- ・東京2020大会を控え、東北地方との会場間連携は不可欠であり、新幹線需要の更なる増大が期待されます。
- ・平成29年度に大宮駅臨時始発が6便運行されました。

<大宮駅新幹線乗客数>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	鉄道事業者への要望	鉄道事業者への要望	鉄道事業者への要望	鉄道事業者への要望	大宮駅からの新幹線始発の実現に向けて鉄道事業者への要望を実施
目標	始発の増便	始発の増便	始発の増便	始発の増便	始発の増便

■ 民間連携・加速化のポイント

鉄道事業者への要望に際し、新幹線の大宮駅始発の必要性を丁寧に示すことで、その実現性を高めます。

1－4 地下鉄7号線の延伸

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

浦和美園～岩槻地域の成長・発展を図るため、「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」に基づき、各種方策を推進し、地域の魅力を高め、定住人口及び交流人口の増加を図り、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸事業の評価を向上させます。また、都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者による申請手続きを目指すため、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会から示された課題の解決に向け、関係者による実務レベルの会議を開催します。

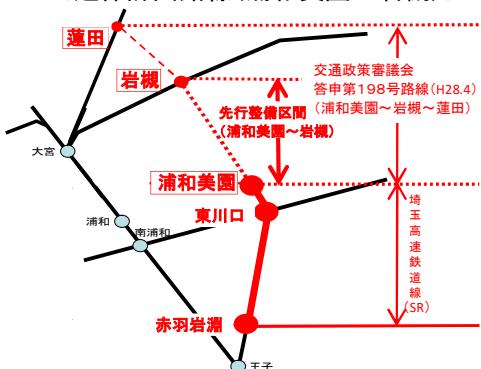
<取組方針>

- 「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」を改定・推進し、定住人口、交流人口の増加を図ります。
- 埼玉県と共同で都市鉄道等利便増進法の適用を前提に事業性確保に向けた調査・検討を行うことと併せて、実務レベルの会議を開催することで関係者との調整を図ります。

■ 現状・背景

地下鉄7号線の延伸については、平成28年4月の交通政策審議会答申（注1）において、埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上が期待される一方、事業性の課題が指摘されており、需要の創出と鉄道の事業計画の検討が求められています。現在、成長・発展プランの効果も現れており、延伸線沿線の定住、交流人口が増加しています。引き続き成長・発展プランに位置付けられた各種方策の推進及び埼玉県と共同で調査・検討を行います。

<延伸計画路線（浦和美園～岩槻）>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容					
目標					
取組内容		「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」の改定・推進			
目標	・浦和美園駅周辺の定住人口：約8,000人 ・岩槻駅周辺の交流人口 約551,000人／年 ・B/C（費用便益比）>1.0 ・採算性（累積資金収支黒字転換年）：30年以内	・浦和美園駅周辺定住人口 15,800人 ・浦和美園駅周辺交流人口 1,344,000人 ・岩槻駅周辺定住人口 12,200人 ・岩槻駅周辺交流人口 478,000人	・浦和美園駅周辺定住人口 17,600人 ・浦和美園駅周辺交流人口 1,370,000人 ・岩槻駅周辺定住人口 13,000人 ・岩槻駅周辺交流人口 479,000人	・浦和美園駅周辺定住人口 19,200人 ・浦和美園駅周辺交流人口 1,397,000人 ・岩槻駅周辺定住人口 14,100人 ・岩槻駅周辺交流人口 630,000人	継続的な定住人口・交流人口の増加

■ 民間連携・加速化のポイント

- 企業や地域住民・団体等と連携した地域活力を創出します。
- 事業性の確保に向けた取組を強化します。

(注1) 平成28年4月20日に、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会が、東京圏における今後の都市鉄道のあり方について行った答申

1－5 LRT（東西交通大宮ルート）の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

＜目的・目標＞

東日本の中枢都市実現のため、市内の都心・副都心を結ぶ次世代公共交通システムであるLRT（東西交通大宮ルート）の導入に向けて、課題の整理を行いながら、具現化に向けた調査を実施します。

＜取組方針＞

- 答申に示された課題を整理するとともに、新たな需要推計等を行います。
- 地域公共交通協議会に東西交通専門部会を設置します。
- 具現化に向けて、交通事業者等と連携を図るとともに、必要に応じて、国へ制度提案等を行う体制を構築していきます。

■ 現状・背景

- 平成12年1月
運輸政策審議会第18号答申に位置付けられました。
- 平成13年度以降
総合振興計画、都市計画マスターplan、交通マスタープラン等に位置付けられました。
- 平成28年4月
交通政策審議会第198号答申に位置付けられました。

＜交通政策審議会答申におけるルート案＞



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	地域公共交通網形成計画の策定		→		
			→	地域公共交通協議会による地域公共交通施策の検討	
	新たな需要推計の実施、導入空間の検討		→	東西交通専門部会による具現化検討	
目標	地域公共交通協議会の設置	地域公共交通網形成計画（案）の策定	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通網形成計画の策定 東西交通専門部会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> LRT（東西交通大宮ルート）の具現化に向けた調査実施 	LRT（東西交通大宮ルート）の具現化に向けた調査実施

■ 民間連携・加速化のポイント

- 国、交通管理者、交通事業者等による協議会の設置により、関係者間の連携を強化することによって事業の推進を後押しします。
- 積極的な制度提案等を行いながら、具現化を目指します。

1－6 新大宮上尾道路の整備促進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

「新大宮上尾道路」が整備されることにより、圏央道内側の広域交通ネットワークが構築されるとともに、圏央道を介し、信越、東北地方を結ぶことで、取引機会の拡大や販路の開拓など、企業活動の活性化が促され、東日本における対流拠点の創出につながります。これらの整備効果の早期発現に向け、事業化区間の早期完成と圏央道までの未事業化区間の早期事業化を目指し、関係機関への要望活動を実施します。

<取組方針>

「国の施策・予算に対する要望」や「新大宮上尾道路建設促進期成同盟会」等において関係機関への要望活動を実施します。

■ 現状・背景

- ・平成28年4月
国直轄事業として新規事業化されました。
- ・平成28年10月
早期完成に向けて、沿線自治体が連携して事業推進活動を展開するため、「新大宮上尾道路建設促進期成同盟会」を設立しました。
- ・平成29年3月31日
首都高速道路株式会社が有料道路事業に着手しました。

<新大宮上尾道路区間>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	「国の施策・予算に対する要望」による要望	「国の施策・予算に対する要望」による要望	「国の施策・予算に対する要望」による要望	「国の施策・予算に対する要望」による要望	
	「新大宮上尾道路建設促進期成同盟会」による要望	「新大宮上尾道路建設促進期成同盟会」による要望	「新大宮上尾道路建設促進期成同盟会」による要望	「新大宮上尾道路建設促進期成同盟会」による要望	
	「基盤施設整備に関する九都県市連絡協議会」による要望	「基盤施設整備に関する九都県市連絡協議会」による要望	「基盤施設整備に関する九都県市連絡協議会」による要望	「基盤施設整備に関する九都県市連絡協議会」による要望	
目標	関係機関への要望の実施	関係機関への要望の実施	関係機関への要望の実施	関係機関への要望の実施	関係機関への要望の実施

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・今後も、国に対し事業化区間の早期完成と圏央道までの未事業化区間の早期事業化について要望していきます。
- ・新大宮上尾道路建設促進期成同盟会では首都高速道路株式会社に対し、事業化区間の早期完成を要望していきます。

1-7 首都高速道路埼玉新都心線の延伸の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

「首都高速道路埼玉新都心線の延伸（東伸）」により、首都高速埼玉新都心線を東北自動車道と接続することで、高速道路ネットワークの代替性や多重性の確保など一層の防災力強化が図られ、広域防災拠点さいたま新都心周辺のポテンシャル向上が期待できるとともに、国道16号、国道463号周辺の渋滞緩和及び沿線地域の生活環境改善も期待できることから、延伸の実現に向け、国へ要望活動を実施します。

<取組方針>

「国の施策・予算に対する要望」等において国へ要望活動を実施します。

■ 現状・背景

当該路線は核都市広域幹線道路に位置付けられており、「国の施策・予算に対する要望」等において国に対し、要望活動を行っています。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	「国の施策・予算に対する要望」等による要望	「国の施策・予算に対する要望」等による要望	「国の施策・予算に対する要望」等による要望	「国の施策・予算に対する要望」等による要望	
目標	国への要望活動の実施	国への要望活動の実施	国への要望活動の実施	国への要望活動の実施	国への要望活動の実施

■ 民間連携・加速化のポイント

今後も、延伸の実現に向け、国に対し要望していきます。

1 – 8 空港アクセスの強化

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

成田空港・羽田空港・地方空港（仙台空港、新潟空港、茨城空港等）へのアクセス強化等により、国際的な結節機能を充実させ、国際ビジネス都市としての発展を目指します。

<取組方針>

鉄道事業者及びバス事業者に要望を実施します。

■ 現状・背景

【鉄道】

- 平成28年4月 羽田空港アクセス線が交通政策審議会 第198号答申に位置付け

【バス】

- 「浦和 - 武蔵浦和 - 羽田」ルートが平成25年12月16日に運行開始。
- 「浦和 - 武蔵浦和 - 羽田」ルートが往復24便
- 「大宮 - さいたま新都心 - 羽田」ルートが往復40便
- 「大宮 - さいたま新都心 - 成田」ルートが往復26便

<交通政策審議会答申> ～羽田空港アクセス線の新設～



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	鉄道事業者への要望	鉄道事業者への要望	鉄道事業者への要望	鉄道事業者への要望	
	バス事業者等への要望	バス事業者等への要望	バス事業者等への要望	バス事業者等への要望	
			広報・PR活動等の検討・実施		
目標	バスの増便	バスの増便	バスの増便	バスの増便	バスの増便

■ 民間連携・加速化のポイント

民間事業者への要望に際し、さいたま市内から成田空港・羽田空港・地方空港（仙台空港、新潟空港、茨城空港等）へのアクセス強化の必要性を丁寧に示すことで、その実現性を高めます。

1－9 民間活力を生かした大宮駅周辺等のまちづくり

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

民間活力を生かしたまちづくりを推進するため、大宮駅周辺・さいたま新都心駅周辺において都市再生緊急整備地域の制度を活用した、民間事業者による都市再生事業を推進します。

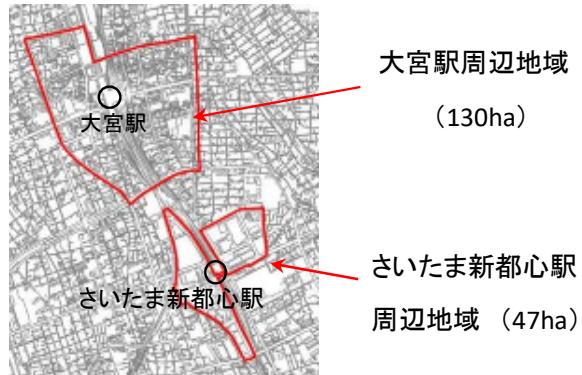
<取組方針>

- ・都市再生緊急整備地域の特例の活用に向け、市としての考え方や手続きの整理を行うとともに、必要な情報提供等を行い、都市再生特別地区、民間都市再生事業計画による都市再生事業の推進を図ります。
- ・当該地域は、首都直下地震の発災時における首都圏の機能をバックアップする役割を担うため、民間事業者と一体となった都市再生安全確保計画を策定し、防災機能強化を図ります。
- ・都市再生緊急整備地域の地域整備方針の実現に向け、官民連携による賑わいの創出やまちの持続性、防犯対策等につながるエリアマネジメントの導入・推進を図ります。

■ 現状・背景

- ・首都圏広域地方計画により、当該地域が東日本の玄関口機能を果たすとともに、首都直下地震の発災時には首都圏の機能をバックアップするための最前線に位置づけられました。（平成28年3月）
- ・「大宮グランドセントラルステーション推進会議」を設置・開催し、「整備方針（案）」を整理しました。
- ・大宮駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定されました。（平成29年8月）

<都市再生緊急整備地域の範囲>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	● 都市再生緊急整備地域指定 (大宮駅周辺地域)				
	基礎調査	啓発、事前相談、事業調整、事業支援 → 都市再生安全確保計画 → （エリアマネジメント組織と連携したまちづくりの推進、組織への支援、情報発信機能の充実）	素案作成 → 計画策定		民間事業者による都市再生事業着手
	都市再生推進法人設立(大宮駅周辺地域)		エリアマネジメントの導入・推進 ●		
	・都市再生緊急整備地域指定（大宮駅周辺地域） ・都市再生推進法人設立（大宮駅周辺地域）	都市再生安全確保計画素案作成	都市再生推進法人設立（さいたま新都心周辺地域） ●	民間事業者による都市再生事業の拡大・推進	民間事業者による都市再生事業の拡大・推進
目標		・都市再生安全確保計画策定 ・民間事業者による都市再生事業着手 ・都市再生推進法人設立（さいたま新都心周辺地域）		民間事業者による都市再生事業の拡大・推進	民間事業者による都市再生事業の拡大・推進

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・都市再生緊急整備地域の特例制度を活用することで、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を生かした、スピード感を持ったまちづくりを効率的・効果的に推進します。
- ・都市開発事業の検討をしているまちづくり団体等に対して、周知、啓発します。
- ・エリアマネジメントのための都市再生推進法人を支援します。

1－10 大門町2丁目中地区再開発事業の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

＜目的・目標＞

大宮駅周辺地域のまちづくりの将来像として策定した「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」の実現に向けて、政令指定都市にふさわしいおもてなしをあふれる東日本の顔となるまちを目指し、大宮駅東口のリーディングプロジェクトである大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業の令和3年度の竣工に向け、令和2年度に事業進捗率を94%とします。

＜取組方針＞

令和3年度に竣工できるよう、再開発組合に対し、積極的な支援を行うとともに、市費負担の平準化に向けた取組を行います。

■ 現状・背景

- ・大宮駅東口周辺においては、老朽建築物が建ち並んでおり、低未利用の土地を、合理的かつ健全に高度化を図り有効利用を行うと共に、歩行者の快適性・安全性を確保するため、有効な歩行空間等の確保を行い、東日本の玄関口にふさわしい街並み形成を図ることとしています。
- ・また、市民会館おおみやの機能導入により、賑わいの創出やまちの回遊性の向上を目指しています。

＜再開発ビル イメージ＞



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容					
	解体工事 着手 H29. 8	本体工事 着工 H30. 1	本体工事		再開発ビル 竣工
目標	・権利変換計画認可 ・本体工事着工	事業進捗率 28% (事業費ベース進捗率)	事業進捗率 55% (事業費ベース進捗率)	事業進捗率 94% (事業費ベース進捗率)	再開発ビル竣工 (令和3年度)

■ 民間連携・加速化のポイント

参加組合員による権利者への代替地斡旋協力や、既存建物の躯体解体と本体工事を同時に施工する工法等、民間事業者のノウハウを活かし、確実かつ効率的な事業進捗を図り、早期の竣工を目指します。

1-1-1 大宮区役所新庁舎の整備

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

大宮区役所新庁舎については、平成29年度より建設工事に着手し、令和元年5月に供用開始します。

<取組方針>

民間活力を導入し、設計、施工、維持管理及び運営を一括して行うPFI（注1）-BT0（注2）方式で整備します。

■ 現状・背景

- ・PFI事業基本協定、事業契約締結（平成28年度）
- ・市民説明会（懇談会）や市民ワークショップでの意見を参考に、基本設計を完了（平成28年度）
- ・旧県大宮合同庁舎解体工事着手（平成28年度）

<新庁舎の主な機能>

大宮区役所、大宮図書館、障害者更生相談センター、
北部市税事務所、北部建設事務所、
北部都市・公園管理事務所 等

<大宮区役所新庁舎(イメージ図)>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	実施設計 旧県大宮合同庁舎解体工事	新庁舎建設工事		維持管理・運営業務	
目標	・解体工事完了 ・新庁舎建設工事着手	新庁舎建設工事完了	・供用開始（5月） ・市民参加運営協議会開催（年4回）	市民参加運営協議会開催（年4回）	市民参加運営協議会開催（年4回）

■ 民間連携・加速化のポイント

民間活力を導入し、設計、施工、維持管理及び運営を一括して行うPFI-BT0方式で整備します。

（注1）民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うことにより、質の高いサービスをより少ない財政支出で提供する事業方式

（注2）民間事業者が資金を調達し、施設を建設（Build）した後、施設の所有権を市側に移管（Transfer）し、その後の施設運営及び維持管理（Operate）までを一括して行う方式

1-12 氷川参道環境整備

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

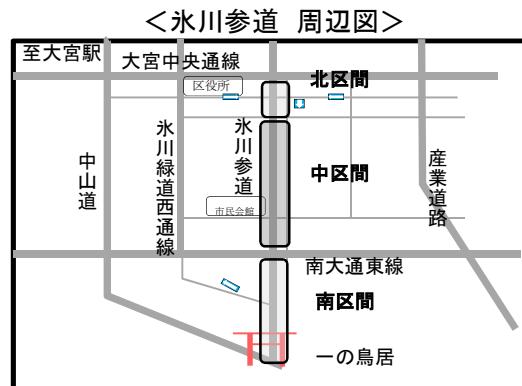
都市部の貴重な緑地空間を維持し、安全な歩行空間を確保するため、令和元年度までに氷川参道の一部区間（中区間）を歩行者専用化するとともに、歩行者専用区間の道路空間の改良事業に着手し、事業を推進していきます。

<取組方針>

- ・氷川緑道西通線の相互通行化の実施時期に併せて、氷川参道の一部区間（中区間）の歩行者専用化の取組を進めています。
- ・歩行者専用化の実施に向けては、氷川参道沿線の住民の理解と協力が不可欠であり、情報提供や説明等を十分に行い、合意形成を図りながら進めています。
- ・また、周辺の生活道路に対する交通抑制策の検討を行います。

■ 現状・背景

- ・「氷川参道歩行者専用化検討協議会」を設置し、会議を開催（平成26年度～平成28年度）
- ・氷川参道周辺の交通実態調査及び交通シミュレーションの実施（平成27年度）
- ・参道周辺住民へのアンケート調査の実施（平成27年度）
- ・周辺生活道路に対する交通社会実験の実施（平成28年度）



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<参道(北・中・南区間)(注1)>				
		「氷川参道歩行者専用化検討協議会」の開催			
	<中区間>(調査関係)				
	参道周辺地区を対象とした説明会の開催		事後調査 (周辺交通状況)		
	アンケート調査の実施				
	(歩行者専用化に向けた整備)	交通規制変更に伴う工事 (交通抑制策も含む)	歩行者専用化の実施		
目標	道路空間の改良検討		道路空間の改良設計	道路空間の改良工事	
	<北区間>			歩行者専用区間の延伸に向けた検討	
	歩行者専用化に向けた合意形成(中区間)	歩行者専用化に向けた交通対策の工事着手(中区間)	歩行者専用化の実施(中区間)	歩行者専用区間の道路空間の改良工事の着手(中区間)	歩行者専用区間の道路空間の改良工事の実施(中区間)

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・氷川参道の保全・活用に向けて、地元まちづくり団体等を中心とした市民との協働によるまちづくりを推進します。
- ・氷川参道の歩行者専用化に向けて、情報提供や説明を十分に行うことにより、氷川参道周辺住民と合意形成します。

(注1) 南区間：一の鳥居～南大通東線 中区間：南大通東線～一灯式信号機 北区間：一灯式信号機～大宮中央通線

1-13 大宮駅周辺の旧中山道歩道整備・無電柱化

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

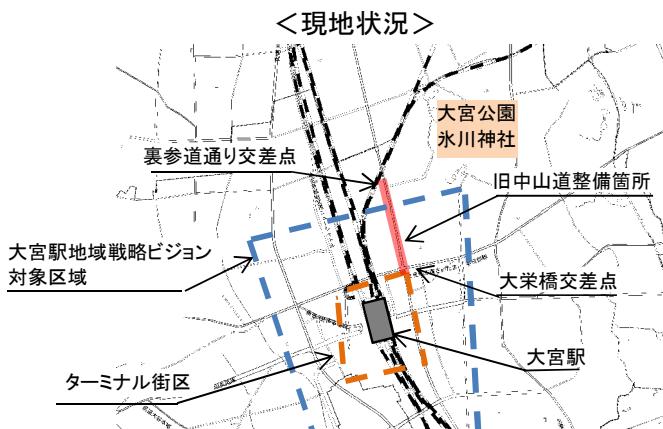
- ・旧中山道は、江戸時代から続く旧五街道の一つで、さいたま市を南北に縦断する重要な幹線道路であり、緊急輸送道路にも指定されています。
- ・大宮駅周辺地区においては、旧中山道の大栄橋交差点から裏参道通り交差点までの歩道整備と無電柱化を推進し、東日本の玄関口としてふさわしい歩行者ネットワークを形成するため、令和2年度に用地取得率を60%とするとともに、電線共同溝工事に着手します。

<取組方針>

- ・安心・安全な歩行空間を確保し、大宮駅周辺の回遊性を高めます。
- ・歩道を整備するための用地買収を推進します。
- ・安全で快適な歩行空間を確保するため、電線共同溝工事に着手します。

■ 現状・背景

- ・大宮駅周辺の旧中山道は、中心市街地を通る重要な幹線道路であるため、歩行者などの安全確保や交通事故の防止、防災機能や都市景観の向上など都市機能を高める道路として整備が必要です。
- ・整備着手に向け、平成25年度に地元説明会を開催し、平成26年度より用地買収を進めています。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	用地取得の推進	用地取得の推進	用地取得の推進	用地取得の推進	
目標	・用地取得の推進 (取得率10%)	・用地取得の推進 (取得率25%) ・歩道整備予備設計 ・電線共同溝予備設計	・用地取得の推進 (取得率40%) ・歩道整備詳細設計 ・電線共同溝詳細設計	・用地取得の推進 (取得率60%) ・電線共同溝工事の着手	・用地取得の推進 ・歩道整備工事 ・電線共同溝工事の実施

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・用地買収における、土地所有者の理解と協力を得ます。
- ・電線管理者や道路占用者などの関係機関との円滑な協議と合意形成を行います。
- ・無電柱化、歩道整備工事について、沿線住民の理解と協力を得ます。

1－14 桜木駐車場用地活用事業

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

公有財産を有効活用するとともに、東日本の中枢都市としてのプレゼンスやブランド力の向上及び地域の活性化を図るため、桜木駐車場用地の具体的な活用方法を決定し、実現します。

<取組方針>

- ・都市機能の集積と地域の活性化につなげます。
- ・国等の政策や事業との連携を図ります。
- ・民間の力を活かし、最小の行政負担で大きな効果を発揮します。

■ 現状・背景

- ・ホテルの誘致とコンベンション施設の整備について場所や進め方を検討しました。（平成25年度～27年度）
- ・桜木駐車場用地でのホテルと催事用施設の誘致について方針を固めサウンディング型市場調査を実施したところ、MICE戦略の必要性等様々な課題が明らかになりました。（平成28年度）
- ・また、土壤汚染調査を実施したところ、ふつ素と鉛による土壤汚染が明らかになりました。（平成28年度）

<市営桜木駐車場の現況>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	活用に向けた調査・検討				
目標	・土壤汚染措置工事（ふつ素）の実施 ・活用に向けた課題の評価	事業スキームの整理	活用方針の作成	活用方法の決定	活用開始

■ 民間連携・加速化のポイント

民間の資金、経営能力及び技術力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、効率的かつ効果的に推進します。

1-15 大宮駅西口第三地区の再開発などの推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

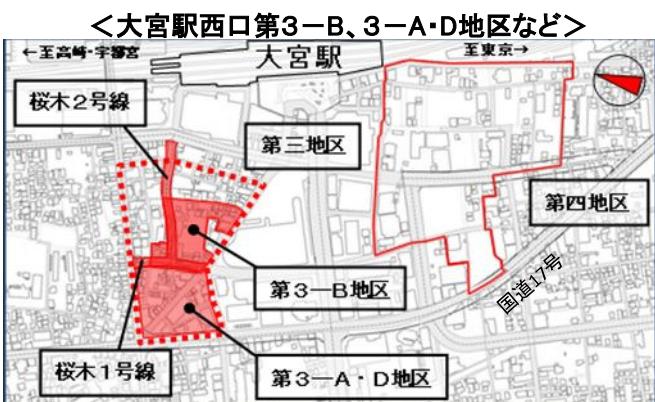
大宮駅西口周辺地区のまちづくりを進めるに当たり、第四地区における土地区画整理事業の施行とともに、第三地区における防災性の向上、土地の有効活用、交通環境の改善といった課題を解決するため、市街地再開発事業等による施設建築物及び都市計画道路の整備に着手します。

<取組方針>

- ・大宮駅西口第3-B地区第一種市街地再開発事業において、第三地区のまちづくりを牽引する地区として市街地再開発組合に対し積極的な支援を行います。
- ・第3-B地区に続くまちづくりとして、隣接する第3-A・D地区の市街地再開発事業を推進します。

■ 現状・背景

- ・大宮駅西口周辺地区の都市基盤整備については、土地区画整理事業により、大宮駅前西口地区及び第二地区が完了し、第四地区において事業を施行中です。
- ・第三地区において、防災性の向上など課題の解決に向け、現在、組合施行による市街地再開発事業が展開されています。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<第3-B地区> 権利変換計画作成	解体除却工事	施設建築物工事		
	<都市計画道路(桜木1号線・桜木2号線)> 道路設計	用地買収		道路工事	
	<第3-A・D地区> 都市計画変更協議	事業計画作成	権利変換計画作成	解体除却工事	施設建築物工事
目標	<第3-B地区> ・権利変換計画作成 <第3-A・D地区> ・都市計画変更協議	<第3-B地区> ・解体除却工事の完了 <第3-A・D地区> ・都市計画決定	<第3-B地区> ・施設建築物工事の実施 <第3-A・D地区> ・事業計画作成	<第3-B地区> ・施設建築物工事の実施 <第3-A・D地区> ・事業計画作成	<第3-B地区> ・施設建築物竣工 <第3-A・D地区> ・施設建築物竣工

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・市街地再開発事業における施設建築物の設計、工事を始め、保留床の処分等に対する民間のノウハウや資金調達力の活用を図り、民間とのパートナーシップのもと円滑に事業を推進します。
- ・第3-A・D地区については、大宮駅周辺の商業業務地との連続性をつくるため、関係部局と連携し、防災性の向上などの課題解消及び商業・業務機能の積極的な導入を図ります。

1－16 浦和駅西口のまちづくりの推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・浦和駅西口南高砂地区市街地再開発事業については、商業・業務施設、都市型住宅及び文化・交流施設を主とした再開発ビルの新築工事に着手出来るよう、再開発組合（施行者）に対して、適切な助言、支援等を行い、令和2年度に再開発ビル新築工事に着手するとともに、浦和西口停車場線（県庁通り）の道路拡幅に向け、北側の用地買収率を90%とします。
- ・また、浦和駅東西連絡通路と西口中ノ島バスターミナルを地下で接続する浦和駅中ノ島地下通路の整備を行い、供用開始します。

<取組方針>

地元の意向を確認しながら文教都市として風格のあるまちづくりを目指すと共に、円滑な移動経路を作り交通結節機能の向上を図ります。

■ 現状・背景

- ・駅至近でありながら、当地区は接道不十分な宅地も多く防災上の課題と商業の衰退が懸念されています。
- ・再開発事業の実施により、文化・交流機能を有する市民会館うらわなどの誘導を図り、賑わいや回遊性を高める拠点として整備し、駅前の活気と賑わいの創出、多世代が集うまちづくりが求められています。

<浦和駅西口南高砂地区再開発ビル(イメージ図)>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<①浦和駅西口南高砂地区市街地再開発事業>				
	事業計画変更協議 資金計画見直し	事業計画変更 申請認可 公告	権利変換 計画 申請認可 公告	補償 除却・ 整地工事	新築工事
	<②浦和駅西口停車場線街路整備事業>				
	(北側)補償・用地買収・道路整備工事・電線共同溝工事				
	(南側)道路整備工事・電線共同溝工事				
目標	<③浦和駅西口中ノ島地下通路の整備>				
	工事	供用開始			
	①事業計画変更協議 ②(南側)工事完了 (北側)用地買収率 59% ③本体工事・供用開始	①事業計画変更申請認可・公告、権利変換 計画申請認可・公告 ②(北側)用地買収率 66%	①補償、除却・整地工事着手 ②(北側)用地買収率 78%	①再開発ビル新築工事着手 ②(北側)用地買収率 90%	①工事完了(令和6年 3月予定) ②(北側)用地買収率 100%(令和3年度 予定)

■ 民間連携・加速化のポイント

- ① 補助金等の財源確保及び適切な執行管理を行います。
事業計画変更等の行政手続きをスムーズに行うための支援を実施します。
- ② 補償金等の国費財源を確保します。
- ③ 鉄道事業者との連携を強化します。

担当 都市戦略本部 未来都市推進部
 スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館開設準備室
 経済局 商工観光部 経済政策課
 都市局 まちづくり推進部 岩槻まちづくり事務所
 岩槻区役所 区民生活部 観光経済室

電話048-829-1871
 電話048-749-0222
 電話048-829-1363
 電話048-790-0234
 電話048-790-0118

1-17 副都心としての岩槻地区の都市機能の強化

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

自然環境との調和を図りつつ文化・交流機能の充実を進め、歴史と伝統に支えられた地域資源を有効に活用したまちづくりを推進するとともに、副都心として発展を遂げるための都市機能を強化し、令和2年度までに主なイベントの来訪者数を250,000人に増加させます。

<取組方針>

既存の歴史・文化資源の保全・活用を図るとともに、岩槻の特色を生かしたまちの魅力向上とにぎわいを創出するため、都市機能を強化します。

■ 現状・背景

- 岩槻駅周辺地区は、歴史文化を生かした街並みや施設整備による観光機能の強化、岩槻駅改修に伴う東西自由通路・西口開設、駅前広場の整備等による交通結節点機能の強化等、地域の活性化を図っています。
- 今後、地下鉄7号線延伸に向けた需要創出等も踏まえながら、副都心としてのまちづくりの活性化が重要となります。

<岩槻駅(東口側)駅舎>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度~
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■浦和美園～岩槻地域成長・発展プランに基づく事業推進 ■岩槻まちづくりマスター・アクション・プランに基づく事業推進 ☆岩槻人形博物館整備事業 ☆にぎわい交流館いわつき整備事業 ☆岩槻歴史街道事業(裏小路) ☆観光案内サイン等の整備 ☆岩槻駅西口土地区画整理事業 ☆リノベーションまちづくり事業 	<ul style="list-style-type: none"> 成長・発展プランに基づく施策展開 第2期アクション・プラン運用 建設工事 設計・工事契約 まちなみづくり指針運用・検証 みちづくりの仕様等検討 設置場所等の調整 建物移転交渉等 現況整理・課題抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 次期マスター・アクション・プラン策定 常設展示・特別展示 人形文化の振興 誘客・回遊性を高めるための方策等 産業及び観光の振興 道路美化工事 木製案内サインの更新 マップ作製 リノベーション まちづくり構想策定 構想に基づく 施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> 主なイベントの来訪者数 250,000人 次期岩槻まちづくり マスター・アクション・プランの策定 リノベーションまちづくり構想の策定 	継続的な来訪者の増加
目標	<ul style="list-style-type: none"> 第2期岩槻まちづくり アクション・プランの策定 リノベーションまちづくり事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 主なイベントの来訪者数 248,000人 	<ul style="list-style-type: none"> 主なイベントの来訪者数 249,000人 現況整理・課題抽出 		

■ 民間連携・加速化のポイント

都市機能の強化をスピーディーに実現するため、民間連携による取組を推進するとともに、まちづくりを推進します。

(再掲) 地下鉄7号線の延伸 (1-4)

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

浦和美園～岩槻地域の成長・発展を図るため、「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」に基づき、各種方策を推進し、地域の魅力を高め、定住人口及び交流人口の増加を図り、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）の延伸事業の評価を向上させます。また、都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者による申請手続きを目指すため、地下鉄7号線（埼玉高速鉄道線）延伸協議会から示された課題の解決に向け、関係者による実務レベルの会議を開催します。

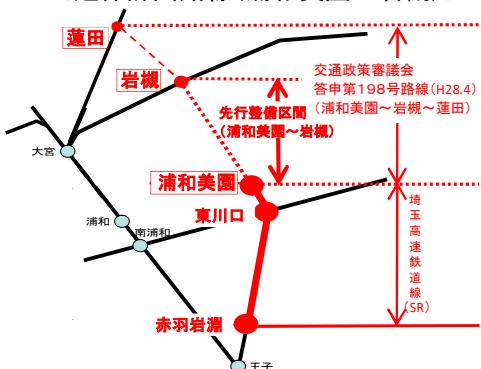
<取組方針>

- 「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」を改定・推進し、定住人口、交流人口の増加を図ります。
- 埼玉県と共同で都市鉄道等利便増進法の適用を前提に事業性確保に向けた調査・検討を行うことと併せて、実務レベルの会議を開催することで関係者との調整を図ります。

■ 現状・背景

地下鉄7号線の延伸については、平成28年4月の交通政策審議会答申（注1）において、埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上が期待される一方、事業性の課題が指摘されており、需要の創出と鉄道の事業計画の検討が求められています。現在、成長・発展プランの効果も現れており、延伸線沿線の定住、交流人口が増加しています。引き続き成長・発展プランに位置付けられた各種方策の推進及び埼玉県と共同で調査・検討を行います。

<延伸計画路線(浦和美園～岩槻)>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容					
		「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」の改定・推進			
		地下鉄7号線延伸の事業性確保と事業着手に向けて推進			
目標	<ul style="list-style-type: none"> 浦和美園駅周辺の定住人口：約8,000人 岩槻駅周辺の交流人口 約551,000人/年 B/C（費用便益比）> 1.0 採算性（累積資金収支黒字転換年）：30年以内 	<ul style="list-style-type: none"> 浦和美園駅周辺定住人口 15,800人 浦和美園駅周辺交流人口 1,344,000人 岩槻駅周辺定住人口 12,200人 岩槻駅周辺交流人口 478,000人 	<ul style="list-style-type: none"> 浦和美園駅周辺定住人口 17,600人 浦和美園駅周辺交流人口 1,370,000人 岩槻駅周辺定住人口 13,000人 岩槻駅周辺交流人口 479,000人 	<ul style="list-style-type: none"> 浦和美園駅周辺定住人口 19,200人 浦和美園駅周辺交流人口 1,397,000人 岩槻駅周辺定住人口 14,100人 岩槻駅周辺交流人口 630,000人 	継続的な定住人口・交流人口の増加

■ 民間連携・加速化のポイント

- 企業や地域住民・団体等と連携した地域活力を創出します。
- 事業性の確保に向けた取組を強化します。

(注1) 平成28年4月20日に、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会が、東京圏における今後の都市鉄道のあり方について行った答申

1-18 美園地区のまちづくりの推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

副都心の都市機能の向上、まちのブランド差別化に向けて「公民+学」（注1）による河川空間活用や交通環境改善、街並み誘導、先導的モデル街区の整備、新たな総合生活支援サービスの提供等を進め、「美しい園」に相応しい都市環境を形成します。

<取組方針>

- ・美園タウンマネジメント協会と都市デザイン協議会が、アーバンデザインセンターみそのを拠点に「公民+学」による連携・協働を図るとともに、次世代自動車・スマートエネルギー特区とも整合を図り事業を推進します。
- ・「来街者をもてなし日常的にも賑わい・交流が生まれる都市環境」「公共交通・歩行者・自転車を中心とした交通環境ネットワーク」「健康を育みスポーツに親しみやすい都市環境」「自然環境を生かしながら安全・快適で落ち着いた雰囲気の街並み」を形成します。

■ 現状・背景

- ・土地区画整理事業による都市基盤整備が進捗している一方、河川空間の有効活用や交通渋滞の改善、生活サービスの提供、地域ブランド力の創出が課題となっています。
- ・「公民+学」によるまちづくりを進めていくための将来都市像・基本理念となる「美園スタジアムタウン憲章」と都市環境づくりの共通指針となる「みその都市デザイン方針」が平成29年4月に策定されました。

<公民+学によるまちづくりの概念図>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	運動やスポーツに取組める、綾瀬川遊歩道と埼玉スタジアムに隣接した広場(大門上調節池)の整備計画	遊歩道整備(埼玉県事業)支援・広場整備		イベント実施等による広場利活用	
	サッカー試合日を中心とした公共交通等優先の交通環境づくり(渋滞緩和策等)の検討・検証	企業・関係機関等との連携によるハード・ソフト両面での交通環境改善(渋滞緩和策等)の取組			
	歩きたくなる浦和美園駅周辺の街並み形成(景観形成等)に向けたマネジメント体制の構築	駅周辺の街並み形成(景観形成等)に	持続的な街並み誘導(景観形成等)開始		
	エリアマネジメント体制構築、企業・大学の最先端の知見や技術の応用による新たな総合生活支援サービスの提供、地域コミュニティの活用	構築、企業・大学の最先端の知見や技術の応用による新たな総合生活支援サービスの提供、地域コミュニティの活用			
目標	スマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区の整備	● 第2期街区整備	● 第3期街区整備		
	・遊歩道等整備計画作成 ・交通環境改善計画作成 ・街並み誘導の対象区域選定	・遊歩道1.0km整備支援 ・交通社会実験実施 ・街並みルール作成 ・スマートホーム・コミュニティ1街区	・遊歩道2.5km整備支援 ・交通環境整備 ・街並み誘導体制構築 ・スマートホーム・コミュニティ1街区	・広場のスポーツ関連イベント利用 ・公共交通利用増進 ・街並み誘導開始 ・スマートホーム・コミュニティの市内拡大	・広場のスポーツ関連イベント利用 ・公共交通使用増進 ・街並み形成 ・スマートホーム・コミュニティの市内拡大

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・公共空間を活用した民間活動による収益を公共空間の維持管理に還元することで都市環境の質を上げるためのエリアマネジメント体制構築を進めます。
- ・「公民+学」によって組織されている「みその都市デザイン協議会」と「美園タウンマネジメント協会」が相互に連携し、整備された空間でのイベント実施等による利活用方策の展開を図ります。

(注1) 自治体・NPO等の「公」、市民・民間企業等の「民」、大学・研究機関等の「学」

1－19－1 中央区役所周辺の公共施設再編

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

与野本町駅周辺地区まちづくりマスターplanに掲げた「中央区役所周辺の公共施設再編と空間のリニューアル」を推進するため、老朽化が進行している中央区役所を中心とした周辺の公共施設の再編方針を策定します。

<取組方針>

- ・中央区役所周辺の公共施設再編方針の策定に向け、地域住民の交流やにぎわいの創出等の観点から中央区役所周辺のゾーニングの検討等を行います。
- ・地域住民等との意見交換を行いながら、公共施設再編方針の策定に向けた検討を進めます。

■現状・背景

- ・与野本町駅周辺地区は、多くの公共施設が立地する生活利便性の高い住宅地ですが、近年、少子高齢化や地区内的一部においては、人口減少が進みつつあります。
- ・中央区役所及びその周辺の公共施設の老朽化が懸念されており、施設を更新する時期が近づいています。
- ・中央区役所周辺の公共施設の再編等を含む与野本町駅周辺地区のまちづくりを地域住民等と行政により協働で推進します。

<中央区役所周辺の公共施設の現況>



■各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・検討対象施設の抽出 ・中央区役所周辺のゾーニング等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニングに基づく事業の実現化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業展開やスケジュールの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再編方針策定に向けた手続き等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の基本計画等の検討
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・検討対象施設の抽出 ・ゾーニング案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーニング案の課題の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区役所周辺の公共施設再編方針案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区役所周辺の公共施設再編方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の基本計画等の検討

■民間連携・加速化のポイント

- ・公共施設の再編に関する検討プロセスに地域住民が参加できる体制を構築することにより、事業進捗の円滑化を図ります。
- ・公共施設再編に伴う施設整備には、公民連携手法を積極的に活用し、効率的かつ効果的に事業を実施します。

1－19－2 与野中央公園の整備

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

みどりに囲まれた市民の憩いや運動の場となる総合公園の整備に向け、令和2年度までに園路及び橋梁等の実施設計を策定し、民間事業者への意向調査を踏まえた公園施設配置計画の検討を実施します。

<取組方針>

- ・みどり豊かな場として地区外からの来訪者を呼び込み、地区内外の交流を促進させるレクリエーション機能を有する公園を目指します。
- ・憩いや自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーション機能の維持・充実を図るとともに、防災機能の強化を目指します。

■ 現状・背景

- ・都市計画事業の認可を受け、面積約8.1haの総合公園として整備を推進します。
- ・遊具広場やテニスコート、多目的広場等として、約2haを開設済です。
- ・公園内に、一級河川鴻沼川の河川調節池を位置付けました。

<公園整備のイメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	基本計画の見直し	基本設計（道路、下水道等既存施設の移設等に関する検討）	用地取得の推進 実施設計（公園敷地の造成等に関する検討）	実施設計（園路及び橋梁等に関する検討）	整備工事の実施
目標	基本計画の見直し	・基本設計の策定（道路、下水道等既存施設の移設等に関する検討の実施） ・公園施設の設置や管理に関する公民連携の可能性検討の実施	・実施設計の策定（公園敷地の造成等に関する検討の実施） ・民間事業者への意向調査の実施	・実施設計の策定（園路及び橋梁等に関する検討の実施） ・民間事業者への意向調査を踏まえた公園施設配置計画の検討の実施	令和3年度以降、用地取得率100%

■ 民間連携・加速化のポイント

与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会等と連携し、市民意見を公園整備計画に反映させることで、事業進捗の円滑化を図るとともに、民間事業者への意向調査を踏まえ、公園施設配置計画を検討します。

1－19－3 与野本町駅周辺の利便性の向上

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

与野本町駅周辺地区まちづくりマスターplanに掲げた「与野本町駅周辺の利便性の向上」を推進するため、地区内外の人々が訪れる地区の玄関口となっている与野本町駅の駅前再整備計画(案)を作成します。

<取組方針>

- 駅前再整備計画(案)の作成に向け、駅周辺の利用状況等に関する現状や課題を把握するとともに、西口駅前の都市計画道路の方向性等を踏まえ、利便性向上に向けた施策の検討を行います。
- 地域住民等との意見交換を行いながら、駅前再整備計画(案)の作成に向けた検討を進めます。

■ 現状・背景

- 与野本町駅周辺地区は、与野本町駅を中心に中央区役所や与野公園、さいたま芸術劇場を始め、多くの公共施設が立地する生活利便性の高い住宅地であるが、近年、少子高齢化や地区内的一部においては、人口減少が進みつつあります。
- 与野本町駅は、多くの人に利用されることから、駅前広場の交通機能の充実など、さらなる利便性向上が求められています。
- 与野本町駅周辺の利便性向上を含む与野本町駅周辺地区のまちづくりを地域住民等と行政により協働で推進します。

<与野本町駅前広場の現状>

<駐輪・駐車の利便性>



駅周辺の駐輪場は多くの方々に利用されています。

<交通の安全性>



歩行者と自転車の通行が混在しています。

■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	利便性向上に向けた調査の実施	利便性向上に向けた施策の検討	施策の実現性の検証	施策の優先順位付けの検討 段階的な整備に向けた事業展開の検討	駅前再整備計画策定に向けた手続き
目標	調査結果を踏まえた現状の整理、課題の抽出	利便性向上に向けた施策の抽出	実現可能な施策の選定	駅前再整備計画(案)の作成	駅前再整備計画の策定

■ 民間連携・加速化のポイント

駅前の再整備計画に関する検討プロセスに地域住民や交通事業者が参加できる体制を構築することにより、事業進捗の円滑化を図ります。

1－19－4 与野本町小学校複合施設整備事業

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

与野本町小学校について、老朽化した北校舎及び給食室を周辺の公共施設との複合化に合わせ改築し、令和2年4月に供用開始します。また、東校舎、南校舎や与野本町コミュニティセンターについては、令和元年度に大規模改修に着手します。

<取組方針>

市民の意見を積極的に取り入れた施設整備を行います。

■現状・背景

- ・公共施設の老朽化や少子高齢化、厳しい財政状況に対応していくため、「公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」が策定されています。
- ・学校施設の増改築、改修等の際には、「コミュニティの核」として周辺の施設等との複合化の検討をすることとされており、そのモデルケースとなります。
- ・与野本町小学校北校舎の建替えに当たっては、ワークショップを開催し市民との合意形成を図り、子育て支援センター、放課後児童クラブ、文化財資料室を複合化することとなりました。

<与野本町小学校改修イメージ>



■各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	実施設計 → エレベーター棟設置工事 → 北校舎解体工事 →		仮設校舎設置 → 複合施設建設工事 →	複合施設供用開始 → 既存校舎・コミセン老朽化改修工事 →	
目標	実施設計完了 エレベーター棟設置工事完了	北校舎解体工事完了	複合施設建設工事完了	老朽化改修工事完了	全施設の稼働

■民間連携・加速化のポイント

効率的な施設運営のため、ワークショップなどを通じて市民の意見を積極的に取り入れ、関係所管と連携して事業進捗の円滑化を図ります。

1-19-5 歴史を伝える本町通りのまちづくり

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

地域の資源とふれあい、多様な世代が集い・暮らす魅力的なまちづくりを実現するため、本町通りについて、都市計画道路整備までの間、街並みルールづくりに向けた検討や、歴史のまちとしての魅力や賑わいの創出、歩行者等の安全性の向上等の仕組みをつくるため、先導的取組を実施し評価・検証を行います。

<取組方針>

- ワークショップを開催し、本町通りの歴史や魅力を把握するとともに、まち歩きによる現状・課題を共有し、先導的取組内容、実施体制等を検討していきます。
- 本町通り沿道の未活用空間等を活用し、先導的取組の実施、効果の検証によりまちづくりの仕組みを構築していきます。
- まちづくり推進協議会を通して、地域と協働で街並みルールづくりに向けた検討を実施していきます。

■ 現状・背景

- 与野本町駅周辺地区における近年の少子高齢化や人口減少が懸念されることから、社会情勢に対応した持続可能なまちづくりを展開していく必要があります。
- 与野本町駅周辺地区まちづくりマスターplanを策定しました。（平成27年度）
- 与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会及び分科会を設立しました。（平成28年度）

<本町通り周辺図>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	ワークショップ及び分科会による先導的取組内容の検討	社会実験(注1)の実施計画を検討 → 街並みルールづくりに向けた検討	取組の実施、評価データの収集 → 街並みルール素案の検討	取組結果の評価、分析、今後の取組の検討 → 街並みルールの検討	区間拡大による取組の実施 → 街並みルールの検討
目標	先導的取組内容の決定	社会実験の実施計画の作成	社会実験の実施	・社会実験の結果検証 ・街並みルール方向性の決定・素案の作成	取組区間の拡大、街並みルールの作成

■ 民間連携・加速化のポイント

- 地域住民及び関係団体（自治会連合会、商店会連合会等）との合意形成を図り、本町通り沿道の未活用空間を活用した先導的取組を効率的・効果的に推進します。
- まちづくり推進協議会の運営及びまちづくりに係る技術的支援を計画的に実施していくため、確実に財源を確保します。

(注1) 【社会実験の例】車道幅の縮小による歩道確保、道路空間の多目的利用、大型車両の通行規制

1-19-6 芸術劇場と地域が連携したまちづくり

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

県内でも有数の文化芸術拠点である彩の国さいたま芸術劇場と地域が連携したまちづくりを進め、芸術のまちとしてのイメージアップを図るとともに、地区内外から多くの人々が訪れ、交流できる場を形成します。

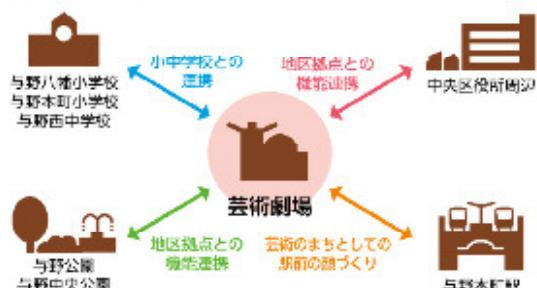
<取組方針>

- アートストリートエリア（たつみ通り）で実施している手形レリーフを増設します。
- 彩の国さいたま芸術劇場を使用した、バラのまち中央区アートフェスタ実行委員会の事業（Candle Art Night@彩の国さいたま芸術劇場・区民コンサート）を支援します。
- 彩の国さいたま芸術劇場と地域が連携したまちづくりを進めます。

■ 現状・背景

- 文化芸術を創造・発信する彩の国さいたま芸術劇場と与野本町駅周辺地域が連携し芸術のまちとしての価値を高める必要があります。
- 与野本町駅西口から彩の国さいたま芸術劇場へ向かう沿道ににぎわいづくりとして手形レリーフ(24基)とバナーフラッグ(16枚)を設置(平成23年度～)。
- 与野本町駅周辺まちづくり推進協議会の分科会（リーディングプロジェクト4 芸術劇場と地域が連携したまちづくり）を設置(平成28年度～)。

<芸術劇場と地域の連携イメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 手形レリーフの設置 バナーフラッグの掲出 			<ul style="list-style-type: none"> 新規設置計画による手形レリーフの設置 バナーフラッグの掲出の拡大 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> 歴史を伝える本町通りまちづくり分科会との合同分科会・ワークショップの開催 芸術劇場・JR東日本など関係団体との協議及び調整 	<ul style="list-style-type: none"> アートフェスタ実行委員会事業支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域・学校と連携した新規イベント等の実施に向けた検討 手形レリーフ設置計画の再検討 芸術劇場と区との会議体設置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域・学校と連携した新規イベント等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域・学校と連携した新規イベント推進 前年度実施のイベントの検証
	<ul style="list-style-type: none"> 分科会長期活動計画作成 合同分科会とワークショップを各3回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 新規イベント内容等の決定 手形レリーフ新規設置計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 新規イベント等事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続事業の拡大 新規実施イベントの検証及び拡充 分科会次期長期計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 新規実施イベントの検証による次期事業の決定

■ 民間連携・加速化のポイント

- 彩の国さいたま芸術劇場を核とした各種連携組織（小中学校や民間団体など）と分科会との意見交換を実施します。
- イベント事業計画から民間団体に参加してもらい、官民一体となりイベントを運営します。
- 分科会により提案されたイベント等を協働で実施します。
- 彩の国さいたま芸術劇場と区との会議体を設置し、具体的な連携施策等を協議します。

1－20 未利用地の利活用の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

移転後のJCHOさいたま北部医療センター跡地について、利活用の方針をまとめます。

<取組方針>

- JCHOさいたま北部医療センター跡地の利活用に際し、地元の要望・意見を参考に方針をまとめます。なお、跡地は、行政での使用や民間提案制度を活用等して利活用を図ります。
- 未利用公有地については、情報共有の充実を図り、既存の資産経営会議等を活用し、利活用方針を検討します。

■ 現状・背景

- 移転後のJCHOさいたま北部医療センター跡地
 - 所在地：北区盆栽町453外
 - 面積：10,432.93m²（2筆合計）
- 平成30年度末迄にプラザノース北側へ移転予定
- 移転後は、令和2年3月末迄に事業者が更地にし、市へ引渡し予定となっています。

<JCHOさいたま北部医療センター>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	【移転後のJCHOさいたま北部医療センター跡地】 → 当該地の現況確認 → 地元要望等の把握	利活用の検討・方針のまとめ	利活用の準備作業及び整い次第実施		
目標	市における利活用の把握	跡地の利活用方針（素案）のまとめ	跡地の利活用方針の成案化	利活用の準備及び整い次第実施	利活用の準備及び整い次第実施

■ 民間連携・加速化のポイント

行政のみでの使用の見込みが無い場合は、民間との連携が大変有効となるため「民間提案制度」等を活用して利活用を図ります。

1-21-1 区画整理等の推進（日進駅・西大宮駅周辺）

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ①日進駅周辺における都市基盤整備の充実について、日進七夕通りの美装化整備を完了させます。
- ②指扇土地区画整理事業について、道路、公園等の公共施設の整備・改善を行うとともに、西大宮駅を核とした市街地形成を図るため、令和2年度に事業進捗率を59.1%とします。
- ③指扇土地区画整理事業地区外アクセス道路について、JR川越線西大宮駅南口の良好な市街地の形成を図るために、事業認可の取得、権利者との用地交渉開始を目指して手続きを進めます。

<取組方針>

- ①電線類を地中化する工事を推進するとともに、一方通行化し、道路整備工事を実施します。
- ②建物等移転補償、区画道路等の整備及び都市計画道路用地の確保を進めます。また、事業計画の変更を行い、事業期間の延伸と新たな国庫補助金の導入を図ります。
- ③路線測量等を実施し事業認可を取得するとともに、建物・工作物等の調査と用地交渉を開始します。

■ 現状・背景

- ①・日進東土地区画整理事業完了（平成20年度）
 - ・日進駅橋上化、北口駅前広場完成（平成22年度）
 - ・日進駅南口駅前広場完成（平成28年度）
- ②・施行面積：29.9ha
 - ・施行期間：平成17年度～令和元年度
 - ・総事業費：92億円
 - ・事業進捗率：26.9%（平成28年度末）
- ③・JR川越線西大宮駅は平成21年3月に開業したが、西大宮駅南口への主要な幹線道路が未整備であり、区画整理事業及び交通上問題となっています。

<日進駅・西大宮駅周辺のまちづくり>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<①日進駅周辺における都市基盤整備の充実>				
	電線共同溝整備工事（本体工事）	電線共同溝整備工事（引込等工事）	七夕通り道路整備工事	境界杭復元作業	
		電線共同溝整備工事（入溝工事（注1））			
	事業計画（第2回変更）				→
	建物等移転補償、区画道路・雨水管渠等埋設管の整備、都市計画道路用地の確保				
目標	<②指扇土地区画整理事業による都市基盤整備の充実>				
	事業計画（第2回変更）				
	建物等移転補償、区画道路・雨水管渠等埋設管の整備、都市計画道路用地の確保				
取組内容	<③指扇土地区画整理事業地区外アクセス道路の整備>				
	電線共同溝整備（指扇中央通線）				
	路線測量	用地測量	道路詳細設計	建物・工作物等調査積算	用地交渉
目標	①電線類地中化工事着手 ②事業進捗率35.5%（平成29年度末） ③路線測量の完了	①電線類入溝工事着手 ②事業進捗率43.7%（平成30年度末） ③用地測量の完了	①道路整備工事完了 ②事業進捗率51.4%（令和元年度末） ③道路詳細設計の完了	①美装化整備完了 ②事業進捗率59.1%（令和2年度末） ③用地交渉開始	①事業進捗率100%（令和2年度末） ②事業進捗率100%（令和11年度末） ③事業進捗率100%（令和9年度末）

■ 民間連携・加速化のポイント

- ① 地元まちづくり団体との協働によるまちづくりを推進します。
- ②③ 事業に関する情報提供や説明を十分に行うことにより、権利者との合意形成を進めます。
- ②③ 事業に関する安定した財源を確保します。

(注1) 地下に埋設した管路等に、電力・通信事業者がケーブル等を収容する工事

1 - 2 1 - 2 区画整理等の推進（浦和美園駅周辺）

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ①健全かつ良好な市街地形成を図るため、浦和東部第一地区における土地区画整理事業の事業進捗率を令和2年度に93.5%にします。
- ②健全かつ良好な市街地形成を図るため、大門下野田地区における土地区画整理事業の事業進捗率を令和2年度に94.5%にします。

<取組方針>

- ①事業を展開するため国庫補助事業を導入し、都市計画道路等の主要道路の整備を図るとともに、事業費の財源確保のため適切な時期での保留地処分を進めます。
- ②事業進捗により得られる保留地処分金収入を基として市債を発行し、財源を確保した上で、都市基盤整備を進め、保留地処分を図ります。

■ 現状・背景

①浦和東部第一特定土地区画整理事業

- ・施行面積 : 55.88ha
- ・施行期間 : 平成12年度～令和8年度
- ・総事業費 : 約223億円
- ・事業進捗率 : 71.9% (平成28年度末)

②大門下野田特定土地区画整理事業

- ・施行面積 : 3.60ha
- ・施行期間 : 平成25年度～令和7年度
- ・総事業費 : 約17億円
- ・事業進捗率 : 10.2% (平成28年度末)



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<①浦和東部第一特定土地区画整理事業>				
	建物等補償、造成、道路整備、設計業務委託等 (浦和東部第一地区)				浦和東部第一地区 換地処分 (令和3年度中予定) 換地処分の公告後 における清算業務 (令和8年度まで)
目標	<②大門下野田特定土地区画整理事業>				
	建物等補償、造成、道路整備、設計業務委託等 (大門下野田地区)			大門下野田地区 換地処分 (令和2年度中予定)	換地処分の公告後 における清算業務 (令和7年度まで)
①事業進捗率76.0% (平成29年度末) ②事業進捗率20.0% (平成29年度末)	①事業進捗率86.5% (平成30年度末) ②事業進捗率48.5% (平成30年度末)	①事業進捗率91.5% (令和元年度末) ②事業進捗率77.5% (令和元年度末)	①事業進捗率93.5% (令和2年度末) ②事業進捗率94.5% (令和2年度末)	①事業進捗率100% (令和8年度末) ②事業進捗率100% (令和7年度末)	

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・事業に関する情報提供や説明を十分に行うことにより、権利者との合意形成を進めます。
- ・地区に付加価値を生むような保留地と民有地の共同化による土地利用促進のため、地権者と協働します。

1-2-1-3 区画整理等の推進（東浦和駅周辺）

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

健全かつ良好な市街地形成を図るために、東浦和第二土地区画整理事業の事業進捗率を令和2年度に60.8%とします。

<取組方針>

- 地区外の都市計画道路とのアクセス強化が必要であることから、事業区域内の幹線道路の整備を進めます。
- 建物移転等に関する地権者との合意を得ます。

■ 現状・背景

- 事業名：東浦和第二土地区画整理事業
- 施行面積：76.7ha
- 施行期間：平成10年度～令和12年度
- 総事業費：約251億円
- 事業進捗率：43.1%（平成28年度末）

<東浦和駅周辺の区画整理事業>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	都市計画道路整備				
	中尾2号線(L=100m)	田島大牧線(L=90m) 南浦和東口大間木線 (L=160m) 中尾3号線(L=130m)	田島大牧線(L=200m)	中尾2号線(L=80m)	
	街区築造	街区築造	街区築造	街区築造	
	移転補償	移転補償	移転補償	移転補償	
	40件	40件	40件	40件	
目標	事業進捗率46.4% (平成29年度末)	事業進捗率51.2% (平成30年度末)	事業進捗率56.1% (令和元年度末)	事業進捗率60.8% (令和2年度末)	事業進捗率100% (令和12年度末)

■ 民間連携・加速化のポイント

- 事業に関する情報提供や説明を十分に行うことによる権利者との合意形成を進めます。
- 事業に関する安定した財源を確保します。

1－2 1－4 区画整理等の推進（武蔵浦和駅周辺）

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

本市の副都心に位置付けられている武蔵浦和駅周辺地区（約30ha）について、検討を進めている第7－1街区、第8－2街区において、地元住民と協力し副都心としてふさわしいまちづくりを行います。

<取組方針>

まちづくり組織の設立を支援し、地元住民と協力したまちづくりを行います。

■ 現状・背景

- ・地区面積：第7－1街区 約5.2ha
第8－2街区 約1.8ha
- ・第一種市街地再開発事業
事業完了：第1街区、第2街区、第3街区、
第4街区、第6街区、第8－1街区
- ・地区計画地区
：第1－A地区、第7沿道街区

<武蔵浦和駅周辺のまちづくり>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<①第7-1街区> まちづくり方策検討	まちづくり組織 発足支援		まちづくり組織への支援	都市計画の手続き
	<②第8-2街区> まちづくり 協議会設立支援	まちづくり協議会への 支援	都市計画の手続き	都市計画決定	事業開始
目標	まちづくり勉強会・ 協議会の開催	まちづくり勉強会・ 協議会の開催	まちづくり勉強会・ 協議会の開催	まちづくり勉強会・ 協議会の開催	・まちづくり勉強 会・協議会の開 催 ・事業開始

■ 民間連携・加速化のポイント

各街区の特性に応じた民間企業等の参入を視野に入れた事業手法を検討します。

1－2 1－5 区画整理等の推進（与野駅・南与野駅周辺）

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ①与野駅西口土地区画整理事業については、健全かつ良好な住居環境をもつ市街地を造成し、また、駅前広場及び駅前通線等の公共施設の整備改善を図るため、令和2年度に事業進捗率を82.2%とします。
- ②南与野駅西口土地区画整理事業については、駅前広場や都市計画道路を始めとする未整備な公共施設の整備を行い良好な市街地の形成と都市機能の円滑化を図るため、令和2年度に事業進捗率を97.0%とします。

<取組方針>

- ①権利者に対し積極的に意見交換を重ね、区画整理の概要や進捗状況、周辺状況の変化等を説明し、権利者と合意形成を図り、仮換地指定、建物等移転補償、区画道路等の公共施設整備を進めます。
- ②駅周辺街区を近隣の商業サービスを行う生活拠点として位置付け、公園、駅前広場及び幹線道路の緑の連携による、緑豊かなまち並みの形成を目指します。また、住宅地については、駅に近接した立地を生かし、落ち着いた居住環境を持つ利便性の高い都市型住宅地の形成を目指します。

■ 現状・背景

①与野駅西口土地区画整理事業

- ・施行面積 : 8.26ha
 - ・施行期間 : 昭和43年度～令和7年度
 - ・総事業費 : 約137億円
 - ・事業進捗率 : 78.5% (平成28年度末)
- ②南与野駅西口土地区画整理事業
- ・施行面積 : 14.67ha
 - ・施行期間 : 平成7年度～令和5年度
 - ・総事業費 : 117億円 (平成31年2月22日変更)
 - ・事業進捗率 : 72.8% (平成28年度末)

<与野駅・南与野駅周辺の区画整理事業>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<①与野駅西口土地区画整理事業> 実施計画及び事業計画変更				
	国庫補助金導入における国との協議		国庫補助金導入		
	区画道路等公共施設整備、建物等移転補償、権利者交渉(仮換地指定)				
	<②南与野駅西口土地区画整理事業> 都市計画道路築造(南与野駅西通り線)				
		都市計画道路築造(南与野駅南通り線)			
		建物移転補償、区画道路築造	都市計画道路築造(本町通り線：拡幅)		
	電線共同溝(南与野駅西通り線)				
目標	①事業進捗率79.0% (平成29年度末) ②事業進捗率78.0% (平成29年度末)	①事業進捗率79.7% (平成30年度末) ②事業進捗率88.0% (平成30年度末)	①事業進捗率81.3% (令和元年度末) ②事業進捗率93.0% (令和元年度末)	①事業進捗率82.2% (令和2年度末) ②事業進捗率97.0% (令和2年度末)	①事業進捗率100% (令和7年度末) ②事業進捗率100% (令和5年度末)

■ 民間連携・加速化のポイント

- ①事業に関する情報提供や説明を十分に行うことにより、権利者の合意形成を進めます。
事業に関する安定した財源を確保します。
- ②事業に関する情報提供や説明を十分に行うことにより、権利者の合意形成を進めます。
事業に関する安定した財源を確保します。
住民の理解に基づいた土地の造成や道路築造、インフラ整備を効率的、効果的に推進します。

1 - 2 1 - 6 区画整理等の推進（岩槻駅周辺）

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

①岩槻駅西口土地区画整理事業については、商業の活性化と潤いのある住環境の形成を図るため、

令和2年度に事業進捗率を86.7%とします。

②江川土地区画整理事業については、岩槻駅、東岩槻駅を中心とした既成市街地と一体化した良好な市街地の形成を図るため、令和2年度に事業進捗率を95.0%とします。

<取組方針>

①建物移転等、権利者交渉を行い整備を進め、財源となる国庫補助金の確保に努めます。

②工事の詳細設計を行い、区画道路、土地の整備を行います

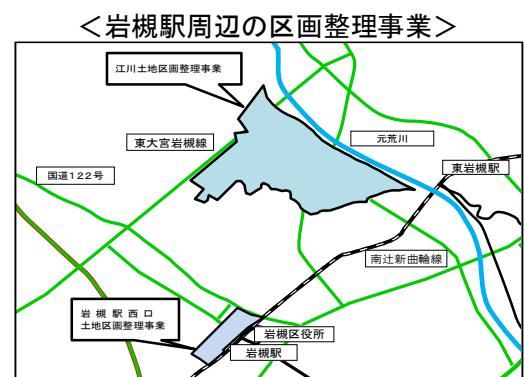
■ 現状・背景

①岩槻駅西口土地区画整理事業

- ・施行面積: 11.6ha
- ・施行期間: 平成9年度～平成9年度
- ・総事業費: 約119億円
- ・事業進捗率73.9% (平成28年度末)

②江川土地区画整理事業

- ・施行面積: 79.3ha
- ・施行期間: 昭和63年度～令和6年度
- ・総事業費: 約195億円
- ・事業進捗率88.7% (平成28年度末)



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<①岩槻駅西口土地区画整理事業>				
	・建物移転交渉 ・区画道路工事 ・造成工事	・建物移転交渉 ・区画道路工事 ・造成工事	・建物移転交渉 ・都市計画道路、区画道路工事 ・水路工事 ・造成工事	・建物移転交渉 ・都市計画道路、区画道路工事 ・水路工事 ・造成工事	・建物移転交渉 ・区画道路工事 ・造成工事
	事業計画変更				
	・区画道路工事 ・造成工事 ・調整池実施設計変更	・区画道路工事 ・調整池排水機場実施設計修正	・区画道路工事 ・造成工事 ・調整池築造工事	・区画道路工事 ・調整池築造工事	・区画道路工事 ・調整池築造工事
目標	①事業進捗率77.4% (平成29年度末) ②事業進捗率89.5% (平成29年度末)	①事業進捗率80.9% (平成30年度末) ②事業進捗率90.3% (平成30年度末)	①事業進捗率83.7% (令和元年度末) ②事業進捗率92.3% (令和元年度末)	①事業進捗率86.7% (令和2年度末) ②事業進捗率95.0% (令和2年度末)	①事業進捗率100% (令和9年度末) ②事業進捗率100% (令和6年度末)

■ 民間連携・加速化のポイント

- ①建物移転において、権利者の理解を得ながら計画的に移転を行います。
- ②調整池の築造に当たり、関係所管と調整を密に行うことにより、工事期間の短縮につなげます。
- ③事業に関する安定した財源を確保します。

1－2 1－7 区画整理等の推進（組合土地区画整理事業）

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

土地区画整理事業を促進し、健全な市街地形成を図るため、土地区画整理事業組合へ補助金の交付等を行い、令和2年度に事業進捗率を74.4%とします。

<取組方針>

補助金の交付等を通じ、組合土地区画整理事業の推進を図り、健全な市街地形成に向けた地域のまちづくり支援を行います。

■ 現状・背景

<組合土地区画整理事業>

平成28年度末現在									
地区名	施行面積	施行期間	総事業費	事業進捗率	地区名	施行面積	施行期間	総事業費	事業進捗率
丸ヶ崎	29.13ha	平成元年度～令和2年度	約85億円	71.0%	台・一ノ久保特定	15.96ha	平成7年度～平成29年度	約52億円	95.1%
大間木水深特定	28.09ha	平成3年度～令和2年度	約113億円	94.5%	大和田特定	50.64ha	平成7年度～令和3年度	約154億円	40.9%
大門第二特定	76.27ha	平成4年度～令和12年度	約266億円	49.2%	内谷・会／谷特定	13.46ha	平成7年度～令和2年度	約68億円	77.2%
土呂農住特定	11.11ha	平成4年度～令和2年度	約52億円	45.0%	大谷口・太田窪	28.16ha	平成7年度～令和12年度	約169億円	38.5%
風渡野南特定	13.67ha	平成5年度～平成30年度	約43億円	93.6%	中川第一特定	38.41ha	平成12年度～令和3年度	約167億円	20.1%
蓮沼下特定	23.55ha	平成6年度～令和2年度	約63億円	85.7%	七里駅北側特定	31.99ha	平成14年度～令和19年度	約183億円	12.5%
大門上・下野田特定	36.30ha	平成6年度～令和3年度	約94億円	95.0%	島町西部	40.04ha	平成21年度～平成30年度	約117億円	45.1%
					合計	436.78ha		約1,628億円	51.9%

■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容					
			・補助金の交付等を実施		
目標	組合土地区画整理事業進捗率58.2% (平成29年度末)	組合土地区画整理事業進捗率64.8% (平成30年度末)	組合土地区画整理事業進捗率70.1% (令和元年度末)	組合土地区画整理事業進捗率74.4% (令和2年度末)	組合土地区画整理事業進捗率100% (令和19年度末)

■ 民間連携・加速化のポイント

土地区画整理事業において、権利者の早期の合意形成、保留地の早期処分ができるよう、安定した財源の確保と支援を強化します。

1－22 東日本連携拠点を核にしたビジネス交流の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

東日本連携拠点として、東日本連携センターを整備し、東日本の新たな経済圏創出のため、市内中小企業者等や東日本地域の事業者の商談・打合せの場として、令和2年度までの4年間の累計で200件の利活用を促進します。

<取組方針>

- ・東日本連携センターを平成30年度中に開設します。
- ・同センターに広域での企業マッチングを仲介できるコーディネータを設置します。
- ・同センターに交流スペースを設け、市内中小企業者等や東日本地域の事業者の新たなビジネスや人的ネットワークの構築を促進します。
- ・広域商談会の開催、活用を通じ市内中小企業者等や東日本地域の事業者のビジネス交流を推進します。

■ 現状・背景

- ・本市経済は、市内に立地する大型店舗の売上は全盛期より大幅に減少しているとともに、商店街においても高齢化に伴う働き手不足といった傾向があり、将来的に経済の停滞の恐れがあります。
- ・東日本各都市においても人口減少傾向から将来に厳しい見通しを持っており、さいたま市及び東日本各都市ともに地域の枠を超えた連携が求められています。

<東日本連携センター内部イメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	(仮称)東日本連携支援センター運営等に係る実施計画策定	建築(改修)工事	コーディネータによる企業マッチングの創出	新たなビジネスや人的ネットワークの構築	広域商談会の開催、活用
目標	同センターの運営等に係る実施計画策定	同センター等での商談・打合せ件数 50件／年	同センター等での商談・打合せ件数 70件／年	同センター等での商談・打合せ件数 80件／年	同センター等での商談・打合せ件数の増加

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・行政中心となっている、本市と東日本各都市との連携を民間事業者も巻き込みながら推進していきます。
- ・民間事業者との連携においては、より多くの企業情報を有する各地域の金融機関との連携を図ります。

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

2 日本一安全で環境に優しい「都市の強靭化」

■現状・課題

<現状>

- ・道路・橋りょう等のインフラの耐震化や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等を着実に実施するとともに、防災都市づくり計画に基づく準防火地域の指定拡大等、安心・安全な都市づくりを推進
- ・次世代自動車・スマートエネルギー特区の第2期計画（平成29年度から令和元年度）が内閣総理大臣に認定
- ・首都圏広域地方計画に、国の出先機関が集積する「さいたま新都心付近」をTEC-FORCEの進出拠点として位置付け

<課題>

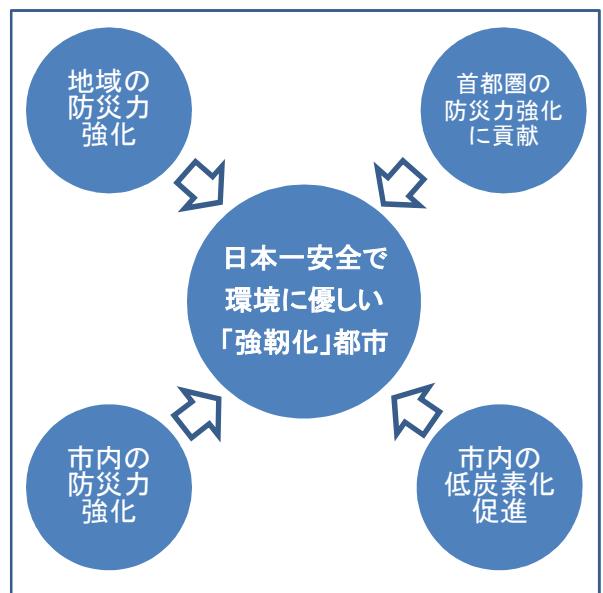
平時から、暮らしやすく、活力のある都市として継続的に成長する環境に優しい「環境未来都市」の実現と、災害時の首都圏の早期復興の要として、地域及び市内の防災力強化並びに広域的なバックアップ拠点の形成を両立することが必要

■目指すべき方向性と主な取組

平時から低炭素で活力のある街づくりに向けた取組を推進とともに、災害時にも地域社会の重要な機能を維持し、市民生活・地域経済への影響を可能な限り軽減することで、円滑な復旧・復興を可能とする「強さ」と「しなやかさ」を持った日本一安全で環境に優しい「強靭化」都市を実現します。

<主な取組>

- ・防災アドバイザーや消防職員OB等を活用し、人材育成・強化に取り組み、地域の防災力を更に高めます。
- ・平時の環境負荷軽減と災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、特区事業を更に推進します。
- ・低炭素化と自助・共助を促進し、災害にも強いエネルギー供給体制を構築するとともに、スマートホーム・コミュニティ街区を拡大する等、市内の強靭化を図ります。
- ・首都のバックアップ機能の充実を図るため、首都直下地震等の災害支援活動の最前線の拠点として、国・県等と連携し、取組を着実に推進します。



2 日本一安全で環境に優しい「都市の強靭化」

- 2-1 さいたま市強靭化計画の推進
- 2-2 総合特区事業の推進
- 2-3 新“見沼セントラルパーク”の推進
- 2-4 防災都市づくり計画の推進
- 2-5 大規模火災から生命を守る広域避難場所の拡充
- 2-6 防災アドバイザーの活用による地域防災力の強化
- 2-7 元消防職員による消防協力体制整備
- 2-8 ハイパーエネルギーステーション等の市内拡大
- 2-9 無電柱化の推進

2-1 さいたま市強靭化計画の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

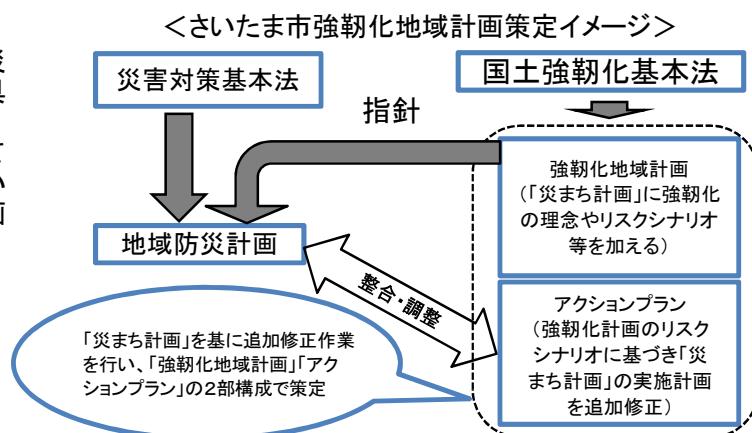
大規模災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減し、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、「さいたま市強靭化地域計画」を策定し、「都市の強靭化」を推進します。

<取組方針>

想定するリスク（災害）や起きてはならない最悪の事態を設定し、それに対応するための方策を推進します。

■ 現状・背景

「さいたま市地域防災計画」で示した、災害に強いまちづくりに向けた様々な対策を具現化し、市民・企業・行政との協働のもと、明確な目標を持って体系的・計画的に進めていくために策定した「さいたま市災害に強いまちづくり計画」を見直し、強靭化地域計画として運用ができるようにします。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	さいたま市災害に 強いまちづくり計 画改定(既存施策 等の見直し) 風水害等その他大 規模災害について、 リスクシナリオ等の 検討・対応方策の 追加 強靭化地域計画 及びアクションプランの策定	事業の進行管理 (検証・改善)	事業の進行管理 (検証・改善)	事業の進行管理 (検証・改善)	事業の進行管理 (検証・改善) ・強靭化地域計画 及びアクションプラン見直し(令和4年 度)
目標	強靭化地域計画及び アクションプラン策 定	計画目標を達成する 又は上回る事業 95%	計画目標を達成する 又は上回る事業 95%	計画目標を達成する 又は上回る事業 95%	計画目標を達成す る又は上回る事業 95%

■ 民間連携・加速化のポイント

「都市の強靭化」を実現するため、市民、地域、企業及び行政等各主体の相互連携の強化や適切な役割分担のもと、「被害を軽減する」取組等を推進します。

2-2 総合特区事業の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

暮らしやすく、活力のある都市として継続的に成長する「環境未来都市」の実現を目指し、令和2年度までにスマートホーム・コミュニティ先導的モデル地区を2街区整備し、レジリエンス住宅認証スマートホームを750戸とします。

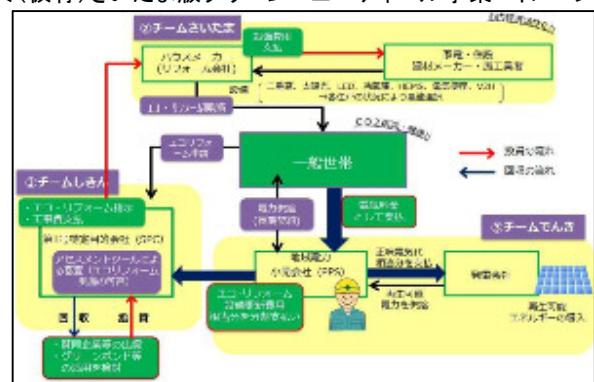
<取組方針>

- （仮称）さいたま版グリーンニューディール事業を展開し、取組が進まない既築住宅のCO₂削減と従来の補助から投資・回収への転換を実現します。
- （仮称）レジリエンス住宅認証制度を創設し、スマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区のコンセプトを市内に展開します。
- 高齢者や子育て世代等がいつでも、どこでも、手軽に自転車以上の長い距離を移動できる交通環境の構築を目指し、新しい低炭素型パーソナルモビリティを社会実装します。

■ 現状・背景

- 平成29年3月27日付で内閣総理大臣から「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の第2期計画（平成29年度～令和元年度）の認定を受けました。
- 平成29年3月にスマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区（第1期）33戸が完成しました。

<(仮称)さいたま版グリーンニューディール事業 イメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	(仮称)さいたま版グリーンニューディール事業創設準備		(仮称)さいたま版グリーンニューディール事業の実施		
	(仮称)レジリエンス住宅認証制度創設準備	(仮称)レジリエンス住宅認証準備・運用			
	スマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区(第2期)整備	スマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区(第3期)整備	民間事業者に対するスマートホーム・コミュニティの普及啓発		
	低炭素型パーソナルモビリティ実証実験	新たなパーソナルモビリティの社会実装			
目標	レジリエンス住宅認証制度創設	・スマートホーム・コミュニティ1街区 ・認証スマートホーム250戸 ・新たな低炭素型パーソナルモビリティの実証実験の完了	・スマートホーム・コミュニティ1街区 ・認証スマートホーム250戸 ・新たな低炭素型パーソナルモビリティの社会実装の開始	・スマートホーム・コミュニティの市内拡大 ・認証スマートホーム250戸	・スマートホーム・コミュニティの市内拡大 ・認証スマートホーム250戸 (令和3年度)

■ 民間連携・加速化のポイント

- （仮称）さいたま版グリーンニューディール事業でのエコリフォーム部門を原則、市内事業者の施工に限定し、資金が市内で流動する仕組みとすることで市内経済の活性化を図ります。
- （仮称）レジリエンス住宅認証制度を創設し、スマートホーム・コミュニティ先導的モデル街区のコンセプトを市内に展開することで事業の加速化を図ります。

2-3 新“見沼セントラルパーク”の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

見沼田園区域内において、防災機能を有し広域防災拠点の要となる都市公園の整備に向けて、令和2年度末までに、次期整備地区（約12ha）について、都市計画事業の認可を取得します。

<取組方針>

- ・見沼田園の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次世代に引継ぐとともに、見沼田園の保全・活用・創造を先導するため、緑の核となる公園整備を進めます。
- ・国土交通省が平成28年3月に決定した「首都圏広域地方計画」において、災害時のバックアップ拠点機能の強化を目的とし、国の出先機関が集積する「さいたま新都心」付近を、TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）（注1）の進出拠点に位置付けられたことから、公園内に必要となる機能について、国土交通省関東地方整備局と調整します。

■ 現状・背景

- ・平成16年3月に策定した（仮称）セントラルパーク基本計画では、見沼田園区域内の約65haをセントラルパークの計画対象地とし、これまで先行整備地区約3.9haを合併記念見沼公園として整備しています。
- ・平成27年3月には、基本計画の見直しを行い、平成28年3月には「首都圏広域地方計画」において、「さいたま新都心付近」がTEC-FORCEの進出拠点として位置付けられました。
- ・現在は、次期整備地区（約12ha）の整備に向けて、環境影響評価を実施しています。

<次期整備地区予定区域>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	環境影響評価の実施		都市計画決定 見沼土地利用審査会	都市計画事業認可	用地取得
	農振農用地区域 の除外手続き				
	国交省関東地方整備局とTEC-FORCE進出拠点機能について調整	国交省関東地方整備局と公園整備進捗状況の情報共有			
目標	環境影響評価の実施 (現況調査)	環境影響評価の実施 (準備書等の作成)	・都市計画決定 ・見沼土地利用審査会の承認	都市計画事業認可の取得	用地取得

■ 民間連携・加速化のポイント

公園整備事業を進める上での法令等に基づく諸手続きを迅速かつ円滑に進めるため、埼玉県が事務局を務める見沼田園土地利用審査会を始めとする府内外の関係機関と綿密な連絡調整を図ります。

(注1) TEC - FORCE (Technical Emergency Control FORCE:緊急災害対策派遣隊)は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地方公共団体からの要請に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行うために国土交通省に設置されたものです。

2-4 防災都市づくり計画の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

大規模災害が発生した時に起こりえる被害を防止・軽減するため、令和2年度までに推進地区を2地区設定するなど、減災等の取組により安全で住みやすい都市づくりを推進します。

<取組方針>

- ・災害リスクが高い地区を優先的かつ重点的に改善するため、具体的な個別対策等を示す（仮称）防災都市づくり地区別方針を策定します。また、住民が主体となった取組を推進できる地区（推進地区（注1））を設定します。
- ・災害リスクの変化を把握するモニタリングを継続的に実施し、新たな準防火地域の指定に向けた検討に着手します。

■ 現状・背景

- ・首都直下地震等の発生確率が高まっている中、本市には大規模地震時における延焼リスクと避難困難リスクが存在します。
- ・延焼リスクが高い区域において準防火地域の指定区域を拡大しました（平成29年5月31日施行）。
- ・防災都市づくり計画で設定した延焼と避難困難リスクを抱える推進地区候補（19地区）において、個別対策等を実施する必要があります。

<災害リスクのイメージ図>



- ・延焼リスクとは、地震時の同時多発火災による延焼火災の危険性のこと。
- ・避難困難リスクとは、地震時の建物倒壊等により避難が困難なこと。

■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	(仮称)防災都市づくり地区別方針の策定に向けた取組 ・推進地区候補の現状把握及び課題抽出 ・具体的な個別対策の検討 ・推進体制の検討		推進地区的設定に向けた検討 ・設定に向けた条件等の整理 ・地域住民との意見交換 ・個別対策の実施		・個別対策の実施 ・新たな推進地区的設定
目標	推進地区候補の現況調査	(仮称)防災都市づくり地区別方針（草案）の作成	(仮称)防災都市づくり地区別方針の策定	推進地区数 2地区	新たな推進地区的設定及び準防火地域の指定拡大を目指す

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・災害リスク情報等を地区住民と共有することにより、まちづくりに向けた機運を醸成させ、推進地区的設定を加速します。また、ICT等を活用して、災害リスク情報を効果的に発信します。
- ・令和2年度に総合評価を実施し、準防火地域の指定拡大に向けた検討に着手します。

(注1) 「推進地区」とは、推進地区候補において住民意向を踏まえて設定した地区で、地区が抱える課題に対応する有効な施策等を検討していきます。

2-5 大規模火災から生命を守る広域避難場所の拡充

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

災害時に大規模な延焼火災が発生した際、地域住民が適切に判断して、市内に21か所指定されている広域避難場所へ確実に避難行動をとれるよう、自治会館などを「身近な地域の防災拠点」として登録する自主防災組織に対し、地域ごとに適切な広域避難場所を大規模延焼火災からの避難先として位置付けた避難行動計画の策定を支援し、令和2年度までに50組織で策定します。

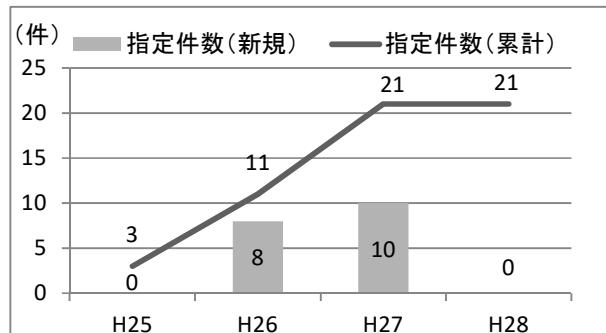
<取組方針>

指定避難所を補う拠点として、地域住民の共助により運営を行う「身近な地域の防災拠点」を持つ自主防災組織に対し、広域避難場所までの避難行動を見据えた避難行動計画策定基準を整備し、計画策定を推進します。

■ 現状・背景

- ・大規模延焼火災による輻射熱などから一時的に避難する場所として位置付ける広域避難場所を確保するため、国土交通省の広域避難地の基準（10ha以上の公共空地）を踏まえ、平成26年2月に一部要件を緩和した本市指定基準（5ha以上）を策定（注1）し、市内候補地の指定を進めました。
- ・平成29年12月現在、市内の候補地は指定済みとなっていることから、今後は、民間用地を含めた候補地の検討や適切な地域住民の避難行動につなげる周知が課題となっています。

<広域避難場所拡大の進捗状況>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	→ 避難行動計画策定基準整備				
目標	策定基準整備	広域避難場所までの避難行動計画を策定した自主防災組織数 20組織	広域避難場所までの避難行動計画を策定した自主防災組織数 15組織	広域避難場所までの避難行動計画を策定した自主防災組織数 15組織	計画未策定の自主防災組織へ拡大

■ 民間連携・加速化のポイント

自治会館やマンション集会所が「身近な地域の防災拠点」として登録している制度を活用し、大規模延焼火災発生時の広域避難場所までの避難ルートなどを地域ごとの避難行動計画に定めることで、広域避難場所の周知、利活用を加速化します。

(注1) 平成26年2月に策定した広域避難場所指定基準は、平成27年6月に策定した指定緊急避難場所の指定基準のうち、指定緊急避難場所（大規模な火事）に統一されています。

2-6 防災アドバイザーの活用による地域防災力の強化

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

「自分たちのまちは自分たちで守る」というスローガンのもと、災害時に地域住民が団結して地域を守る共助の力を強化・育成するため、防災アドバイザー（注1）を自主防災組織に派遣し、自主防災組織の平時の活動や災害時の要配慮者を含む地域住民の避難行動等の活動のため、地区防災計画策定の支援を行い、令和2年度までの4年間の累計で、防災アドバイザーを活用した、自主防災組織による地区防災計画の着手件数を40件とします。

<取組方針>

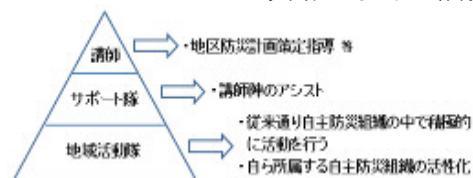
- ・自主防災組織を対象に、地区防災計画策定に関する説明会を開催します。
- ・防災アドバイザーを自主防災組織に派遣し、地区防災計画策定の周知・サポート等を行います。
- ・防災アドバイザーを育成するため、継続的にスキルアップ研修を行います。

■現状・背景

- ・平成25年度の災害対策基本法の改正で、「地区防災計画制度」が新たに創設されました。
- ・平成27年度よりモデル地区を選定し、自主防災組織地区防災計画の策定を推進しています。
- ・一層の地区防災計画の策定を推進するため、平成28年度に防災アドバイザーの再編成を行い、区を単位とするグループを結成し、自主防災組織に派遣する体制を整えました。

<防災アドバイザー事業の取組み>

- ◆厳選された講師陣の育成
 - ・計画策定の講師陣育成
 - ・新たな組織体制の編成
 - ・地域に溶け込める活動隊
 - ・講師陣のサポート隊の編成



■各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	→ 自主防災組織を対象とした、地区防災計画策定に関する説明会の開催				
	→ 地区防災計画の策定事例の調査・発表				
	→ 策定済自主防災組織による普及・啓発活動(加速化)				
	→ 防災アドバイザーの派遣				
	→ スキルアップ研修や事例発表会の開催				
	→ 区ごとの防災アドバイザーワークshopの運営				
目標	防災アドバイザーを活用した、自主防災組織による地区防災計画着手件数 4件	防災アドバイザーを活用した、自主防災組織による地区防災計画着手件数 6件	防災アドバイザーを活用した、自主防災組織による地区防災計画着手件数 10件	防災アドバイザーを活用した、自主防災組織による地区防災計画着手件数 20件	・地区防災計画着手の推進 ・策定済地区防災計画への継続的な支援

■民間連携・加速化のポイント

民間企業ならではの専門知識を活かし、地域で防災講演等を実施できる企業を「企業版の防災アドバイザー」として位置付け、防災アドバイザーのサポート役として、共に地域に根付いた防災活動を行っていただきます。

(注1) さいたま市で認定している、防災士の資格を有し、地域の防災力向上のために活動している方のことです。

2-7 元消防職員による消防協力体制整備

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・経験豊富な元消防職員の活用による協力体制を確立し、消防体制の充実及び地域防災力を強化します。
- ・また、令和2年度までの4年間の累計で協力員の新規登録者を30名とします。

<取組方針>

- ・大規模災害発生時における協力体制を確立します。
- ・消防法令に反していると思われる施設を発見した場合における違反通報体制を確立します。
- ・地域防災力との協働体制を構築します。

■現状・背景

- ・さいたま市直下地震を始め、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震による大規模災害の発生が危惧されています。
- ・近年、建物の用途や構造は複雑かつ多様化し、利用する市民の安心・安全を確保する必要があります。
- ・平成29年4月1日付けで設置要綱及び運用要領を策定しました。
- ・平成29年4月1日現在、57名が登録しています。

<大規模災害時の活動イメージ写真>



■各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	→ 退職予定者、及び再任用終了者への協力員の募集				
	→ 大規模災害時の消防協力体制の確立				
	→ より安全に活動するための資機材整備 → 消防法令の知識を確認するための資料送付				
目標	協力員の新規登録者 5名	協力員の新規登録者 6名	・協力員の新規登録者 8名 ・自主防災組織等との協働体制の構築	協力員の新規登録者 11名	協力員の新規登録者 11名 (令和3年度)

■民間連携・加速化のポイント

市民の安心・安全を更に高めるため、元消防職員の役割拡充について、市民のニーズを把握し活用方法を検討します。

2-8 ハイパーエネルギーステーション等の市内拡大

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

暮らしやすく、活力のある都市として、省エネ・低炭素なまちづくりを推進し、継続的に成長する「環境未来都市」を実現するため、住宅や民間施設、公共施設に太陽光パネル、蓄電池等を設置し、災害時にも継続してエネルギー供給のできるハイパーエネルギーステーション（HES）を整備します。

<取組方針>

- ・避難所となっている市立公民館へ災害対応設備として、太陽光発電設備等を導入し、令和2年度時点で12か所とします。
- ・「次世代自動車・スマートエネルギー特区（第2期：平成29年度～令和元年度）」の重点プロジェクトであるハイパーエネルギーステーションを整備・拡大します。
「HES B(Basic)」：民間との協働、公共施設の活用
(令和元年度時点で12か所、令和2年度時点で14か所)
「HES C(Community)」：電気外部給電を可能とする住宅、事務所と協定を締結
(令和元年度時点で200件、令和2年度以降拡大推進)
「HES V(Vehicle)」：次世代バスからV to Xによる電気供給
(令和元年度次世代バス実証運行開始、令和2年度次世代バス本格運行開始)

■現状・背景

- ・指定避難所である市立学校全校（164校）へ太陽光発電設備、蓄電設備を整備しました。
- ・水素が供給出来るHESは、特区計画当初の目標値（平成28年度までに4か所）を上回る5か所整備しました。
- ・当初整備主体として想定していたガソリンスタンドが地下タンク問題等により普及が進みませんでした。
- ・エネルギーセキュリティ確保の観点から、HESの早期整備が必要です。

<ハイパーエネルギーステーションイメージ図>



■各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	公民館への太陽光発電設備等設置				→-----
	HES B 整備 (整備補助実施)				→-----
	HES C 制度検討	HES C協議・協定締結・整備 (エコリフォーム実施)			→-----
	次世代バス導入検討	次世代バス製作・導入	次世代バス実証運行		次世代バス本格運行
目標	・太陽光発電設備等設置 9か所 ・HES「B」 2か所 ・HES「C」 制度構築 ・HES「V」 導入調査実施	・太陽光発電設備等設置 10か所 ・HES「B」 9か所 ・HES「C」 40件 ・HES「V」 車両調達、 インフラ整備	・太陽光発電設備等設置 11か所 ・HES「B」 12か所 ・HES「C」 200件 ・HES「V」 実証運行開始	・太陽光発電設備等設置 12か所 ・HES「B」 14か所 ・HES「C」 拡大推進 ・HES「V」 本格運行開始	・太陽光発電設備等設置整備継続 ・HES「B」 16か所 ・HES「C」 拡大推進 ・HES「V」 本格運行

※数値目標についてはこれまでの実績を含めた累積値

■民間連携・加速化のポイント

- ・HESは、太陽光パネルや蓄電池などの機器を繋ぎ、災害時に連動・併用して活用することが求められるところから、民間と共同し、技術開発を進めることで事業の加速化を図ります。
- ・民間と行政のパートナーシップのもとで民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的・効果的に推進します。

2-9 無電柱化の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

都市災害の防止、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、情報通信ネットワークの信頼性の向上等を図るため、「無電柱化推進計画」を策定し、計画的に無電柱化を推進するとともに、令和2年度までの4年間の累計で5.5kmの電線共同溝整備を行います。

<取組方針>

- ・緊急輸送道路や主要な駅周辺の道路において、歩道等の整備状況を考慮し無電柱化の早期整備路線を選定します。
- ・庁内検討会議や電線管理者と協議を行い、早期整備路線周辺の無電柱化の状況やネットワーク性を考慮した整備順位を定め「無電柱化推進計画」を策定します。
- ・策定した「無電柱化推進計画」に基づき、電線共同溝方式による無電柱化を推進します。

■ 現状・背景

- ・無電柱化は、災害の防止・安全かつ円滑な交通の確保・良好な景観の形成などの観点から全国で積極的に推進されています。
- ・本市においては、緊急輸送道路や幹線道路及び駅周辺の道路のほか、都市計画道路や土地区画整理事業等と合わせて電線共同溝の整備を進めています。
- ・また、歩行者の多い主要な駅周辺などは、無電柱化に合わせバリアフリー化を図ります。

<無電柱化の例>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度~
取組内容	無電柱化推進計画(素案)の作成	無電柱化推進計画策定	無電柱化の推進		無電柱化推進計画の定期的な見直し
		・検討会の開催 ・電線管理者協議			
		電線共同溝予備設計・詳細設計・工事			
		電線管理者との協議・調整			
目標	電線共同溝整備延長 0.8km	・無電柱化推進計画の策定 ・電線共同溝整備延長 0.9km	電線共同溝整備延長 1.8km	電線共同溝整備延長 2.0km	無電柱化の推進

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・電線管理者との円滑な協議と合意形成を進めます。
- ・電線共同溝整備について、引込位置の調整など沿線住民の理解と協力を得ます。
- ・電線共同溝と合わせて歩道を拡幅する路線では、用地買収において土地所有者の理解と協力が必要となります。

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

3 スポーツNo1都市戦略

■現状・課題

<現状>

- ・FIVB女子バレーワールドグランプリ2015等スポーツ大会・イベントを誘致・支援
- ・スポーツ大会・イベント開催に伴う経済波及効果は、平成25年度から平成28年度の4年間で約418.4億円
- ・ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムの来場者は、平成25年度から平成28年度の4年間で延べ約49.9万人

<課題>

スポーツ大会・イベントの誘致・支援等により、スポーツ活動への参加意識や経済波及効果を高めているが、スポーツ大会・イベントを戦略的に誘致・支援し、持続的に活性化させていくためには、民間の力を活用した機動的な体制への転換や経営の自立性・安定性の確保が必要

■目指すべき方向性と主な取組

さいたま市の強みである「スポーツ」を活かし、スポーツ振興に伴う地域経済活性化を加速化させるとともに、国内外から注目される「スポーツ先進都市」となることで、都市の価値、及び機能性・利便性を高めながら、持続可能な発展を遂げるまちづくりを実現します。

<主な取組>

- ・スポーツコミッショナの法人化やさいたまクリテリウムの民間移行により、収益性をあげることができる持続可能な組織を整備し、スポーツイベント等活動の充実・強化を図ります。
- ・東京2020大会に向け、選手の競技力の強化など、スポーツ振興基金の用途や財源の拡充を図ります。
- ・女子のスポーツ参画を促進するため、女子スポーツへの支援を強化するとともに、地域経済の活性化等を図るために、トップスポーツチームと連携し、商店街における消費を拡大する取組を行います。

<スポーツコミッショナの機能・体制強化>

既存のさいたまスポーツコミッショナ

経営の自立性・
安定性の確保

法人化

民間の力を活用
した機動的な体制
へ転換

新たな体制のさいたまスポーツコミッショナ

スポーツイベント・大会
を戦略的に誘致・支援

持続可能な
組織を整備

スポーツイベント等活動の
充実・強化

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

3 スポーツNo1都市戦略

- 3-1 女子スポーツ支援事業
- 3-2 スポーツコミッショナ化推進事業
- 3-3 さいたまクリテリウムの民間移行
- 3-4 スポーツチームと連携した地域経済活性化
- 3-5 スポーツ施設の拡充とスポーツシユーレの整備
- 3-6 スポーツ振興基金を活用した選手の競技力向上

3-1 女子スポーツ支援事業

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・女子スポーツの競技力向上のため、市内の女子小中学生を対象として、サッカー、野球を始めとしたスポーツで、プロ・アマトップスポーツチームの選手・コーチ等から指導を受けられる機会を提供する「ステップアップセミナー」を年に2回開催し、令和2年度までの4年間の累計で参加者数を300人とします。
- ・女子スポーツ支援の柱として、浦和駒場スタジアムの女子サッカーの聖地化を図り、「サッカーのまちさいたま」のイメージを向上させるため、現在行っている女子中学生サッカーフェスティバル「SAITAMA GIRLS MATCH」の拡大により、女子の中学生世代を対象とした全国規模の大会を開催し、令和2年度までに参加チームを32チーム、参加者数を1,000人の大会とします。

<取組方針>

- ・市内でスポーツ活動に取り組んでいる女子小中学生の技術力向上の機会を創出するため、プロ・アマトップスポーツチームの選手等を招聘し、スポーツシューレ等と連携した「ステップアップセミナー」を開催します。
- ・さいたま市女子中学生サッカーフェスティバル「SAITAMA GIRLS MATCH」について、参加チーム及び会場数を増やし、予選を他会場、決勝戦等を浦和駒場スタジアムにおいて行います。また、市内外から強豪校、強豪クラブチームを招き、大会価値を高め、女子サッカーの聖地化を図ります。

■ 現状・背景

- ・浦和駒場スタジアムにおいて開催されている女子中学生サッカーフェスティバル「SAITAMA GIRLS MATCH」は、現在8チーム、約200人規模の大会となっています。
- ・なでしこJAPANの2011FIFA女子ワールドカップ優勝やロンドン五輪銀メダル獲得以来、女子サッカーの注目度が上昇しています。

<大会参加者数(直近4回)>

開催年	参加チーム数	参加者数(人)
平成25年	6	104
平成26年	4	95
平成27年	4	85
平成28年	8	190

■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度~
取組内容	<p>セミナー開催に向けた準備・検討</p> <p>第5回「SAITAMA GIRLS MATCH」の開催</p> <p>「SAITAMA GIRLS MATCH」の拡大に関する検討</p>	<p>セミナーの開催</p> <p>セミナーの開催</p> <p>第6回「SAITAMA GIRLS MATCH」の開催</p>	<p>セミナーの開催</p> <p>セミナーの開催</p> <p>第7回「SAITAMA GIRLS MATCH」の開催</p>	<p>セミナーの開催</p> <p>セミナーの開催</p> <p>第8回「SAITAMA GIRLS MATCH」の開催</p>	<p>セミナーの継続開催</p> <p>「SAITAMA GIRLS MATCH」の継続開催</p>
目標	大会参加チーム数、参加者数 8チーム（市外2チーム）、200人	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー参加者数 100人 ・大会参加チーム数、参加者数 10チーム（市外4チーム）、250人 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー参加者数 100人 ・大会参加チーム数、参加者数 16チーム（市外10チーム）、400人 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー参加者数 100人 ・大会参加チーム数、参加者数 32チーム（市外26チーム）、1,000人 	ステップアップセミナー及び「SAITAMA GIRLS MATCH」の継続開催

■ 民間連携・加速化のポイント

プロ・アマトップスポーツチームと連携・協力することで、効果的に女子スポーツ支援を図ります。

3-2 スポーツコミッショナ化推進事業

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

(公社)さいたま観光国際協会の一事業として行われている「さいたまスポーツコミッショナ」について、自立性の高い独立した組織にするため、法人化し、更なる活動の充実・体制強化を図ることにより、令和2年度に、現在100%に近い市からの補助金への依存率を40%へ削減します。

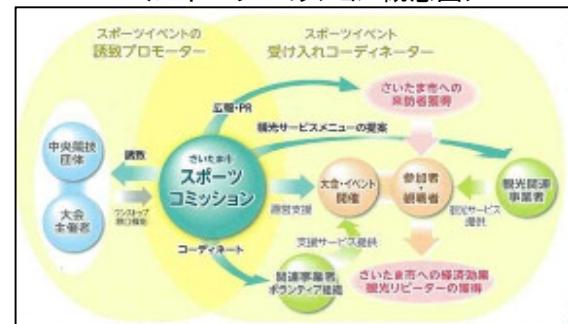
<取組方針>

- ・「さいたまスポーツコミッショナ」を法人化します。
- ・民間の人材、資金、技術力を活用し、経営の自立性を確保します。
- ・スポーツで収益をあげる仕組みとして、大会前後のオプショナル観光ツアー等、大会参加者や観戦者のニーズに即した多様なサービスを一括して提供するサービスモデルを、民間事業者と連携し、構築します。

■ 現状・背景

- ・スポーツコミッショナの事業予算はイベント開催経費や大会誘致のための助成金であり、財源は市の補助金に依存しています。
- ・更なる機動的に活動できる体制への転換、経営の自立性の確保及び対外的な信用力・活動の国際性の向上を図ることが必要です。

<スポーツコミッショナ概念図>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	法人化に向けた組織・人員等の課題整理 観光国際協会協議 定款作成 サービスモデルの検討 サービスモデルの開発	 ●登記申請 ●法人設立 ●スポーツコミ事業移管 サービスモデルの体験・利用			
目標	法人化に向けて観光国際協会と基本的な方針について合意	法人設立	市補助金依存率を45%へ削減	市補助金依存率を40%へ削減	新たな仕組みによる誘致・開催支援の継続実施

■ 民間連携・加速化のポイント

法人化とともに、観光事業者や宿泊事業者等の様々な民間団体との連携体制づくりを進め、それぞれの人材、資金、技術力を活用します。

3-3 さいたまクリテリウムの民間移行

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

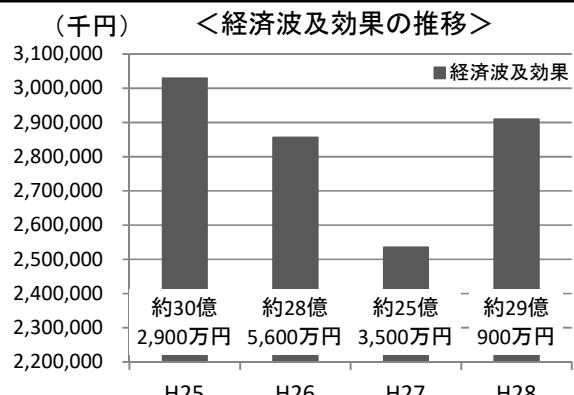
ツール・ド・フランスの名を冠した国際自転車競技大会を、継続的にさいたま市において開催していくため、大会の実施主体を民間団体等へ移行し、令和元年度以降、民間団体等が主体となった大会の開催により、市の負担額を減少させます。

<取組方針>

- ・現状分析と移行に向けた課題の抽出を行い、民間移行ビジョンを取りまとめます。
- ・民間移行ビジョンに基づき、移行に向けた調整を行います。
- ・令和元年度以降、民間団体等が主体となった大会開催を支援します。

■ 現状・背景

- ・さいたまクリテリウムの開催は、多くの観客が訪れ、その経済効果は、4大会合計で約113億円と、非常に大きな効果を得ています。また、大会の開催により、地域経済の活性化だけでなく、スポーツの振興はもとより、本市のシティプロモーションにも寄与してきました。
- ・しかし一方で、毎年、多くの公費を投入している現状であり、今後継続的に開催していくためには、市の補助金に過度に頼らず、イベントそのものの実施主体を民間団体等へ移行する事業モデルを構築することが課題となっています。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	民間移行に向けた調査	民間移行ビジョンに基づく移行調整			
目標	民間移行ビジョンの作成	移行先の決定	民間団体等が主体となった大会の開催により、平成30年度に比べ市の負担額を減少させます。	民間団体等が主体となった大会の開催により、令和元年度に比べ市の負担額を減少させます。	民間団体等が主体となった大会の開催により、市の負担額を更に減少させます。

■ 民間連携・加速化のポイント

移行後も継続的に大会を開催していくためには、採算性の向上が重要であり、スポンサー企業と連携したPR施策を強化するなど、大会の魅力・価値を更に高めていきます。

3-4 スポーツチームと連携した地域経済活性化

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・地域経済の活性化及びスポーツ観光・産業の振興を図るため、継続開催するさいたまシティカップ、Jリーグ主催の試合等を活用するほか、地元のプロ・アマトップスポーツチームと連携した地域経済等活性化事業を行い、試合当日の消費拡大と市内観光者数の増加を促進します。
- ・これらの事業実施時における浦和駅及び大宮駅周辺商店街への来訪者数を、令和2年度に取組前と比較し150%増加させます。

<取組方針>

- ・サッカーチーム、野球チーム、バスケットボールチームを中心とするスポーツチーム、商店会、公共交通機関、地元物産品事業者等の関連企業・団体等と連携します。
- ・特別企画販売・サービスの実施や支援、市内回遊サービス等を継続的に実施します。

■ 現状・背景

さいたまシティカップやJリーグ、プロ野球などの試合開催時は、市内外から多くの来訪者がありますが、試合開催に伴う来訪者の消費は、主に会場及びその周辺地域であり、試合開催が浦和駅及び大宮駅周辺商店街における消費拡大や市内観光促進への効果的な要因となっていました。

<ホーム開催時のJリーグ平均観客数>

単位:人

	H24	H25	H26	H27	H28
浦和レッズ	36,634	37,100	35,516	38,745	36,935
大宮アルディージャ	10,637	11,138	10,811	9,490	11,814

■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<p>→ シティカップの開催</p> <p>→ チーム等との市内回遊サービスの企画・準備 ・チームや商店街等との企画の検討・支援</p> <p>→ 効果測定の準備</p>	<p>→ 特別企画販売・サービス、市内回遊サービス等の提供／効果測定</p> <p>→ チームや商店街等との企画の充実の検討</p>	<p>→ シティカップの開催</p> <p>→ 特別企画販売・サービス、市内回遊サービス等の提供の充実／効果測定</p> <p>→ チームや商店街等との企画の拡大の検討</p>	<p>→ 特別企画販売・サービス、市内回遊サービス等の提供の拡大／効果測定</p> <p>→ チームや商店街等との企画の見直しを検討</p>	<p>→ シティカップの開催</p> <p>→ より効果的な特別企画販売・サービス、市内回遊サービス等の提供／効果測定</p> <p>→ チームや商店街等との企画の検討</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・企画案の検討、関係機関との協議、内容の決定 ・効果測定の準備完了 	<p>試合開催時の商店街来訪者数を取組前と比較し3%増</p>	<p>試合開催時の商店街来訪者数を取組前と比較し140%増</p>	<p>試合開催時の商店街来訪者数を取組前と比較し150%増</p>	<p>試合開催時の商店街来訪者数を令和5年度までに取組前と比較し175%増</p>

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・地域経済等活性化や観光サービスを専門とする民間業者の企画力・運用力を活用し、効率的・効果的に実行します。
- ・市内回遊サービスについては、当該取組や取組の効果とともに、回遊させた商店街の魅力を市及び民間事業者が連携して広く周知することで、効果的に商店街来訪者の増加につなげます。

3－5 スポーツ施設の拡充とスポーツシューレの整備

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

市民の体力向上及び健康増進を図り、東京2020大会への気運醸成を高めるため、気軽にスポーツを楽しむことができる「スポーツもできる多目的広場」等のスポーツ施設を拡充するとともに、新たな交流を創出するスポーツ拠点を整備するための「（仮称）さいたまスポーツシューレ」を開設し、令和2年度までの4年間の累計でスポーツ大会・合宿等を7件誘致します。

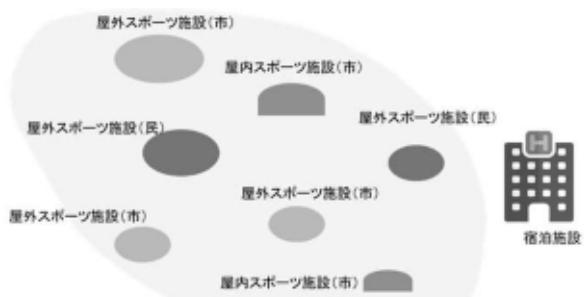
<取組方針>

- 未利用地を活用した多目的広場の整備を進めます。
- 東京2020大会へ向け、バスケットコートやウォーキングコースを整備します。
- 平成29年3月に策定した「さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針」に基づき、スポーツ施設の整備について検討を進めます。
- 「（仮称）さいたまスポーツシューレ」の基本構想を策定し、開設するとともにスポーツ大会等を誘致します。

■ 現状・背景

- 「スポーツもできる多目的広場」は、平成28年度まで15か所を整備しているが、気軽にスポーツに親しむことができる機会を増やしていくためには、今後もスポーツ施設を拡充していく必要があります。
- さいたま市国際スポーツタウン構想において、未来への投資としての施策として、スポーツ拠点となる（仮称）さいたまスポーツシューレの設置が位置付けられています。
- 施設整備や運営は、官民連携やスポーツ関連団体との協力などによる様々な手法を検討し、スポーツ大会やスポーツイベント等を誘致しながら、誰もがスポーツを楽しめる環境の実現に向けた施策を展開する必要があります。

<民間施設の活用 検討案イメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<p>■スポーツ施設の拡充</p> <p>多目的広場の設計・整備</p> <p>バスケットコートの候補地選定・設計・整備</p> <p>都市公園整備に伴うウォーキングコースの整備</p> <p>指針に基づいたスポーツ施設の整備に関する検討</p>				
目標	<p>・多目的広場の整備 1か所</p> <p>・スポーツシューレ基本構想の策定</p>	<p>・多目的広場の整備 1か所</p> <p>・バスケットコートの整備 1か所</p> <p>・ウォーキングコースの整備 2か所</p> <p>・スポーツシューレ開設に伴うスポーツ大会・合宿等を1件誘致</p>	<p>・バスケットコートの整備 2か所</p> <p>・スポーツシューレ開設に伴うスポーツ大会・合宿等を3件誘致</p>	<p>・多目的広場の整備 1か所</p> <p>・スポーツシューレ開設に伴うスポーツ大会・合宿等を3件誘致</p>	<p>・多目的広場の設計・整備</p>

■ 民間連携・加速化のポイント

- 多目的広場やバスケットコート等管理運営業務の円滑な実施のため、各施設の周辺地域の自治会や子供会、スポーツ団体、NPO法人等への情報提供や連携を強化します。
- 効率的・効果的なサービスを提供するため、民間スポーツ施設の活用等、事業者との連携を強化します。

3 – 6 スポーツ振興基金を活用した選手の競技力向上

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・スポーツ振興基金の使途を拡大し、パラリンピック出場を目指す選手の競技力向上を図るため、市において競技に係る活動費用を助成し、市内在住のパラリンピック強化指定選手をリオ・パラリンピック時の5名から令和2年度に8名に増やします。
- ・小中学生のスポーツ選手の育成を図るため、市体育協会及びその加盟団体と連携し、企画提案型の競技力向上事業を令和2年度までの4年間の累計で6事業実施します。
- ・スポーツ振興基金の財源拡充を図るため、スポーツ振興基金を活用した事業のPR・周知を推進するとともに、事業の趣旨・目的に賛同する民間企業等に呼び掛け、寄付を募り、令和2年度までの累計寄付額を300万円とします。

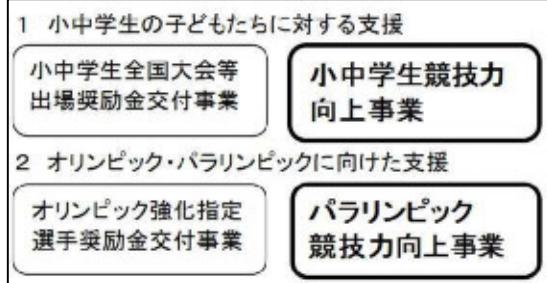
<取組方針>

- ・市内在住の各パラリンピック競技団体から指定を受けた強化指定選手について、競技力向上に係る活動費用を市が助成します。
- ・市体育協会加盟団体から小中学生の競技力向上を目的とした事業の企画の提案を受け、市及び市体育協会が事業を選定し、当該事業を支援します。
- ・スポーツ振興基金について、SNSの活用等により、事業の周知を行うとともに、民間企業等から寄付を募ります。

■ 現状・背景

スポーツ振興基金を活用した取組として、オリンピック・パラリンピック強化指定選手奨励金交付事業、小中学生全国大会等出場奨励金交付事業を実施しています。

<基金の取組>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	パラリンピック活動費助成制度の検討・整備 小中学生競技力向上事業制度の検討・整備 スポーツ振興基金財源拡充の検討	パラリンピック活動費助成の実施 小中学生競技力向上事業の実施 SNS等を活用した事業のPR・周知	パラリンピック活動費助成の実施 小中学生競技力向上事業の実施 小中学生競技力向上事業の効果の検証	パラリンピック活動費助成の実施 小中学生競技力向上事業の実施 検証を基に事業の改善・充実	助成の継続実施 小中学生競技力向上事業の継続実施 SNS等を活用した事業のPR・周知の継続 民間企業への寄付呼び掛け・募集の継続
目標	パラリンピック活動費助成制度及び小中学生競技力向上事業制度の整備	小中学生競技力向上事業1事業実施 年間寄付額100万円	小中学生競技力向上事業2事業実施 年間寄付額100万円	パラリンピック強化指定選手数8名 小中学生競技力向上事業3事業実施 年間寄付額100万円	助成の継続実施 向上事業の継続実施 寄付募集の継続

■ 民間連携・加速化のポイント

スポーツ振興基金を活用した事業に対する民間企業の理解・協力を得ることにより、基金の財源及び事業自体の拡大を図ります。

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

4 国際観光都市MICE戦略・農業及び食を活用した観光産業戦略

■現状・課題

<現状>

- ・地域経済の活性化や国際化を図るため、コンベンションをはじめとするMICE誘致を推進
- ・本市の魅力ある観光や農業などの地域資源に関するイベントや情報発信を実施
- ・インバウンド需要を取込むことを目的として、ツアー造成を促進するためのプロモーションや受入環境整備のための支援を展開

<課題>

- ・主要なMICE施設は高稼働であるため、開催件数の増加に当たり、MICE施設の確保が必要
- ・より多くの観光誘客を図るには、地域資源などを活かした新たな観光コンテンツが必要
- ・東日本連携自治体の地域資源も活用する広域的な観光客の誘客を図ることが必要

■目指すべき方向性と主な取組

国際会議やイベントなどのMICE誘致を積極的に行い、国際観光都市としてのプレゼンスを高めるとともに、国内外からの観光客を誘客するため、地域資源を活用した新たな観光振興により地域経済の活性化を図ります。



<主な取組>

- ・MICE誘致戦略を策定し、コンベンション施設、宿泊施設、次世代型スポーツ施設等を誘致するなど、MICE誘致の取組を強化します。
- ・地域資源や食文化を活用した商品開発や本市の特産である農産物のブランド化の推進など、食を通じた観光振興を展開します。
- ・見沼田園や東日本連携広域周遊ルートなどを活用した新たな観光振興の推進とインバウンド受入環境を整備します。



第21回国際疫学会総会の様子（平成29年8月、ソニックスティ）

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

4 国際観光都市MICE戦略・農業及び食を活用した観光産業戦略

- 4-1 次世代型スポーツ施設の誘致・整備
- 4-2 MICE施設の充実
- 4-3 MICE推進事業
- 4-4 地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進
- 4-5 地域資源や食文化を活用した観光振興
- 4-6 見沼田圃基本計画の推進と新たな活用
- 4-7 官民一体となったWi-Fi環境の整備
- 4-8 東日本連携広域周遊ルート事業
- 4-9 民間と連携したシティセールスの強化

4-1 次世代型スポーツ施設の誘致・整備

■ 4年間の目的・目標、取組方針

＜目的・目標＞

「国際観光都市としての競争力の強化」や「国際スポーツタウンとしての競争力の強化」を図るために、従来の市民利用を目的として設置された体育施設とは異なる、スポーツ観戦やイベント開催による採算を重視した、安定的な運営が可能で行政の負担の少ない次世代型スポーツ施設を1か所誘致します。

＜取組方針＞

- ・民間スポーツ施設の誘致について検討します。
- ・民間スポーツ施設の誘致に当たり、交渉相手と候補地を選定します。
- ・民間事業者がスポーツ施設を設置するに当たり、行政としての支援制度を制定し、運営に当たっての協力体制を構築します。

■ 現状・背景

大規模スポーツイベントの会場としては県のスポーツ施設に頼らざるを得ないのが現状であり、さいたま市が新たにスポーツ施設を建設することも難しい状況であることから、他の施設と複合化した民間スポーツ施設の誘致が求められています。

＜スポーツ興行(入場有料)で利用されたスタジアム・アリーナ＞

- ・浦和駒場スタジアム(サッカー:なでしこリーグ)
- ・NACK5スタジアム大宮(サッカー:Jリーグ、なでしこリーグ)
- ・埼玉県営大宮公園野球場(野球:プロ野球、女子プロ野球、BCリーグ)
- ・さいたま市営大宮球場(女子プロ野球)
- ・さいたま市営浦和球場(女子プロ野球)
- ・さいたま市記念総合体育館(バスケットボール:bjリーグなど)
- ・さいたまスーパーアリーナ(フィギュアスケート、格闘技など)
- ・埼玉スタジアム2002(サッカー:Jリーグ、日本代表戦など)

(「さいたま市国際スポーツタウン構想」より)

■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	誘致に関する方針の検討 民間スポーツ施設、民間事業者の情報収集 候補地の選定、民間事業者との交渉等 誘致に関する支援制度の検討			事業者の決定	協定の締結 支援制度の施行 協力体制の構築
目標	候補地の選定	候補地の決定	支援制度の制定	事業者の決定	協定の締結

■ 民間連携・加速化のポイント

民間の資金と次世代型スポーツ施設の設置の経験のある民間事業者のノウハウを活用した効率的・効果的な手法を生かし、さいたま市が必要な支援を行うことで事業を推進します。

4－2 MICE施設の充実

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

コンベンションを始めとするMICE(注1)開催件数の増加や、インバウンド需要の取込み等により本市への宿泊を伴う観光客数の増加を見据え、令和2年度までの4年間の累計でMICE開催市有施設数を10施設とともに、宿泊施設開業件数を4件とします。

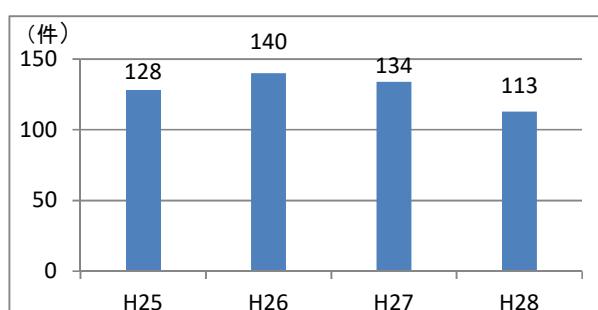
<取組方針>

- 平成29年度にMICE開催件数の増加を目的に、MICE誘致戦略を策定します。
- MICE開催施設を確保するため、市有施設を有効活用します。
- コンベンション施設、宿泊施設の稼働状況を踏まえ、施設の誘致等に取り組みます。

■ 現状・背景

- 平成29年度にMICE誘致戦略を策定します。
- 国際会議を含む関東ブロック以上のコンベンション開催件数は平成25年度128件、平成26年度140件、平成27年度134件、平成28年度113件となっています。既存コンベンション施設の高稼働などもあり、開催件数は伸びていません。
- 宿泊施設について、宿泊を伴う観光客の増加を見据え、誘致の検討をする必要があります。

<関東ブロック以上のコンベンション開催件数>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	MICE誘致戦略の策定 MICE誘致に向けた市有施設活用の協議	MICE誘致に向けた市有施設活用の協議	MICE開催事業者等へのヒアリング等による需要動向の把握	MICE開催事業者等へのヒアリング等による需要動向の把握	新たな施設の稼働状況を踏まえた需要動向の把握
目標	戰略の策定 MICE開催市有施設数(収容人数100人以上)5施設	MICE開催市有施設数(収容人数100人以上)5施設	宿泊施設開業件数(客室数100室以上)1件	宿泊施設開業件数(客室数100室以上)2件	宿泊施設(客室数100室以上)は、更なる開業を目指す。

■ 民間連携・加速化のポイント

社会情勢や経済情勢により民間事業者の投資意欲は大きく影響されるものであることから、ヒアリング等を通じ、需要動向を継続して把握していきます。

(注1) 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

4－3 MICE推進事業

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

コンベンションを始めとするMICE（注1）誘致を一層推進し、令和2年度までの4年間の累計で関東地方ブロック規模以上のコンベンションを580件開催するとともに、コンベンション開催に伴う経済波及効果を395億円生み出します。

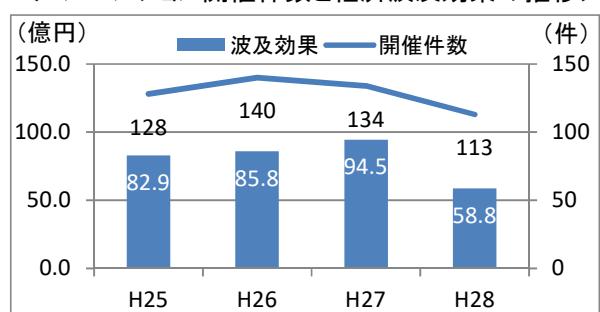
<取組方針>

- ・MICE誘致における本市の強みや弱みを整理にした上で、重点的に誘致を行う催事を明確にし、情報収集、セールス活動を行い、開催件数の増加を図ります。
- ・市有施設の有効活用や、補助制度拡充の必要性等を検討し、受入環境の充実を図ります。
- ・経済団体、大学等が連携し、ALLさいたまでのMICE誘致体制の強化を検討します。

■ 現状・背景

- ・関東ブロック以上のコンベンション515件開催に伴う経済波及効果は約322億円（平成25年度～平成28年度累計）となっています。
- ・コンベンションを始めとするMICEの開催は、高い経済波及効果だけでなく、産業力の強化、開催地のプレゼンスの向上等、多くの恩恵をもたらすことから、一層のMICE誘致が必要です。

<コンベンション開催件数と経済波及効果の推移>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	MICE誘致戦略の策定	MICE誘致に向けた市有施設活用	官民連携による誘致体制強化	誘致活動	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック以上のコンベンション開催件数130件 ・関東ブロック以上のコンベンション開催による経済波及効果90億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック以上のコンベンション開催件数140件 ・関東ブロック以上のコンベンション開催による経済波及効果95億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック以上のコンベンション開催件数150件 ・関東ブロック以上のコンベンション開催による経済波及効果100億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック以上のコンベンション開催件数160件 ・関東ブロック以上のコンベンション開催による経済波及効果110億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催件数を年間170件（令和5年度） ・経済波及効果年間120億円（令和5年度）

■ 民間連携・加速化のポイント

戦略的な誘致活動を展開するため、（公社）さいたま観光国際協会を中心に、主要コンベンション施設である大宮ソニックシティ等と連携を強化します。

(注1) 企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition / Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

4-4 地場産農産物の農商工連携やブランド化の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

地場産農産物の魅力を高めるため、農産物のブランド化を推進し、令和2年度までの4年間の累計でブランド化農産物の加工品販売店舗純増数を10件とします。

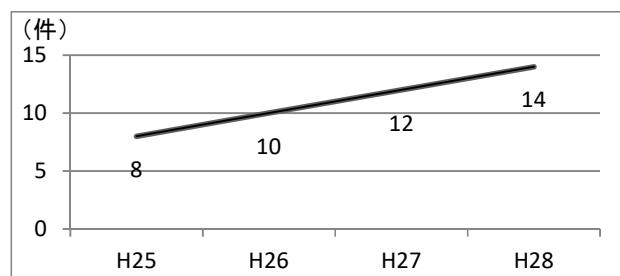
<取組方針>

- ヨーロッパ野菜を市の魅力として多くの消費者へ広めるため、消費者向け販売展開事業を行います。
- 農商工連携により、紅赤等の特徴のある地場産農産物を活用した加工品開発を支援します。
- ヨーロッパ野菜の更なる販路拡大のため、東京2020大会へ向けて、食材調達基準であるGAP（注1）の取得を支援します。
- さいたま市ブランド確立のため、イベント開催や販売促進事業等のPRを行い、ブランド化農産物の認知度向上を図ります。

■ 現状・背景

- ブランド化農産物の加工品販売店舗数は14件となっています。（平成28年度）
- ヨーロッパ野菜PRリーフレット作成やヨーロッパ野菜の料理講習会を開催しました。（平成28年度）

<ブランド化農産物商品販売店舗数>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	ヨーロッパ野菜リーフレット作成	農業祭等イベントによる消費者向けPR	イベントによる消費者向けPR	イベントによる消費者向けPR	---
	ブランド化農産物を活用した加工品開発・販売支援	ブランド化農産物を活用した加工品開発・販売支援	ブランド化農産物を活用した加工品開発・販売支援	ブランド化農産物を活用した加工品開発・販売支援	---
	GAP取得支援補助要綱整備	GAP取得支援5件	GAP取得支援3件	GAP取得支援3件	GAP取得農家の支援
		紅赤発祥120周年記念事業			
	花植木ブランド化市場調査、計画策定	直売所での販売促進・販路拡大支援	直売所での販売促進・販路拡大支援	直売所での販売促進・販路拡大支援	更なる販売促進・販路拡大支援
目標	ブランド化農産物の加工品販売店舗純増数1件	・ブランド化農産物の加工品販売店舗純増数3件 ・ブランド化農産物の認知度調査	・ブランド化農産物の加工品販売店舗純増数3件 ・調査結果に基づく取組内容検討	・ブランド化農産物の加工品販売店舗純増数3件 ・検討結果に基づく取組	・更なるブランド化農産物活用事例の創出 ・更なるブランド化農産物の認知度向上

■ 民間連携・加速化のポイント

- 食品加工業者や外食・中食業者との連携により、新たな加工品開発を行います。
- 包括連携協定を結ぶ企業や、その他民間企業との連携により、商品開発や農産物直売イベント、開発商品の販売イベントを行います。
- GAP取得を推進するため、説明会等の啓発活動や、認証取得に係る補助による支援を行います。

(注1) GAPとは、農産物の安全を確保し、より良い農業生産を実現する取組のことで、環境の保全や労働の安全、経営の改善にも効果があります。

4－5 地域資源や食文化を活用した観光振興

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

観光客の誘致、地域経済の活性化を図るため、地域資源や食文化を活用し、食の観光振興に取り組み、令和2年度までの4年間の累計で観光体験PR企画を3件実施します。

<取組方針>

- ・地域資源や食文化など観光振興に新たな視点・意見を取り込むため、市内の飲食品開発事業者や販売事業者などによる「観光振興センター」を組織し、外部意見を取り入れるシステムを構築します。
- ・地域資源（さくらや盆栽など）をPRできるツールとして食とのコラボを行います。

■ 現状・背景

- ・SNSなどへの投稿による、“食のビジュアル”による集客がクローズアップされている近年、食や地域資源を活用した観光振興は、観光客誘致と地域経済の活性化の有効的なコンテンツです。
- ・現在のご当地名物品・有名土産品に加え、食と桜や盆栽など地域資源の情報をつなげ周遊を促すなど情報をコーディネートして発信していくことも重要となっています。

<さいたま市の地域資源(食)イメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	観光振興センターの構築	観光振興センターを中心とする商品開発・観光PRの企画	地域資源の掘り起し、商品・観光スポットなどの認知度調査等による効果検証		
目標	観光振興センター組織準備会の開催1回	観光体験PR企画の実施1件	観光体験PR企画の実施1件	観光体験PR企画の実施1件	効果検証を踏まえ、更なる事業展開を推進

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・観光振興センター発の新たな食の開発や販売、SNS等の情報発信について協働で事業を行います。
- ・民間の専門知識・企画力を商品開発に活用します。

4－6 見沼田園基本計画の推進と新たな活用

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

「農・自然・歴史とふれあう、憩いのふるさと“みぬま”」を実現するため、見沼田園基本計画アクションプランを着実に推進するとともに、活用につながる取組の充実を図り、情報発信力を強化することで、令和2年度までの4年間の累計で、見沼田園エリアにおける主なイベントへの来訪者数を42,600人、令和2年度までに見沼田園の市民認知度を75%とします。

<取組方針>

- ・見沼田園基本計画アクションプラン（平成29年度～令和3年度）を策定し、推進します。
- ・積極的な活用につながる新たな取組を推進します。
- ・情報発信力を強化します。

■ 現状・背景

- ・見沼田園は首都圏有数の緑地空間であり、平成23年1月に「さいたま市見沼田園基本計画」を策定し、農・自然・歴史など様々な分野で事業を推進しています。
- ・見沼田園エリアでは年間を通して様々なイベントが実施されており、とくに主要なイベントにおける平成28年度の来訪者数は約7,900人でした（注1）。
- ・魅力ある田園空間としての再生、地域の活性化のためには、更なる積極的な活用の取組が必要です。

<見沼田園>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	●見沼田園基本計画アクションプラン(平成29年度～令和3年度)の策定・推進				
○積極的な活用につながる新たな取組					
☆見沼田園を活用した観光ルートづくり					
	方向性の検討	資源調査・ルート案作成	マップ等の作成・配布	継続的な情報発信	
☆見沼散策の拠点となる広場の整備(仮称 三崎広場の整備)					
	設計	地盤改良	基盤整備	施設整備	
☆見沼田園のサイクリング環境整備					
	ルートの設定	マップの作成	看板・路面標示設置	継続的な情報発信	
☆見沼田園を積極的に活用した体験型観光農園の推進					
	補助要綱等の整備	農園開設2か所	農園開設3か所	農園開設3か所	
☆サクラサク見沼田んぼプロジェクトの推進					
	桜回廊の延長 200m	桜回廊の延長 200m	桜回廊の延長 200m	桜回廊の延長 200m	
新たな情報の収集と「見沼たんぽのホームページ」などを活用した情報の連携・集約					
目標	・アクションプランの着実な実施(各目標の達成率)100%	・アクションプランの着実な実施(各目標の達成率)100%	・アクションプランの着実な実施(各目標の達成率)100%	・アクションプランの着実な実施(各目標の達成率)100%	・アクションプランの着実な実施(各目標の達成率)100%(令和3年度以降) ・主なイベントへの来訪者数を増加 ・見沼田園の市民認知度向上
	・見沼田園エリアにおける主なイベントへの来訪者数(注2)7,900人	・見沼田園エリアにおける主なイベントへの来訪者数10,000人	・見沼田園の市民認知度69%	・見沼田園エリアにおける主なイベントへの来訪者数11,700人	・見沼田園の市民認知度72%
					・見沼田園の市民認知度75%

■ 民間連携・加速化のポイント

様々な取組・情報を連携・集約することで、見沼田園の取組を一体的に推進し効果を高めます。

(注1) とくに主要なイベントにおける来訪者数とは、見沼田園の新たな交流の場である「見沼・さぎ山交流ひろば」で行われるイベント及び「さいたまマーチ～見沼ツーデーウォーク～」の参加者・来訪者数としています。

(注2) 屋外で実施するイベントの実施日が雨等の場合、目標×0.6を目標とし、評価します。

4-7 官民一体となったWi-Fi環境の整備

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

Wi-Fi環境を整備し、City Wi-Fi（注1）の導入により利便性の向上を図るとともに、利用者にとって安心感のあるサービスを提供し、令和2年度までの4年間の累計で、公共施設等へのWi-Fi環境を15か所整備するとともに、外国人観光客受入環境整備及び誘致促進事業補助金を活用した民間事業者によるWi-Fi環境整備を14件とします。

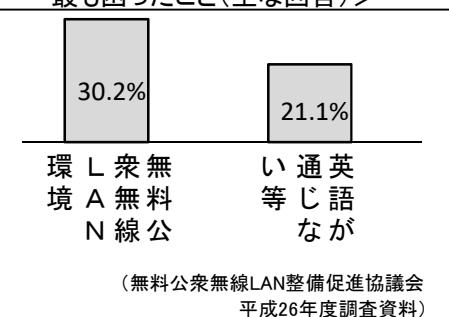
<取組方針>

- 市の名称などを使用した独自のSSIDを複数のアクセスポイントに適用し、City Wi-Fiを導入します。
- 利用促進のために利用方法及び整備箇所の周知等、認知度向上に取り組みます。
- 通信事業者サービスとアクセスポイントを連携することにより、利用範囲を拡大します。
- 外国人観光客受入環境整備及び誘致促進事業補助金を活用し、民間事業者によるアクセスポイントの整備を推進します。

■ 現状・背景

- 一部の図書館やコミュニティセンター等の公共施設でWi-Fiの利用環境が整備されていますが、規格やSSID、認証方法等が統一されておりません。
- そのため、平成29年3月末に基本的な考え方を示すさいたま市公衆無線LAN整備指針を策定しました。
- 東京2020大会等の国際的なイベントの開催を控え、国内外の訪問客等に対するインターネット利用環境の充実や観光情報等を提供できるおもてなし環境の構築が求められています。

<訪日外国人旅行者が旅行中に最も困ったこと(主な回答)>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 重点地区の洗い出し Wi-Fi連携時の設定内容の検討 周知方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> City Wi-Fiの導入 通信事業者サービスとの連携 	公共施設へWi-Fi環境の整備	国の動向や技術の進歩等による整備指針の見直し	
目標	<ul style="list-style-type: none"> Wi-Fi設定内容確定 City Wi-Fi導入方式確定 補助金活用件数2件 	<ul style="list-style-type: none"> City Wi-Fi導入 公共施設等整備5か所 補助金活用件数3件 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等整備5か所 補助金活用件数4件 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者への環境整備促進支援制度見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 新制度によるWi-Fi環境整備促進

■ 民間連携・加速化のポイント

- 通信事業者が提供するアクセスポイントの連携サービスを利用することにより、全国のアクセスポイントでサービスの利用を可能にします。
- 外国人観光客受入環境整備及び誘致促進事業補助金を活用して民間事業者のWi-Fi設置事業を支援することにより、整備促進を強化します。

(注1) 市の名称などを使用した独自のSSIDを複数のアクセスポイントに適用し、連携した公衆無線LANの利用環境を提供するもの

4－8 東日本連携広域周遊ルート事業

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

東日本連携自治体間の地域資源を相互活用した広域観光振興を促進することを目的に、「東日本連携広域周遊ルート」の策定と周遊ルート及び連携自治体の認知度向上に向けた情報発信を実施し、令和2年度にルート策定研究会参加自治体の延べ宿泊者数の対前年伸び率を5%とします。

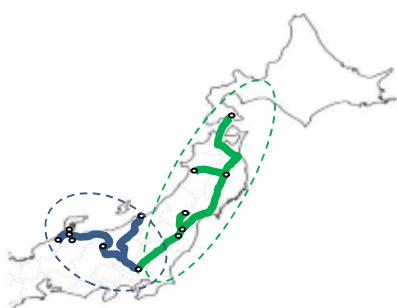
<取組方針>

- ・東日本連携広域周遊ルート策定研究会において、周遊ルートの策定と複数のモデルコースを提案し、国内外に情報発信することにより、民間旅行事業者に対しては旅行商品の開発を促し、FIT（個人手配旅行者）に対しては連携自治体への訪日機会を創出していくます。
- ・連携自治体ネットワークを活用する「(仮称) 東日本連携支援センター」において、観光・宿泊・イベント等の最新情報を発信することにより、観光客の回遊性を一層高めます。

■ 現状・背景

- ・第1回東日本連携・創生フォーラムにおいて、広域観光ルートの策定が提案されました。
- ・ルート策定に向けた具体的な提案を行うため、各新幹線沿線自治体18都市が参加し、東日本連携広域周遊ルート策定研究会を発足しました。
- ・平成28年から、ターゲット国を台湾に設定し、本市のほか、各都市の魅力をPRするため、Facebookによる情報発信を開始しました。

<広域周遊ルートイメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	ルート策定研究会の開催 (年2回程度、周遊ルート策定、モデルコース提案、共同PRの検討・実施等)			民間観光団体等主体の運営協議会への移行協議	
	モデルコース追加・見直し ・旅行客アンケート調査	モデルコース追加・見直し ・旅行事業者ヒアリング等	モデルコース追加・見直し ・旅行事業者ヒアリング等	モデルコース追加・見直し	
	SNS等情報発信 SNS、共同PRの実施 外国人動向調査	・東日本連携支援センターを活用した最新情報の発信 ・SNS、海外共同PRの実施 外国人動向調査 (エリアの見直し)	・東日本連携支援センターを活用した最新情報の発信 ・SNS、海外共同PRの実施 外国人動向調査 (エリアの見直し)	外国人動向調査 (エリアの見直し)	外国人動向調査 (エリアの見直し)
目標	周遊ルートの策定・公表 研究会参加自治体の延べ宿泊者数対前年伸び率3%	研究会参加自治体の延べ宿泊者数対前年伸び率4%	研究会参加自治体の延べ宿泊者数対前年伸び率5%	研究会参加自治体の延べ宿泊者数対前年伸び率5%を目指す	令和5年度の研究会参加自治体の延べ宿泊者数対前年伸び率5%を目指す

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・東日本各都市のほか、交通事業者、旅行事業者の協力を得ながら、事業を推進します。
- ・民間事業者による外国人観光客の受入体制の整備を促進します。

4－9 民間と連携したシティセールスの強化

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

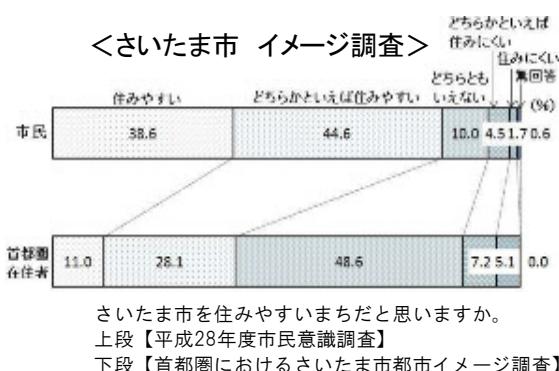
本市の都市イメージの向上を図るため、シティセールスの推進の仕組みを策定することで、本市事業を効果的に発信する環境を整えるとともに、シティセールスに繋がるような事業を行う民間と連携し、令和2年度に首都圏における本市のイメージを「住みやすい」と思う人の割合を50%、「訪れたい」と思う人の割合を58%にします。

<取組方針>

- ・本市の魅力、地域資源を市内外へ発信する庁内環境を整備します。
- ・シティセールスに資する施策を支援します。
- ・シティセールスに繋がるような事業を行う企業や団体と連携します。

■ 現状・背景

- ・平成28年度市民意識調査における市内在住者が感じる地域の住み心地は、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせ、83.2%となっています。
- ・首都圏におけるさいたま市都市イメージ調査の「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」は39.1%であり、市内在住者と首都圏在住者との認識には大きな格差があります。
- ・本市の強みである「教育」「環境」「健康・スポーツ」等を生かし、住みやすさをPRすることで、格差を解消し、交流・定住人口の増加に繋げる必要があります。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<p>シティセールスガイドラインの作成</p> <p>PRマスターplanアクションプランの改訂</p>	<p>(本市事業を効果的に発信する庁内環境を整備)</p> <p>(重点分野の決定)</p> <p>重点取組事業の検討・選定</p>			
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市のイメージを住みやすいと思う人の割合40.0% ・さいたま市を訪れてみたいと思う人の割合の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市のイメージを住みやすいと思う人の割合43.0% ・さいたま市を訪れてみたいと思う人の割合51.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市のイメージを住みやすいと思う人の割合46.0% ・さいたま市を訪れてみたいと思う人の割合55.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市のイメージを住みやすいと思う人の割合50.0% ・さいたま市を訪れてみたいと思う人の割合58.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市のイメージを住みやすいと思う人の割合の更なる向上 ・さいたま市を訪れてみたいと思う人の割合の更なる向上

■ 民間連携・加速化のポイント

PRの相乗効果を高めるため、様々な関係団体と効果的に連携していきます。

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

5 健康産業育成・医療ものづくり都市構想

■現状・課題

<現状>

- ・医療ものづくり都市構想に基づき、地域の研究開発型ものづくり企業が医療機器・ヘルスケア機器関連分野へ新規参入・事業拡大するのを支援
- ・第1期（平成24年度から平成28年度）は、基盤整備期と位置付け、ネットワークや支援の体制や施策の整備等を実施。また、さいたま発の商品をより多く創出するため、平成28年度に第2期（平成29年度から令和3年度）に向けた行動計画を策定

<課題>

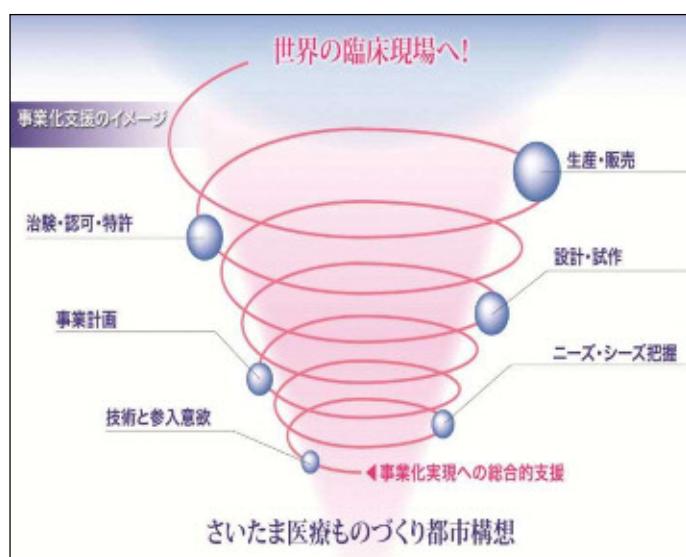
- ・医療機器関連分野は、製品開発時における知的財産権の確保や法規制への対応等、特有の障壁が存在し、企業の新規参入に対するハードルが高い。
- ・医療機器・ヘルスケア機器関連分野において、企業・理工系大学・地域医療機関の連携を生かした支援体制の充実が必要

■目指すべき方向性と主な取組

研究開発型ものづくり企業が、学術機関や臨床現場と連携し、医療機器やヘルスケア機器関連分野への新規参入・事業拡大を果たし、地域経済の新たな成長エンジンを形成すると同時に、臨床現場に技術面から貢献することで地域社会のQOLが向上していく「医療ものづくり都市」を創造します。

<主な取組>

- ・第2期行動計画を推進することで医療機器・ヘルスケア機器関連分野において、より多くのさいたま発の商品化を目指します。
- ・首都圏における広域連携プラットフォームを充実させ、企業、学術機関、臨床現場が有する知識や経験、技術が融合するための環境基盤を創出します。
- ・地域の特性に合った医療機器・ヘルスケア機器を創出するため、多様なビックデータの活用について検討し、企業の機器開発や市場開拓を支援します。



■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

5 健康産業育成・医療ものづくり都市構想

5-1 医療ものづくり都市構想第2期行動計画の推進

5-2 技術力を生かした医工連携による企業支援強化

5－1 医療ものづくり都市構想第2期行動計画の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- 本市経済の新たな成長エンジンを形成するとともに、臨床現場に技術面から貢献するため、「さいたま医療ものづくり都市構想第2期行動計画」を推進し、さいたま地域の研究開発型ものづくり企業の医療機器関連分野への新規参入・事業拡大を支援します。
- 令和2年度までの4年間の累計で、個別企業に対する新規参入・事業拡大支援件数を60件実現します。

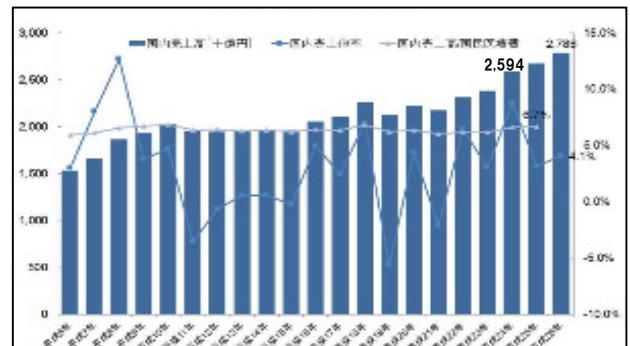
<取組方針>

- 医療ものづくりコミュニティ形成を推進します。
- 事業機会創出機能の整備を行います。
- 開発・商品化支援機能の整備を行います。
- 支援拠点の整備を行います。

■ 現状・背景

- 高度な基盤技術を有する多彩な製造業が集積している本市の産業特性を活かし、本市経済の新たな成長エンジンを形成するとともに、臨床現場に技術面から貢献することを目的に、「さいたま医療ものづくり都市構想」を平成23年度に策定しました。
- 第1期（平成24年度から平成28年度）は、支援体制や施策の整備など、基盤整備に取り組んできました。
- 第2期（平成29年度から令和3年度）は、これまで構築した支援基盤を発展させ、より高度な医療機器開発や臨床現場の課題解決に取り組みます。

<日本の医療機器産業の市場規模>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	【医療ものづくりコミュニティの形成】				
	医療ものづくりフォーラム開催 埼玉県と共同で「医療イノベーション埼玉ネットワーク」を運営				
	【事業機会創出機能の整備】				
	医療ものづくり道場の開催、人材育成プログラムの実施 臨床現場ニーズと企業シーズ・医療機器関連分野メーカーとのマッチング促進				
	【開発・商品化支援機能の整備】				
	(仮称)さいたま医工連携アドバイザリーボード設置による専門的見地からの支援 国内・国外の医療機器関連展示会への出展支援・開発資金確保に向けた国・県等の補助事業申請支援				
目標	【支援拠点の整備】				
	支援拠点の機能強化、試作開発ラボの継続運営				
個別企業に対する新規参入・事業拡大支援件数	15件	個別企業に対する新規参入・事業拡大支援件数	15件	個別企業に対する新規参入・事業拡大支援件数	15件 (令和3年度)

■ 民間連携・加速化のポイント

- 医療機関との連携の強化や、(仮称)さいたま医工連携アドバイザリーボードの設置による専門的見地からの支援を行うことで、商品化までに必要な支援体制を整備します。
- 東日本連携による各地域の研究施設や産学との連携を進めることにより、お互いの地域の臨床現場へものづくり技術で貢献する仕組みを構築します。
- 臨床現場ニーズの収集に、医師だけでなく医療従事者（看護師、理学療法士など）も含めます。
- さいたま地域の医工連携の中核となるよう、支援拠点の機能を強化します。

5－2 技術力を生かした医工連携による企業支援強化

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

医療機器関連分野への地元企業進出を促進するため、研究開発型ものづくり企業の高度な技術力や、行政内外の各種のビッグデータを活用することにより、試作開発から商品化までを見据えた専門家による支援を行うことで、令和2年度までの4年間の累計で10件のさいたま発の商品化を実現します。

<取組方針>

- ・医療機器関連分野の専門家による支援体制として「(仮称)さいたま医工連携アドバイザリーボード」を設置・運営し、医療機器関連分野、ヘルスケア機器関連分野製品の創出を促進します。
- ・開発した製品の魅力を更に高め、世界に通用する製品としてブランド力の確立を目指すため、JAPANブランド育成支援事業を活用し、国内外に広く情報発信していきます。

■ 現状・背景

- ・平成23年度に策定した「さいたま医療ものづくり都市構想」に基づき、地域のものづくり企業の医療機器関連分野への新規参入・事業拡大を促進してきましたが、商品化まで到達した案件が少ないのが現状です。
- ・さいたま発の医療機器関連分野製品をより多く創出するため、専門的知識やノウハウを有する者による支援が必要です。
- ・地域特性に合った医療機器関連分野、ヘルスケア機器関連分野製品の創出のため、行政内外の各種ビッグデータの活用方法を検討します。

<商品化事例 持続的自動気道陽圧ユニット「JPAP」>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	【(仮称)さいたま医工連携アドバイザリーボードにおける支援】				
	運営に向けた試行検討	設置・本格運用 (支援プロジェクト選定)	運営		
	【開発製品の情報発信】				
	医療ものづくりフォーラムの実施／展示会・医学会への出展支援				
目標	JAPANブランド育成支援事業による欧州市場への情報発信	JAPANブランド育成支援事業 (1年ごとに更新申請 最長3年間)			
	【各種ビッグデータの調査・活用】				
	行政内外の各種ビッグデータの調査		各種ビッグデータの製品企画・開発への活用		
	医療機器関連分野・ヘルスケア関連分野製品の商品化 1件	医療機器関連分野・ヘルスケア関連分野製品の商品化 3件	医療機器関連分野・ヘルスケア関連分野製品の商品化 3件	医療機器関連分野・ヘルスケア関連分野製品の商品化 3件	医療機器関連分野・ヘルスケア関連分野製品の商品化 3件 (令和3年度)

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・医療機器関連分野・ヘルスケア機器関連分野における産学官医の専門家による支援体制(仮称)さいたま医工連携アドバイザリーボードを構築します。
- ・行政内外の各種ビッグデータ活用について調査、検討します。

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

6 グローバル企業の育成支援・企業誘致の拡充と国際展開支援

■現状・課題

<現状>

- ・戦略的な企業誘致活動等を実施し、企業誘致件数は平成25年度から平成28年度の4年間で50件の立地を達成
- ・ドイツ産業クラスター（メカトロニクス・医療）とMoU（経済協力覚書）を締結、技術交流・产学連携支援を推進

<課題>

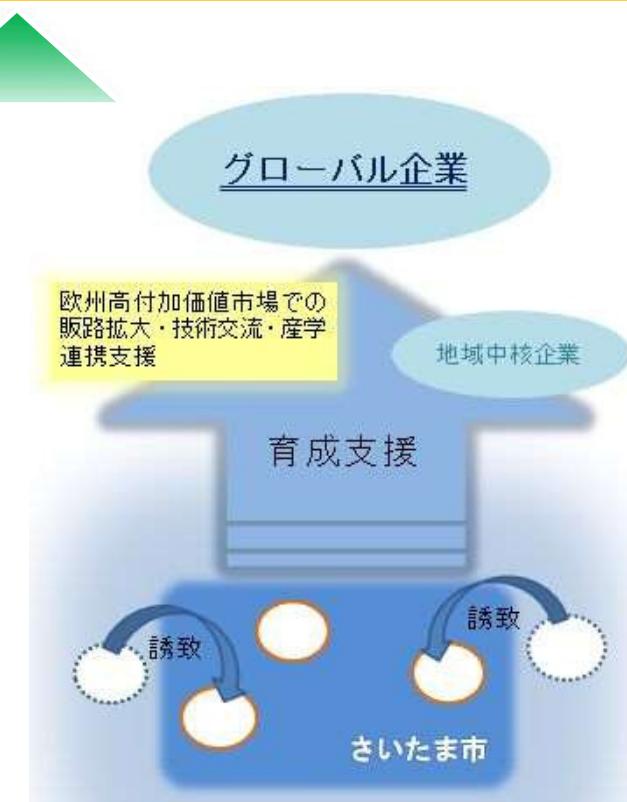
- ・企業の立地ニーズに対して、受け皿となるオフィス・産業用地が不足
- ・国内市場縮小に伴い、技術交流・海外販路拡大を見据えた企業育成が急務

■目指すべき方向性と主な取組

- ・本市の優位性を活かした企業誘致活動を推進し、財政基盤の強化、雇用機会の創出、地域経済の活性化を図ります。
- ・欧州高付加価値市場での技術交流を推進し、B to Bによる販路拡大に加えB to A（产学連携）を促進し、新たなイノベーションを創出します。

<主な取組>

- ・首都圏広域地方計画等の上位計画や企業ニーズ等を踏まえ、本社・支社・研究開発等の拠点の受け皿となるオフィス、産業用地の創出を推進します。
- ・グローバルニッチトップ企業を育成することを目的に、さいたま企業の信用力、ブランド力の醸成を図り、欧州高付加価値市場での販路拡大を支援し、技術交流のための人材育成、展示会出展支援などを推進します。



■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

6 グローバル企業の育成支援・企業誘致の拡充と国際展開支援

- 6-1 企業誘致支援の拡充とオフィス、産業用地創出
- 6-2 ドイツ・バイエルン州との経済連携の拡充
- 6-3 海外新市場への販路拡大と企業支援拡充
- 6-4 水道事業の国際協力拡大

6－1 企業誘致支援の拡充とオフィス、産業用地創出

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

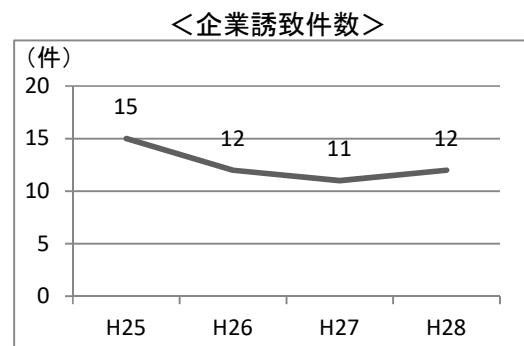
財政基盤の強化、雇用機会の創出、地域経済の活性化に向けて、「さいたま市企業誘致基本方針」に基づき、「まもり、まねいて、そだてます」を行動テーマに戦略的な企業誘致活動を行い、令和2年度までの4年間の累計で、40件の立地を実現します。

<取組方針>

- ・首都圏広域地方計画等の上位計画や企業ニーズ等を踏まえ、「さいたま市企業誘致基本方針」の改定を行うとともに、各種支援策の拡充及び立地の受け皿となるオフィス、産業用地の創出を行います。
- ・金融機関や不動産関連会社等との官民連携により、本市の優れたビジネス環境（交通の利便性、BCP対応等）のPR、積極的な企業誘致活動を実施します。

■ 現状・背景

- ・積極的な企業誘致活動を実施し、50件の誘致を達成しました。（平成25年度から平成28年度）
- ・将来的な人口減少や超高齢社会の到来等に伴う社会保障費等の財政需要の増大に対応するため、持続的な財源確保が必要です。
- ・産業構造・社会構造の変化に対応しながら、雇用機会の創出や地域経済を活性化し、本市の産業を持続的に成長させていくことが必要です。また、本市への立地を検討している企業向けの受け皿となるオフィス・用地が不足しているため、新たな産業集積拠点の検討が必要です。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	→ 企業誘致基本方針 改定 → 企業への支援の拡充(補助金制度の見直し)	金融機関・不動産関連会社等の関係機関への情報収集、企業訪問		企業誘致次期基本方針策定	
目標	企業誘致件数 10件	企業誘致件数 10件	企業誘致件数 10件	企業誘致件数 10件	企業誘致件数 10件 (令和3年度)

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・企業立地ニーズの情報共有、物件情報の収集について、市内金融機関や不動産関連会社等との連携を強化します。
- ・官民連携による新たな産業集積拠点を創出します。

6-2 ドイツ・バイエルン州との経済連携の拡充

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・技術力の優れた外国企業との共同開発の促進と、高付加価値が求められる海外市場の開拓支援を図るため、技術大国ドイツ・バイエルン州の産業クラスターとの連携を中心軸に、欧州との技術交流・展示会や商談会出展及び産学連携によるビジネス機会の拡充を推進します。
- ・市内企業の外国企業との欧州ビジネス交流支援を通じ、令和2年までの4年間の累計で、成約件数26件とします。

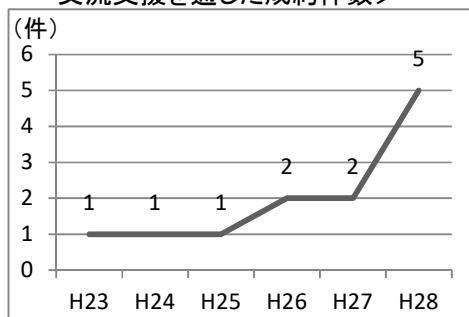
<取組方針>

- ・MoU(注1)を締結している交流の相手方であるドイツ産業クラスター（医療、メカトロ）との技術交流の推進を図り、ドイツを中心とした欧州企業とのマッチングを行います。
- ・バイエルン州経済省本省、バイエルン州駐日代表部と引き続き良好な関係を築き、行政のサポートによる円滑な支援を行います。

■ 現状・背景

- ・国内市場の縮小に伴い、グローバルニッチトップと呼ばれるような国際競争力のある企業の育成が急務となっています。
- ・このため、平成23年度から平成26年度にかけてJETRO（日本貿易振興機構）の支援を受け行ってきたドイツの産業クラスターとの交流を継続・発展させ、ドイツを中心とした欧州高付加価値市場への展開を行ってきました。

<市内企業の外国企業との欧州ビジネス交流支援を通じた成約件数>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
	【ドイツ産業クラスターとの技術交流】				
取組内容	ドイツ産業クラスター（医療、メカトロ）との技術交流の推進によるドイツを中心とした欧州企業とのマッチング支援			→	- - - - - →
	【JAPANブランド育成支援事業】				
	さいたま市の産業支援機関である公益財団法人さいたま市産業創造財団が事業を実施するためJAPANブランド育成支援事業に代表される国の補助金を活用し、高付加価値市場である欧州市場に対する国際展開支援策を拡充			-自動車 -センサー	クラスター拡充
			【支援方法の再検討】		
			平成32年度以降の支援の取組内容の検討		
				【新手法により支援の取組】	- - - - - →
				新たな支援の取組を実施	
目標	成約件数 5件	成約件数 6件	成約件数 7件	成約件数 8件	成約件数 8件 (令和3年度)

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・ドイツ産業クラスターが持つ企業ネットワークの活用を図り、マッチング支援を効率的・効果的に推進します。B to BだけでなくB to G（ガバメント（バイエルン州））やB to A、産学連携にも積極的に取り組みます。
- ・市内産業特性にあつた新たなドイツ産業クラスターとの連携を検討します。

(注1) MoU (Memorandum of Understanding) : 覚書 ここでは「経済協力関係に係る覚書」を指します。

6-3 海外新市場への販路拡大と企業支援拡充

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

縮小傾向の国内市場に代わり、市場規模・成長率・地理的近接性等から有望なアジア市場での新たな販路開拓を支援するため、地域金融機関と連携し、海外展示会出展支援・ビジネスマッチング支援等を実施し、令和2年度までの4年間の累計で、成約件数を15件とします。

<取組方針>

- ・地域金融機関のノウハウとネットワークを活用し、市内企業のアジアでの販路拡大を目指したマッチング支援を行います。
- ・行政と金融機関の連携による一気通貫の支援体制の構築により、企業の海外展開意欲向上と海外需要を取り込んだ新たな市場開拓を行います。

■ 現状・背景

- ・国内市場の縮小に伴い、グローバルニッチトップと呼ばれるような国際競争力のある企業の育成が急務となっています。
- ・このため平成27年度より2年間、埼玉県より支援を受け、展示会出展及び展示会におけるビジネスマッチングの支援を行ってきました。



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	【展示会出展支援】				
	アジアの展示会出展支援等による、アジア企業等とのマッチング支援		【支援方針の再検討】	金融機関との連携による一気通貫の支援体制及び、展開地域と手法の再検討	【新手法による出展支援】 展示会も含めた新手法によるマッチング支援
目標	成約件数 3件	成約件数 3件	成約件数 4件	成約件数 5件	成約件数 5件 (令和3年度)

■ 民間連携・加速化のポイント

金融機関、JETRO等との支援体制を確立するとともに、アジアで販路開拓を行う国・地域のターゲットを絞り込むことで、さいたま市企業の信用力・ブランド力を高めます。

6-4 水道事業の国際協力拡大

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・水道局で培った経験や技術力を広く海外で生かすとともに職員の人材育成を図るため、独立行政法人国際協力機構（JICA）など国際機関との連携により、令和2年度までの4年間の累計でラオスに対し職員を専門家として43名（295週間）派遣するとともに、ラオス研修生27名（36週間）の受入を行います。
- ・これまで築き上げてきた国際協力に係るノウハウやネットワークを生かし、民間企業におけるラオス進出の機会を支援するため、情報提供やサポート体制を強化します。

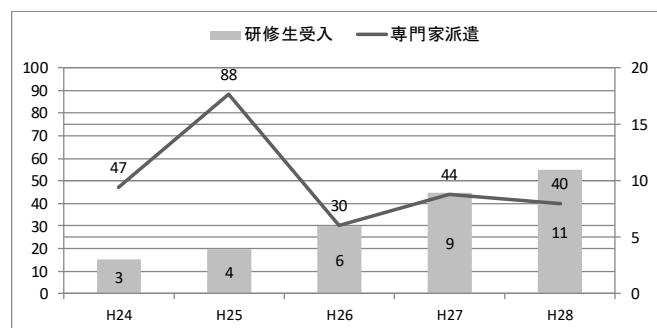
<取組方針>

- ・JICA事業の「技術協力プロジェクト（フェーズ2）」及び「草の根技術協力事業（事業体提案型）」に係る専門家派遣及び研修生受入を行います。
- ・本市とラオスとの間に構築されているインターネットを利用したホットラインを活用し、ホームページでの情報提供やラオス窓口の斡旋等を行います。

■ 現状・背景

- ・ラオスとの旧覚書期間（平成23年12月～平成28年12月）において職員の専門家派遣18名（249週）及び研修生受入52名（37週）を実施し、両国の人材を育成しました。
- ・新たな覚書（平成28年12月～令和3年12月）では、両国の水道分野における更なる発展と強化を目指し、支援地域をこれまでの1地域から3地域に拡大しました。
- ・日本の民間企業における国際展開の機会を提供するため、両国においてセミナー等を開催しており、今後もサポート体制の強化が必要です。

<JICA事業に係る専門家派遣及び研修生受入の推移>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	水道局とラオス国水道公社との水道分野の強化に向けた協力に関する覚書(H28.12.26～R3.12.25)				
	<JICA技術協力プロジェクト>		・中間セミナー		・最終セミナー
	(フェーズ1)		(フェーズ2)		
	→ 提案	→ 採択			→ フェーズ2を提案予定
	<国際展開に向けたサポート体制の強化>		● ホームページ整備	・ニーズ把握 ・支援策の検討	
目標	専門家派遣 (3名/20週間)	・専門家派遣 (14名/93週間) ・研修生受入 (9名/12週間)	・専門家派遣 (14名/93週間) ・研修生受入 (9名/12週間)	・専門家派遣 (12名/89週間) ・研修生受入 (9名/12週間)	令和3年12月にラオスとの新たな覚書を締結し、JICAと連携した協力を実施

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・ラオス研修生の受入に当たり、一部の民間企業が技術提供を行うなど民間連携を推進します。
- ・ラオスとのホットラインを活用した情報提供やサポート体制を構築し、民間企業のラオス進出を支援することにより、JICA事業（国際協力）との相乗効果を高めます。

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

7 グローバル時代の国際教育文化都市

■現状・課題

<現状>

- ・質の高い教育施策の推進により、優れた国際感覚を有する人材を育成
- ・文化芸術都市の実現に向けた、教育、観光、岩槻などの歴史的景観における幅広い分野と連携した施策を推進
- ・世界盆栽大会の開催により、海外からも注目を集め、さいたま市の文化資源である大宮盆栽のプレゼンスが向上

<課題>

- ・グローバル化社会において、異なる文化・価値観を持った人々を理解・尊重し、協力・協働により課題を解決する力など、世界で活躍できるグローバル人材の育成が必要
- ・「盆栽」、「人形」等本市の魅力ある地域資源の持続的な振興や「盆栽」の後継者育成等が不可欠
- ・文化芸術に触れ合う機会の充実のためには、象徴的なイベントの実施等多様な取組の推進が必要

■目指すべき方向性と主な取組

- ・グローバル時代を勝ち抜き、さいたま市から世界で活躍できるグローバル人材を育成します。
- ・さいたま市の強みである「盆栽文化」や「人形文化」等の振興により、文化芸術都市を実現します。

<主な取組>

- ・小学校からの英語教育や、中等教育学校での国際バカロレアプログラムによる教育などを充実させ、グローバル人材を育成します。
- ・「盆栽文化」の持続的な発展を支える人材育成・技術継承に資する取組やブランディング等を推進するとともに、「人形文化」の魅力を発信する岩槻人形博物館の整備等本市の強みである地域文化を振興します。
- ・福祉や教育分野等と連携した継続的な取組を充実させるとともに、文化芸術都市の創造のため、国際芸術祭を開催し、文化芸術の持つ魅力を発信します。

国際教育文化都市の実現

さいたま
市の強み

世界で活躍する
グローバル人材の
育成

文化芸術の創造
(盆栽・人形文化
の振興等)



英語教育の授業風景



大宮盆栽美術館の来館状況

■第2章 7つのプロジェクト～目指すべき方向性、実施事業～

7 グローバル時代の国際教育文化都市

- 7-1 グローバル人材を育成する中等教育学校の整備
- 7-2 「グローバル・スタディ」推進事業
- 7-3 未来に向けた盆栽文化の継続・発展
- 7-4 岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興
- 7-5 岩槻歴史街道事業の推進
- 7-6
 - 7-6-1 文化芸術を活用した福祉施策の拡充
 - 7-6-2 アート・イン・スクール
 - 7-6-3 文化芸術を活用した商業振興事業
- 7-7 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催

7-1 グローバル人材を育成する中等教育学校の整備

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- ・さいたま市から世界へ飛躍するグローバル人材を育成するため、中等教育学校を整備します。
- ・国際バカロレアプログラムの理念を取り入れ、国際的な視野をもつ人間を育成するため、国際バカロレア認定を実現します。

<取組方針>

- ・市立大宮西高等学校のこれまでのグローバル化先進校としての取組を更に充実・発展させるため、中等教育学校へ改編します。（平成31年4月開校）
- ・MYP（ミドル・イヤーズ・プログラム）の申請に向けた準備をします。（注1）
- ・DP（ディプロマ・プログラム）導入のための検討をします。（注2）

■ 現状・背景

- ・少子化の進行に伴い、全国的に公立高等学校の統廃合が進む中、本市の高等学校においては統廃合は行わず、更に充実・発展させ、生徒・保護者のニーズを踏まえた質の高い教育を提供し、選ばれる学校づくりを行う必要があります。
- ・平成26年4月策定「新たな中高一貫教育学校の設置に向けた基本方針」により、市立大宮西高等学校を中等教育学校へ改編し、平成31年4月に開校することとしました。
- ・中等教育学校の整備に当たっては、国際バカロレアの理念を取り入れ、国際的な視野を持ったグローバル人材の育成を目指していきます。

<市立大宮国際中等教育学校 完成イメージ図



※無断転載禁止

■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容				→	
		設計業務			
		I期工事 (前期課程校舎等)	外構工事等	II期工事 (後期課程校舎等)	→
				維持管理・運営 (18年1か月間)	→
	MYP候補校申請に向けた研究	MYP候補校申請		MYP認定校申請	→
	DP候補校申請の研究			DP候補校申請	→
目標	前期課程校舎の整備	・ 前期課程校舎の整備 ・ MYP (SIF) の提出（注3）	・ 開校（4月） ・ MYP候補校申請	・ 後期課程校舎の整備 ・ MYP認定校申請 ・ DP候補校申請	後期課程校舎の整備

■ 民間連携・加速化のポイント

整備に当たっては、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、事業者の創意工夫の發揮によって効率的かつ効果的な施設の整備及び財政負担の縮減等を期待し、PFI (BT0) 方式で実施します。

(注1) MYP（ミドル・イヤーズ・プログラム）教科の内容と社会のつながりを学ぶプログラム（対象年齢11歳～16歳）

(注2) DP（ディプロマ・プログラム）国際バカロレア資格の取得が可能なプログラム（対象年齢16歳～19歳）

(注3) SIF 国際バカロレア機構に关心があることを伝える文書

7-2 「グローバル・スタディ」推進事業

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

- 平成28年度から全ての市立小・中学校で実施している本市独自の英語教育「グローバル・スタディ」を一層発展、充実させます。児童生徒が国際的な広い視野に立って、異なる言語や文化への理解を深めるとともに、義務教育終了段階で、令和2年度に英検3級以上相当の英語力を有する生徒の割合を77%にします。
- 令和元年度から導入される全国学力・学習状況調査の英語の平均正答率において、令和元年度以降、政令指定都市第1位を獲得します。

<取組方針>

- 全国で標準化された学力調査等による効果検証により、小・中学校9年間の一貫したカリキュラムを改善します。
- 本市独自のカリキュラム「グローバル・スタディ」に合わせた教材を開発・整備します。
- 平成30年度から新たな英語教育研究モデル校を配置し、カリキュラムの改善・充実を図ります。
- イギリッシュ・キャンプの実施など児童生徒の「グローバル・スタディ」での学びを生かす体験活動の充実を図ります。
- 教員の指導力向上のため、研修の充実に努めます。

■ 現状・背景

- 近年、少子化や高齢化による生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化しており、将来、子どもたちが就くことになる職業の在り方を始め、我が国を取り巻く状況は、現在とは様変わりすることが予想されます。
- このような状況の中、平成25年12月には文部科学省が「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表し、国の小学校英語の教科化、内容の高度化の方向性が示されました。
- 本市でも、これまで小・中一貫「潤いの時間」「英会話」に取り組んできた実績もあり、平成28年度から、全ての市立小・中学校で小学校1年生から中学校3年生までを一貫した教科として行う「グローバル・スタディ」を実施することとしました。

<「グローバル・スタディ」の内容>



新しい英語教育では、学んだことを活用する機会を充実していきます。

■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容		小学校「グローバル・スタディ」の授業時数増による実施開始			
目標	中学校3年生で英検3级以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合 55%	中学校3年生で英検3级以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合 60%	・中学校3年生で英検3级以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合 76% ・全国学力・学習状況調査の英語平均正答率における政令指定都市 1位	・中学校3年生で英検3级以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合 77% ・全国学力・学習状況調査の英語の平均正答率における政令指定都市 1位	・中学校3年生で英検3级以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合 80%（令和3年度） ・全国学力・学習状況調査の英語の平均正答率における政令指定都市 1位（令和3年度以後）

■ 民間連携・加速化のポイント

- 外部試験の活用による「グローバル・スタディ」の効果検証を実施します。
- 民間の機関との連携による教員研修を実施します。
- 「イギリッシュ・キャンプ」、「さいたま市国際ジュニア大使」の活動等、学びを生かす体験活動の充実に当たり、民間との連携を推進します。

7-3 未来に向けた盆栽文化の継続・発展

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

「伝統産業としての盆栽業の推進」、「市の誇る文化としての盆栽ブランドの確立」、「盆栽村の聖地化」など、本市の魅力ある地域資源である盆栽の振興を図るために、様々な局・区など組織が横断的に連携した盆栽振興における持続可能な仕組みづくりを行います。また、現在、約80カ国の方々が来館していることから、インバウンドへの取組を更に充実させるとともに、関係部局で連携した相乗効果の高いPRを実施し、外国人来館者の増加を図ります。なお、外国人来館者の満足度を高めるため、外国人来館者の意見を分析し関係部局で行う取組に反映させていきます。

<取組方針>

盆栽村の街並みの維持と活用を図る取組や大宮盆栽のブランド強化の取組、後継者の育成、技術の伝承を図る取組、持続可能な盆栽経営が行えるような取組について、持続して様々な局・区等が行えるよう計画を策定し進行管理します。

■ 現状・背景

- 大正時代に遡る「大宮盆栽村」に端を発する本市の盆栽文化は、国内外から高く評価される市の誇りです。
- 世界盆栽大会の開催により一層高まった国際的評価を受け、我が国の盆栽の聖地を将来に向けて持続・発展させる必要が生じています。

<大宮盆栽>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	→ すごいぞ！大宮盆栽プロジェクト(計画) ～Cool BONSAI Plan～(仮)策定		進行管理		→
	【早期に着手を目指す取組】 ・「大宮盆栽」ロゴの活用 ・市立学校生徒等への見学機会提供 ・盆栽村周辺施設(盆栽四季の家、漫画会館等)を活用した取組等	等			→
	【今後検討する取組】 ・後継者の育成、技術の伝承に向けた取組 ・大宮盆栽のブランド強化に向けた取組 ・持続可能な盆栽経営が可能となる取組 ・街並みの維持に向けた取組 ・インバウンドへの取組 ・大宮盆栽美術館の満足度向上に向けた取組、区が行える盆栽振興の取組等				等
目標	・盆栽美術館来館者約75,000人(注1) ・盆栽アカデミー2コース開講(日本人向け初級・中級) ・計画策定 ・盆栽村内市有地等について民間団体と協議	・盆栽美術館来館者約76,000人 ・盆栽アカデミー4コース開講(新たに在住外国人向け初級・中級) ・計画に基づく具体的な取組実施 ・来館者の満足度92% ・大宮盆栽村認知度市内在住者80.0%、市外からの市内在勤者56.0%、大宮盆栽美術館認知度市内在住者51.0%、市外からの市内在勤者31.0% ・盆栽村内市有地等の具体的な活用案の検討・調整	・盆栽美術館来館者約77,000人 ・盆栽アカデミー8コース開講(新たに外国人向け初級・中級) ・計画に基づく具体的な取組実施 ・来館者の満足度93% ・大宮盆栽村認知度市内在住者81.0%、市外からの市内在勤者57.0%、大宮盆栽美術館認知度市内在住者52.0%、市外からの市内在勤者32.0% ・盆栽村内市有地等の具体的な活用案の検討・調整	・盆栽美術館来館者約80,000人 ・盆栽アカデミー9コース開講(新たに外国人向け上級) ・計画に基づく具体的な取組実施 ・来館者の満足度94% ・大宮盆栽村認知度市内在住者82.0%、市外からの市内在勤者58.0%、大宮盆栽美術館認知度市内在住者53.0%、市外からの市内在勤者33.0% ・盆栽村内市有地等の活用方針の決定	・盆栽美術館来館者約80,000人(令和3年度) ・盆栽アカデミー9コース開講 ・計画に基づく具体的な取組実施 ・来館者の満足度95% ・大宮盆栽村認知度市内在住者83.0%、市外からの市内在勤者59.0%、大宮盆栽美術館認知度市内在住者54.0%、市外からの市内在勤者34.0% ・活用方針に基づく事業の推進

■ 民間連携・加速化のポイント

- 大宮盆栽村等の盆栽園と連携します。
- その他具体的な取組の中で必要となる民間事業者や関係団体等と連携します。

(注1)世界盆栽大会開催期間の来館者数を除いた数値

7-4 岩槻人形博物館の整備等による人形文化の振興

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

本市の魅力ある地域資源である人形文化の振興を図るため、拠点施設として、東京2020大会までに岩槻人形博物館を整備し、子どもの成長を願う親と子を始めとした多くの方々が魅力を感じる展示会を実施すること等により、令和2年度に年間来館者数を7.4万人とします。

<取組方針>

- ・令和元年度末までに開館します。
- ・開館後は、人形等資料の収集、保存、調査、研究等を進めるとともに、展示会等を実施し、人形文化の振興を図ります。また、地域のイベントや旧岩槻区役所敷地内に整備予定のにぎわい交流施設との連携を図り、地域の魅力向上に取り組みます。

■ 現状・背景

- ・旧岩槻区役所敷地利用計画を平成27年6月に策定しました。
- ・平成29年2月市議会定例会において博物館整備事業の承認を得てデザイン・ビルト事業契約を締結しました。
- ・西澤笛畠コレクションを始めとした5千点を超える日本有数の人形資料等を収集しました。

<岩槻人形博物館 外観>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度~
取組内容	実施設計 → 着工 展示実施設計 施設設置条例の制定	建設工事 展示造作 博物館ロゴの作成	開館準備 → 開館	常設展示・企画展示等 人形文化の振興	
目標	・博物館の着工 ・人形博物館の周知のための展覧会等の開催	・展示造作の着手 ・プロモーションのためのロゴの作成	・博物館の開館 ・広報・プロモーションの実施及び開館記念イベントの開催	年間来館者数 7.4万人	年間来館者数 (令和3年度)

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・NPO法人岩槻・人形文化サポーターズ（平成28年2月設立）と協働して、人形文化の普及啓発活動を行います。
- ・市民団体や商工関係者と連携し、人形文化の振興に向けたワークショップ等の参加型の事業を実施します。

7-5 岩槻歴史街道事業の推進

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

「岩槻まちづくりマスタートップラン」に位置付けた岩槻駅周辺地区に残る地域資源を活用し、まちの魅力を向上させ、にぎわいを創出するため、“まちなみづくり”と“みちづくり”を住民等と協働で進めます。

<取組方針>

- ・歴史的・文化的地域資源を活かした沿道の建物等の景観に配慮した“まちなみづくり”を支援します。
- ・“まちなみづくり”と調和した“みちづくり”を推進します。

■ 現状・背景

- ・岩槻駅周辺地区の歴史的・文化的資源をまちづくりに有効に活用するため、駅周辺の回遊性を高める必要性があります。
- ・平成27年度に裏小路まちなみづくり協議会を設置し、地元協議会と“まちなみづくり”、“みちづくり”に向けた協議を開始しました。

<岩槻歴史街道ルート図>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■まちなみづくり 				
	裏小路まちなみルール作成	裏小路まちなみルール運用・検証			
目標	まちなみルール作成	裏小路みちづくりの仕様等検討	道路美装化工事		
		道路等測量・設計			
目標	まちなみルール運用開始 ・みちづくり方針決定	・まちなみルール運用開始 ・みちづくり方針決定	道路等設計の完了	道路美装化工事着手	道路美装化工事実施

■ 民間連携・加速化のポイント

- ・地元協議会等関係者と情報共有を密に行うことで、連携を強化します。
- ・沿道修景等の“まちなみづくり”を迅速に進めるためのインセンティブとして、補助制度の導入を検討します。

7-6-1 文化芸術を活用した福祉施策の拡充

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

高齢者や障害者の文化芸術活動の活性化を図ることで、高齢者の生きがいづくりや障害者の社会参加を推進するとともに、誰もが生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、地域の芸術家等の派遣による文化芸術活動を、令和2年度までの4年間の累計で80回実施します。

<取組方針>

- 効果的な事業実施に向け、高齢福祉施設や障害福祉施設等に対する調査を行います。
- 高齢者や障害者が文化芸術に触れ合うことで、高齢者や障害者本人の生きがいや自信を創出し、障害者の自立と社会参加を促進するといった事例もあることから、文化振興課と連携して選定した芸術家等を高齢福祉施設や障害福祉施設等に派遣し、体験教室や講座など多様な文化芸術に触れ合える機会を創出します。

■ 現状・背景

- 高齢福祉施設や障害福祉施設では、主に施設職員やボランティア等が活動の指導を行っています。
- 高齢や障害により身体的に外出が困難など、普段、文化芸術に触れる機会が少ない方も多くいます。

<文化芸術活動イメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	→ 施設等に対する調査及び事業内容の検討	→ 地域の芸術家等の派遣による文化芸術活動の実施			→ 福祉施設等における自主的な文化芸術活動を支援
目標	事業計画の策定	文化芸術活動実施回数 20回	文化芸術活動実施回数 30回	文化芸術活動実施回数 30回	文化芸術活動支援

■ 民間連携・加速化のポイント

地域の芸術家等の協力を得ることで、高齢者の生きがいづくりや障害者の社会参加を効果的に推進します。

7-6-2 アート・イン・スクール

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

将来の文化芸術の担い手である、児童生徒の感性と想像力を育み、豊かな情操を培うため、児童生徒に対して文化芸術に触れる機会の提供や、学校・文化芸術団体等との連携を通して、文化芸術を愛する児童生徒の育成に資する取組を実施し、令和2年度までの4年間の累計でゲストティーチャーの派遣校を10校とします。

<取組方針>

- ・様々な分野で活躍するアーティストを文化振興課と連携して選定し、ゲストティーチャーとして小・中・高等・特別支援学校に継続的に派遣し、授業を実施することで、児童生徒が本物の文化芸術に触れながら学習する機会を提供します。
- ・文化庁の「文化芸術による子供の育成事業」を活用し、優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供することで、児童生徒の文化芸術に対する興味・関心を喚起します。
- ・児童生徒が身近に優れた文化芸術を鑑賞・学習する環境づくりに向けて、文化振興課やさいたま市文化振興事業団と連携した事業を展開します。

■ 現状・背景

- ・市の学校教育では、授業を中心として児童生徒の豊かな情操を培うとともに、文化芸術への興味・関心を高める取組を実施してきました。
- ・近年、AIの急速な発達などの絶え間ない技術革新等により、我が国を取り巻く状況は、現在とは様変わりすることが予想されており、人間の強みである豊かな感性の育成を一層充実させることが求められます。そのためには、これまで実施してきたことに加えて、様々な分野のアーティストによる多様で質の高い文化芸術に触れ、体験できる環境をさらに充実させ、文化芸術への興味・関心を一層高めていくことが大切です。

<文化芸術を学習する環境づくり イメージ>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容		→			
		→			
		→			
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術による子供の育成事業」の活用校数 15校 ・プライマリーコンサートの参加校数 15校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャーの派遣校数 2校 ・「文化芸術による子供の育成事業」の活用校数 15校 ・プライマリーコンサートの参加校数 15校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャーの派遣校数 3校 ・「文化芸術による子供の育成事業」の活用校数 15校 ・プライマリーコンサートの参加校数 15校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャーの派遣校数 5校 ・「文化芸術による子供の育成事業」の活用校数 15校 ・プライマリーコンサートの参加校数 15校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャーの派遣継続・拡充 ・「文化芸術による子供の育成事業」の活用継続 ・プライマリーコンサートの継続

■ 民間連携・加速化のポイント

文化庁、さいたま市文化振興事業団、その他民間団体等と連携を図り、アーティストや文化芸術団体を各学校へ派遣することで、多様な文化芸術に触れる機会を創出します。

7-6-3 文化芸術を活用した商業振興事業

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

文化芸術を活用して商店街に賑わいを創出し市内商業を活性化するため、商店街等において盆栽、音楽、現代アート等を活用した取組を、令和2年度までの4年間の累計で、延べ16か所で実施します。

<取組方針>

- ・事業実施可能な地域（商店街等）を調査し、ピックアップします。
- ・文化振興課と連携して選定したアーティスト等を派遣し、関係者間での具体的な調整を経て、話題性を持った、芸術文化に触れ合える機会を創出することで、商店街に来訪者を呼び込みます。

■ 現状・背景

- ・市内には、駅近隣型や郊外の住宅地型などあるが、日常の買い物を大型店で行い、地元の商店街を利用しない、存在を知らない市民が増えています。
- ・商店街に来訪者を呼び込むための、現地に足を運ぶきっかけとなるような仕掛けとして、これまでほとんど活用されていない芸術文化の分野に着目しました。

<商店街等における文化芸術を活用した取組(イメージ)>



■ 各年度の取組内容と目標

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度～
取組内容	事業内容の検討 (アーティスト等や 商店街の選定)	委託業者・文化芸術 関係者・商店会と打 合せ	委託業者・文化芸術 関係者・商店会と打 合せ	委託業者・文化芸術 関係者・商店会と打 合せ	商店街の取組 を支援
目標	・協力団体の選定 ・事業内容の決定	2か所の商店街等で文 化芸術を活用した取組 を実施	4か所の商店街等で文 化芸術を活用した取組 を実施	10か所の商店街等で文 化芸術を活用した取組 を実施	文化芸術を活用した 商業振興に取り組む 商店街を支援

■ 民間連携・加速化のポイント

商店街などのフィールドを活用できるアーティスト等が商店街でイベントを実施して商店街の存在をPRし、商店街に来訪者を呼び込むことで商店街のリピーターとなるきっかけを作り、かつ文化芸術の魅力を伝え根付かせることができます。

7-7 市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催

■ 4年間の目的・目標、取組方針

<目的・目標>

さいたま市文化芸術都市創造計画の重点プログラムとして、さいたま文化の創造・発信、本市の文化芸術を支える人材の育成、さいたま文化を活かした「まち」の活性化を目的として、国際芸術祭を開催し、令和2年度に、経済効果30億円、来場者数30万人を実現するとともに、市民が参加しやすい仕組みを構築し、「市民参加型」の国際芸術祭として、令和2年度までの累計で、国際芸術祭の参加者数を延べ10万人とします。

<取組方針>

- ・国際芸術祭を東京2020大会の文化プログラムとして位置付けるとともに、国内外の若手を含めた気鋭のアーティストによる最先端の作品展示や公演の実施、市民による文化芸術活動への支援等、アーティストと地域の交流を促進する取組を実施します。
- ・市外への広報・PR活動に注力し、インバウンドを呼び込み、まちの活性化を図ります。
- ・前回導入したサポートー制度を継続するとともに、作品を公募するなど、市民が参加しやすい仕組みを構築します。

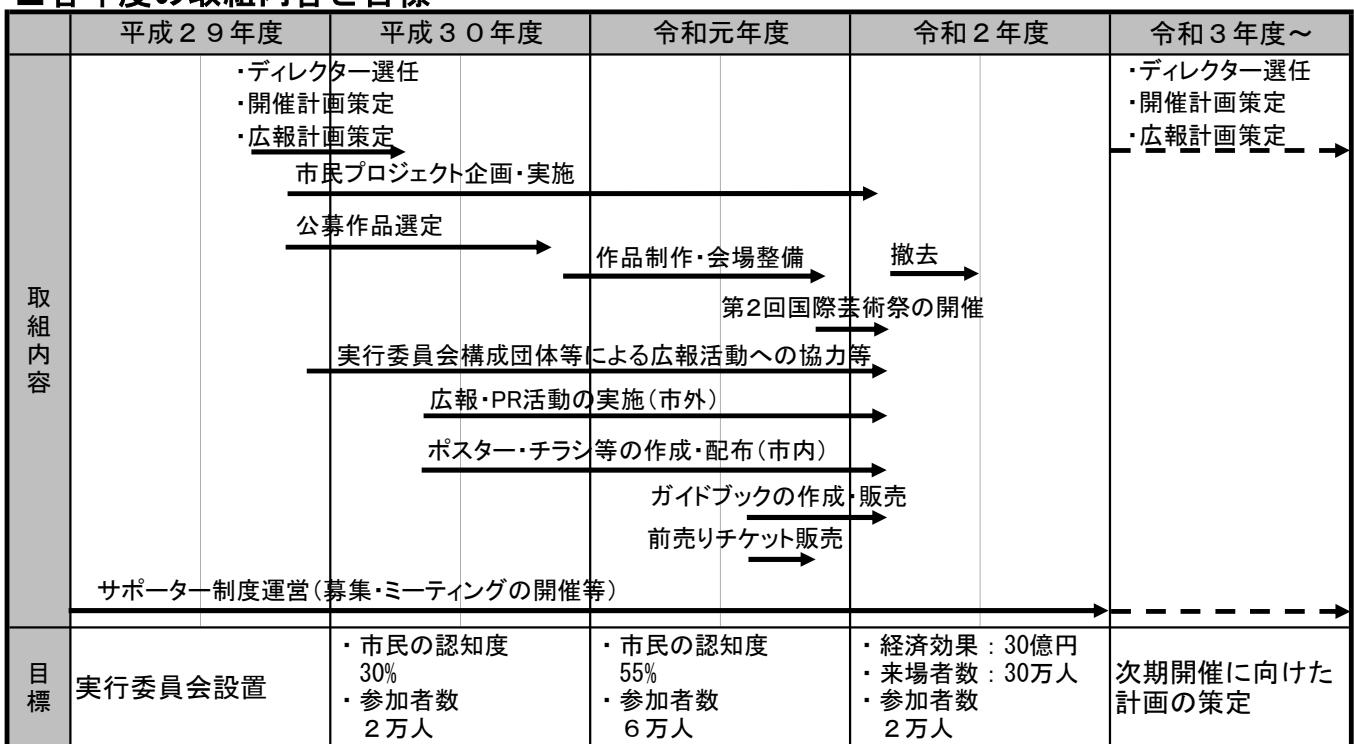
<第1回国際芸術祭の実績>

種別	来場者数 (人)	参加者数 (人)	事業数 (事業)
①アートプロジェクト	217,350	7,011	48
②市民プロジェクト	74,834	5,746	48
③連携プロジェクト	44,406	5,649	45
④その他関連事業	26,683	45,655	54
合計	363,273	64,061	195
経済効果総額		29億5,848万円	
内訳	経済波及効果	13億18万円	
	広告換算値費	16億5,830万円	

■ サポートー登録者数等 ※第1回国会期末現在

①登録者数:973人 ②サポートー・ミーティング開催回数:41回

■ 各年度の取組内容と目標



■ 民間連携・加速化のポイント

- ・東京2020大会の文化プログラムとしての認証等を得ることにより、国際芸術祭のイベント価値の向上を図るとともに、大会公式スポンサー等と連携し、広報活動や協賛セールスなどの取組を積極的に進めます。
- ・オールさいたまで取り組むという方針のもと、実行委員会形式で実施することにより、県、経済団体、大学などの産学官の幅広い関係者の知見、人材、人脈、資金等の活用を図ります。

参 考

1 これまでの「成長戦略」の振り返り

(1) 成果

本市では、平成26年4月に、市長が平成25年5月の市長選挙において市民に示したマニフェストをベースに、東京2020大会が開催される平成32年（2020年）を視野に入れながら、当面は4年間（平成25年度から平成28年度まで）を目安に推進する計画として、「さいたま市成長戦略」を策定しました。

また、成長戦略を総合的・戦略的に推進するため、「さいたま市成長戦略本部（平成28年度から地方創生・成長戦略統合推進本部に改編）」及び7つのプロジェクトチームを設置し、定期的な進行管理等を行い、取組を推進してきました。

このような推進体制の下、全庁一丸となって取り組んだ結果、平成25年度から平成28年度の4年間で、一定の成果が得られたものと認識しています。

(2) 成長戦略からの見直し点

成長加速化戦略の各事業の実効性を一層確保するため、事業毎に各年度の取組内容と目標をより明確にしました。

成長戦略の進行管理に当たっては、4年間を総括して、事業進捗と成果をとりまとめましたが、成長加速化戦略では、毎年度、目標に対する事業評価を実施し、評価結果も公表することとしました。

また、次ページ以降には、成長加速化戦略の成果として、特に関連する総合振興計画後期基本計画の成果指標を掲載しました。

さらに、民間活力の活用等により、当該事業を一層加速化させるための「民間連携・加速化のポイント」を記載しました。

2 成長加速化戦略における成果指標（総合振興計画の成果指標）

指標項目	平成29年度	令和2年度 (参考)※1
市民1人当たりの温室効果ガス排出量	4.26t-CO ₂ (H26)	3.19t-CO ₂
エネルギースマート活用率※2	11.2% (H26)	20%
節電・省エネなど、ライフスタイルの転換につながる行動を実践している市民の割合	86.5% ※3	90.7%以上
全国学力・学習状況調査、「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合	88.0% (小6) 73.7% (中3) ※4	93% (小6) 80% (中3)
全国学力・学習状況調査、実施科目の平均正答率について、本市と大都市平均との比較(本市／大都市平均 * 100)※5	101.8 (小6) 104.1 (中3)	105 (小6) 106 (中3)
地域の子ども・青少年が健全に成長していると感じる市民の割合	76.8%※6	80%
成人の週1回以上のスポーツ実施率	60.9%※7	70%
児童・生徒の週1回以上のスポーツ実施率 (学校の体育の授業を除く)	85.7% (小5) 84.4% (中2) (H28)※8	93% (小5) 90% (中2)
本市を「スポーツが盛んなまち」とイメージする市民の割合	28.3%※9	60%
文化芸術活動を行う市民の割合(過去1年間に1回以上の文化芸術活動を行った市民の割合)	37.8%※10	50%
本市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合	16.0%※9	25%
まちなかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができていると感じる市民の割合	59.0%※6	60%
安全で生活しやすい身近な生活道路が整備されていると感じる市民の割合	53.0%※6	60%

指標項目	平成29年度	令和2年度 (参考)※1
自転車が安全・快適に通行できていると感じる市民の割合	28.5% ※6	35%
都心に活気があり、魅力的であると感じる市民の割合 ※11	68.9% ※6	70%
都心の駅の1日当たり乗降客数（定期利用者を除く）※12	364,058人 (H28)	339,000人
地域の特性を生かしたまちづくりがされていると感じる市民の割合	45.0% ※6	50%
なるべく自家用車に頼らないで、日常生活を営んでいる市民の割合	67.5% ※3	75%
日常生活において、市内の移動が便利であると感じる市民の割合	63.9% ※6	70%
経営状況が安定している企業数 (法人市民税法人税割額の納稅義務者数)	13,187社 (H28)	12,460社
普段の買物を主に市内商店（街）で行う市民の割合	82.1% ※3	88%
市内産農産物を買いたいと思う市民の割合	80.4% ※6	90%
市内総生産（実質）	4兆2,544億円 (H26)	4兆9,713 億円
入込観光客数	2,400万人 (H28) ※13	3,000万人
本市に来訪者を招き入れたいと感じる市民の割合	48.6% ※6	70%
市内事業所における従業者数	505,680人 (H26)	515,000人 (H31)
防災訓練の参加人数 ※14	26,235人 (H28)	17,000人
災害に備え、家庭で備蓄等の対策を取っている市民の割合	55.9% ※3	73%
建物火災件数	158件 (H28)	178件

指標項目	平成29年度	令和2年度 (参考)※1
地震に強い耐震水道管の割合	45.9% (H28)	50%
下水道普及率	92.5% (H28)	94%
住宅の耐震化率	89.4% (H27)	95%
市の国際的なイメージが向上していると感じる市民の割合	32.3% ※6	60%

※1 令和2年度（参考）欄は、さいたま市総合振興計画後期基本計画（平成25年度）の策定時において、令和2年度までに到達したい水準として設定した数値

※2 市域のエネルギー消費量（2020年現状趨勢ケース）のうち、省エネによる削減量と再生可能エネルギー等の導入量の占める割合

※3 平成29年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査において、「積極的に行っている（心がけている）」「ある程度行っている（心がけている）」と答えた市民の割合

※4 全国学力・学習状況調査（文部科学省）の設問「将来の夢や目標を持っている」について、「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と答えた児童生徒の割合

※5 大都市とは、政令指定都市及び東京23区を指す。

※6 平成29年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査において、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた市民の割合

※7 平成29年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査において、「週4回以上」「週2～3回程度」「週1回程度」と答えた市民の割合

※8 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）において、「殆ど毎日（週3日以上）」「時々（週に1～2日）」と答えた児童生徒の割合

※9 平成29年度さいたま市民意識調査の設問「さいたま市にどのようなイメージを持っていますか」（選択式（複数選択可））について、当該イメージを選択した市民の割合

※10 平成29年度さいたま市総合振興計画（後期基本計画）に係るアンケート調査において、「週3回以上」「週1～2回程度」「月1～3回程度」「年数回程度」と答えた市民の割合

※11 都心とは、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区をいう。

※12 都心の駅とは、大宮駅、さいたま新都心駅、浦和駅をいう。

※13 観光関連施設や観光イベントごとに集計している入場・来場者数の年間総計

※14 総合防災訓練及び避難場所運営訓練の参加人数であり、地域の各防災訓練は除く。

**さいたま市成長加速化戦略
令和元（2019）年度改定版**

令和元年12月発行

発 行 さいたま市
編 集 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電 話 048-829-1035（直通）
F A X 048-829-1997
E-mail toshi-keiei@city.saitama.lg.jp